

林孫藏家文書「松前町年寄詰所日記抜書」

神奈川大学日本常民文化研究所所蔵

余市水産博物館研究報告別冊

2013年 3月

三浦 泰之・田島 佳也：林孫藏家文書「松前町年寄詰所日記抜書」

余市水産博物館

余市水產博物館

研究報告別冊

2013年 3月

余市水產博物館

神奈川大学日本常民文化研究所所蔵

林孫藏家文書「松前町年寄詰所日記抜書」

三浦 泰之・田島 佳也

神奈川大学日本常民文化研究所所蔵 林孫藏家文書「松前町年寄詰所日記抜書」

解題

三浦 泰之・田島 佳也

西蝦夷地ヨイチ場所の場所請負人であつた三代目林長左衛門（一八二三）一八八二）は、安政七年（一八六〇）三月九日、松前藩から松前城下の町年寄を命じられた。元治元年（一八六四）に隠居して源左衛門と名乗るようになつてからも、慶應三年（一八六七）一月二十九日に病気を理由に「御免」となるまで、引き続き、その職務に当たつた（三代目林長左衛門のことは、以下、源左衛門と呼称する）⁽¹⁾。

町年寄は、特権的上層町人から選ばれ、松前城下のほか、江差・箱館にも置かれた。町年寄詰所（町役所）に詰め、町奉行の支配下で町方の諸政の事務にあたつた町役人の筆頭であり、御目見得の格式が与えられ、苗字・帶刀を許されていた。源左衛門が職に就いた安政七年（一八六〇）当時、松前城下の町年寄は、源左衛門のほか、上田曾右衛門、村山伝兵衛、村山金八郎の四人体制であった。

松前城下の町年寄の具体的な機能については、鈴江英一氏により、以下の通り、まとめられている⁽²⁾。

町年寄の機能は、（一）市中の取締、法令の伝達、徵稅・夫役、職業獎勵、人別の把握などの市在住民に対する收取課役管理、（二）願伺届・証書への奥印等の證明、民事訴訟勧解、捨子・鰥寡孤獨・老令・篤行者への賑恤、町入費の管理、祭礼などの住民保護、（三）名主・町代の黜

陟、帳簿の管理などの町政機構の内部管理のほか、（四）藩主などの動向に関する」と、とくに参府往来、家臣・幕吏・諸藩士の往来、社寺関係事務、足輕関係の事務等々、藩庁が携わるがごとき事務の処理にあつていたと、目下のところは概括できよう。さらに、その管轄は、町奉行のそれに照応して在方をも含む範囲であり、また、すくなくとも松前藩復領期にあつては、藩と町方、とくに特権的商人を頂点とした上層町人たちとの結節点、城下支配のかなめとしても機能していたのである。

以上のように広範な職務に携わった松前城下の町年寄であるが、その職務の内容を具体的に示す史料は、ほとんど残されていない。その中で、『松前町史』史料編第二巻（松前町、一九七七年）にて「松前町年寄詰所日記并番日記」として翻刻紹介された余市町所蔵の林家文書にある文書は、唯一まとまつた形で残されている史料と言える。主として、幕末期に源左衛門が町年寄を命じられたことに由来して林家文書に含まれている文書で、その史料的な特徴は、①初めて町年寄に就任した源左衛門が、当時、町年寄詰所に保管されていた過去の日記から、職務の参考とするために記事を抜粋した「松前町年寄詰所日記抜書」（文政八年（一八二五）八月～天保五年（一八三四）七月）、②源左衛門が町年寄在任中、現在進行形的に作成された日記類（在任期間に町年寄詰所で作成されていた日記を、毎日にわたりて写した「松

前町年寄詰所日記写」（安政七年（万延元年・一八六〇）三月～四月）や、詰所への詰番であった日の出来事のみを記した「番日記」（万延元年（一八六〇）五月～慶応二年（一八六六）二月）など）に大別される⁽³⁾。いずれも、松前城下の町年寄が担つた広範な機能を背景に、当該期の松前藩政の動向や松前城下の社会・経済・文化を理解する上で基礎的史料として高く評価されている。

この史料集で翻刻紹介した、神奈川大学日本常民文化研究所（以下、常民研と略記）所蔵の林孫藏家文書「松前町年寄詰所日記抜書」も、ヨイチ場所請負人林長左衛門家ゆかりの文書群の一部である⁽⁴⁾。しかも、前掲『松前町年寄関係史料の特徴①』として挙げた「松前町年寄詰所日記抜書」と、元々は一緒に作成された文書と考えられる。

表1として、余市町所蔵と常民研所蔵の「松前町年寄詰所日記抜書」を、年代順にまとめた。前掲『松前町史』所収の余市町所蔵分は文政八年（一八二五）八月十九日の項（部分）から天保五年（一八三四）七月二十三日（部分）の項までの約九ヵ年分であるが、常民研所蔵分を合わせると、その欠落部分も含めて前後の年代が補われ、文政六年（一八二三）一月二日の項から天保十二年（一八四一）三月二十六日の項まで、約十八ヵ年と二ヵ月分になることがわかる。

「抜書」が始まっている文政六年（一八二三）一月は、実質的に、幕府から松前和人地と蝦夷地一円が松前藩へ「復領」となって初めて迎えた正月に当たる⁽⁵⁾。これ以前の時期の「抜書」が存在する可能性は否定出来ないが、源左衛門が松前藩復領期以降の松前城下の主要な出来事や先例を参照すると

いう意図で抜き書きを行つたとすれば、「抜書」の開始時期としては妥当とも思われる。また、常民研所蔵分を合わせても、「抜書」は天保十二年（一八四一）三月二十六日の項までしか確認されず、それ以降の時期については、作成されたのか否か、よくわからない。ただ、北海道開拓記念館所蔵の林家文書にある「[鮭漁獲日誌]」⁽⁶⁾という近代文書に、「松前町年寄詰所日記抜書」の天保十二年（一八四一）六月十六日の項と思われる近世文書が再利用されている事例が確認される」とから、表1のNo.30以降も「抜書」が存在した可能性が高いと考えられる。ひとまずは、前掲『松前町史』所収の「松前町年寄詰所日記并番日記」解題で推定されているように、源左衛門が町年寄に就任した直前の時期まで「抜書」が存在した、と考えておきたい。

「松前町年寄詰所日記抜書」は、あくまでも、筆写者である林源左衛門の何らかの意図が反映された抜き書きであり⁽⁷⁾、町年寄詰所で作成された日記の記事全体を網羅するものではない。ただ、松前城下の町年寄が担つた広範な機能の実態を伝える史料に乏しいという現状にあっては、「松前町年寄詰所日記抜書」が持つ史料的価値は高いと考えている。本史料集が多くの方々に活用されるとすれば、幸いである⁽⁸⁾。

なお、本史料集では、紙幅の都合上、常民研所蔵の林孫藏家文書「松前町年寄詰所日記抜書」の内、文政六年（一八二三）から文政八年（一八二五）松前までの分（No.1）、天保五年（一八三四）から天保七年（一八三六）までの分（No.13～No.19の一部）のみを対象とした。残りの分については、次年度以降、継続して翻刻紹介していく予定である。

表1 林家文書に確認される「松前町年寄日記抜書」

No.	資料名	数量	所蔵 常民	記載期間・備考	翻
1	〔松前町年寄日記抜書〕	62枚	常民	文政6年(1823)1月2日～12月30日 文政7年(1824)1月1日～12月30日 文政8年(1825)1月29日～8月19日(途中) ※縦外れ墨付62丁分。最後の丁に相当する一紙の奥に「ハノ一」と墨書きあり	
2	〔松前町年寄日記抜書〕	1綴	余市	文政8年(1825)8月19日(途中)～8月27日 文政9年(1826)3月4日～11月13日 文政10年(1827)4月4日～9月17日(途中) ※墨付34丁。最初の丁の端に「ハノ二」、最後の丁の奥に「文十ノ一」と墨書きあり	○
3	〔松前町年寄日記抜書〕	1綴	余市	文政10年(1827)9月17日(途中)～12月28日 文政11年(1828)1月3日～9月23日(途中) ※墨付31丁。最初の丁の端に「文十ノ二」、最後の丁の奥に「文十一イノ一」と墨書きあり	○
4	〔松前町年寄日記抜書〕	1綴	余市	文政11年(1828)9月23日(途中)～24日 文政12年(1829)1月9日～5月8日(途中) ※墨付22丁。最初の丁の端に「文十一イノ二」、最後の丁の奥に「文十一ノ三」と墨書きあり	○
5	〔松前町年寄日記抜書〕	1綴	余市	文政12年(1829)5月8日(途中)～12月1日 ※墨付26丁。最初の丁の端に「文十一ノ四」と墨書きあり	○
6	〔松前町年寄日記抜書〕	1綴	余市	文政13年(天保元年・1830)2月8日～12月30日 天保2年(1831)1月1日～2月27日(途中) ※墨付37丁。最後の丁の奥に「天保二ノ一」と墨書きあり	○
7	〔松前町年寄日記抜書〕	1綴	余市	天保2年(1831)2月27日(途中)～12月27日 ※墨付39丁。最初の丁の端に「天保二ノ二」、最後の丁の奥に「天保二ノ三」と墨書きあり	○
8	〔松前町年寄日記抜書〕	1綴	余市	天保3年(1832)1月11日～9月22日(途中) ※墨付23丁。最初の丁の端に「天保二ノ次四」、最後の丁の奥に「天保三ノ五」と墨書きあり	○
9	〔松前町年寄日記抜書〕	1綴	余市	天保3年(1832)9月22日(途中)～12月20日 天保4年(1833)1月7日～9月18日(途中) ※墨付37丁。最初の丁の端に「天保三ノ次六」、最後の丁の奥に「天保四ノ七」と墨書きあり	○
10	〔松前町年寄日記抜書〕	1綴	余市	天保4年(1833)9月18日(途中)～12月30日 ※墨付35丁。最初の丁の端に「天保四ノ次八」、最後の丁の奥に「天保四終次ノ九」と墨書きあり	○
11	〔松前町年寄日記抜書〕	1綴	余市	天保5年(1834)1月13日～3月20日(途中) ※墨付23丁。最初の丁の端に「天保五初次ノ十」、最後の丁の奥に「天保五次ノ十一」と墨書きあり	○
12	〔松前町年寄日記抜書〕	1綴	余市	天保5年(1834)3月20日(途中)～7月23日(途中) ※墨付32丁。最初の丁の端に「天保五次ノ十二」、最後の丁の奥に「天保五次十三」と墨書きあり	○
13	〔松前町年寄日記抜書〕	32枚	常民	天保5年(1834)7月23日(途中)～11月10日(途中) ※縦外れ墨付32丁分。最初の丁に相当する一紙の端に「天保五次ノ十四」、最後の丁に相当する一紙の奥に「天保五年ノ十五」と墨書きあり	
14	〔松前町年寄日記抜書〕	23枚	常民	天保5年(1834)11月10日(途中)～12月29日 ※縦外れ墨付19丁分。最初の丁に相当する一紙の端に「天保五年ノ十六」と墨書きあり	
15	〔松前町年寄日記抜書〕	39枚	常民	天保6年(1835)1月6日～閏7月22日(途中) ※縦外れ墨付39丁分。最初の丁に相当する一紙の端に「天保六乙未年占始り」、最後の丁に相当する一紙の奥に「天保六未一終」と墨書きあり	
16	〔松前町年寄日記抜書〕	29枚	常民	天保6年(1835)閏7月22日(途中)～10月22日 ※縦外れ墨付29丁分。最初の丁に相当する一紙の端に「天保六未ノ二」、最後の丁に相当する一紙の奥に「天保六未年ノ三」と墨書きあり	
17	〔松前町年寄日記抜書〕	36枚	常民	天保6年(1835)10月23日～12月27日 ※縦外れ墨付36丁分。最初の丁に相当する一紙の端に「天保六未ノ四」、最後の丁に相当する一紙の奥に「天保六未ノ〔抹消〕五終五」と墨書きあり	

18	〔松前町年寄日記抜書〕	42枚	常民	天保7年(1836)1月3日～4月12日(途中) ※綴外れ墨付42丁分。最初の丁に相当する一紙の端に「天保七丙申年始り。六」、最後の丁に相当する一紙の奥に「天保七申年七」と墨書きあり	
19	〔松前町年寄日記抜書〕	36枚	常民	天保7年(1836)4月12日(途中)～6月28日 天保8年(1837)1月8日(途中) ※綴外れ墨付36丁分。最初の丁に相当する一紙の端に「天保七申年八」、最後の丁に相当する一紙の奥に「天保七終八始九」と墨書きあり	
20	〔松前町年寄日記抜書〕	45枚	常民	天保8年(1837)1月8日(途中)～4月13日(途中) ※綴外れ墨付45丁分。最初の丁に相当する一紙の端に「天保八年十」、最後の丁に相当する一紙の奥に「天保八ノ十一」と墨書きあり	
21	〔松前町年寄日記抜書〕	45枚	常民	天保8年(1837)4月13日(途中)～9月23日(途中) ※綴外れ墨付45丁分。最初の丁に相当する一紙の端に「天保八ノ十二」、最後の丁に相当する一紙の奥に「天保八ノ十三」と墨書きあり	
22	〔松前町年寄日記抜書〕	53枚	常民	天保8年(1837)9月23日(途中)～11月14日(途中) 天保9年(1838)1月4日～閏4月23日(途中) ※綴外れ墨付53丁分。最初の丁に相当する一紙の端に「天保八ノ十四」、最後の丁に相当する一紙の奥に「天保九ノ十五」と墨書きあり	
23	〔松前町年寄日記抜書断簡〕	1綴	余市	天保8年(1837)11月18日～12月29日 ※墨付13丁。前後欠や、上記の期間内にも欠落箇所がある。1丁目には別の日記が混在。No.22との関係は不詳	
24	〔松前町年寄日記抜書〕	43枚	常民	天保9年(1838)閏4月23日(途中)～8月15日(途中) ※綴外れ墨付43丁分。最初の丁に相当する一紙の端に「天保九ノ十六」、最後の丁に相当する一紙の奥に「天保九ノ十七」と墨書きあり	
25	〔松前町年寄日記抜書〕	33枚	常民	天保9年(1838)8月15日(途中)～12月26日 天保10年(1839)1月6日～4月13日(途中) ※綴外れ墨付33丁分。最初の丁に相当する一紙の端に「天保九ノ十八」、最後の丁に相当する一紙の奥に「天保十ノ十九」と墨書きあり	
26	〔松前町年寄日記抜書〕	1綴	常民	天保10年(1839)4月13日(途中)～11月23日 天保11年(1840)1月25日～3月8日(途中) ※墨付41丁。最初の丁の端に「天保十ノ二十」、最後の丁の奥に「天保十ノ二十一」と墨書きあり	
27	〔松前町年寄日記抜書〕	1綴	常民	天保11年(1840)3月8日(途中)～6月9日(途中) ※墨付23丁。最初の丁の端に「天保十一ノ二十二」、最後の丁の奥に「天保十一ノ二十三」と墨書きあり	
28	〔松前町年寄日記抜書〕	1綴	常民	天保11年(1840)6月9日(途中)～8月17日(途中) ※墨付31丁。最初の丁の端に「天保〔抹消〕」「十二」「〔朱書き〕」「十一」ノ二十四、最後の丁の奥に「天保〔抹消〕」「十二」「〔朱書き〕」「十一」十一ノ二十五」と墨書きあり	
29	〔松前町年寄日記抜書〕	1綴	常民	天保11年(1840)8月17日(途中)～12月〔日不詳〕 天保12年(1841)1月13日～2月16日(途中) ※墨付48丁。最初の丁の端に「天保〔抹消〕」「十二」ノ二十六「〔朱書き〕」「十一」、最後の丁の奥に「二十七」と墨書きあり	
30	〔松前町年寄日記抜書〕	1綴	常民	天保12年(1841)2月16日(途中)～3月26日 ※墨付30丁。最初の丁の端に「天保十一ノ二十八」、最後の丁の奥に「天保十一 二十九」と墨書きあり	

注1) No.1～No.30は全て同じ筆跡で、筆写者は三代林長左衛門（源左衛門）である。

注2) 「所蔵」欄の「常民」は「神奈川大学日本常民文化研究所」、「余市」は「余市町」の略記である。

注3) 「記載期間・備考」欄では、まずゴチック体で当該資料の記載期間を示して、「※」以下にその他の情報を記した。

注4) 「活」欄の「○」は、当該資料が、松前町史編集室編『松前町史』史料編第2巻(松前町、1977年)で翻刻紹介されていることを意味している。

(1) 林源左衛門の町年寄就任については、鈴江英一「松前町年寄詰所日記并番日記」解題

(松前町史編集室編『松前町史』史料編第二卷、松前町、一九七七年、四三二～四四一頁) を参照のこと。また、ヨイチ場所詰負人林家の歴史や、林家文書をめぐる研究史についても、北海道開拓記念館一括資料目録第38集『林家資料目録』(北海道開拓記念館、一〇〇九年) を参照のこと。なお、現在、林長左衛門家ゆかりの文書は、余市町のほか、北海道開拓記念館、北海道立図書館、札幌市中央図書館、小樽市総合博物館、北海道大学附属図書館、宮城学院女子大学学芸学部人間文化学科、神奈川大学日本常民文化研究所、などに所蔵されている。

(2) 鈴江英一「松前城下・町年寄の職掌と機能—松前藩における城下町支配解明のための一考察—」(『松前藩と松前—松前町史研究紀要』十一号、一九七七年) 三一頁。

(3) 詳しくは、前掲注(1)「松前町年寄詰所日記并番日記」解題を参照のこと。なお、四代目林長左衛門(朝恭)も、館藩(旧松前藩)から明治三年(一八七〇)七月二十六日に町年寄を命じられており、前掲注(1)「松前町年寄詰所日記并番日記」では、その「勤中日記」も翻刻紹介されている。

(4) 常民研所蔵の林家文書には、「松前町年寄詰所日記抜書」のほか、明治二年(一八六九年)五月九日(途中)から十月二十七日までのヨイチにおける日記と考えられる文書(林源左衛門筆、縦外れ墨付一五〇丁分)などがある。

(5) 幕府より松前藩へ復領が申し渡されたのは文政四年(一八二一)十二月七日で、実際に引き渡しが終了したのは翌文政五年(一八二二)四月のことである。

(6) 収蔵番号一五三五八一(整理番号G—一二四)。前掲注(1)北海道開拓記念館一〇〇九年の九五頁を参照のこと。

林家文書「松前町年寄詰所日記抜書」 I

【史料編の凡例】

① 本書の史料編では、神奈川大学日本常民文化研究所が所蔵する「松前町年寄詰所日記抜書」の内、文政六年(一八二三)から文政八年(一八二五)までの分(表1のNo.1)、天保五年(一八三四)から天保七年(一八三六)までの分(No.13～No.19の一部)を対象とした。天保八年(一八三七)以降の分(No.19の続き～No.30)については、次年度以降、継続的に翻刻紹介していく予定である。

② 旧字体・異体字・略字は、原則として新字体・正字に改めた。

③ 変体仮名は、普通の平仮名に改め、合字も分解して普通の仮名とした。但し、占(より)、江(え)、之(の)、者(は)、茂(も)は、原則としてそのままとした。

④ 讀点及び「・」は翻刻者が付し、翻刻者による注記は「」で示した。

⑤ 原文中で割注になっている箇所については、()で示した。

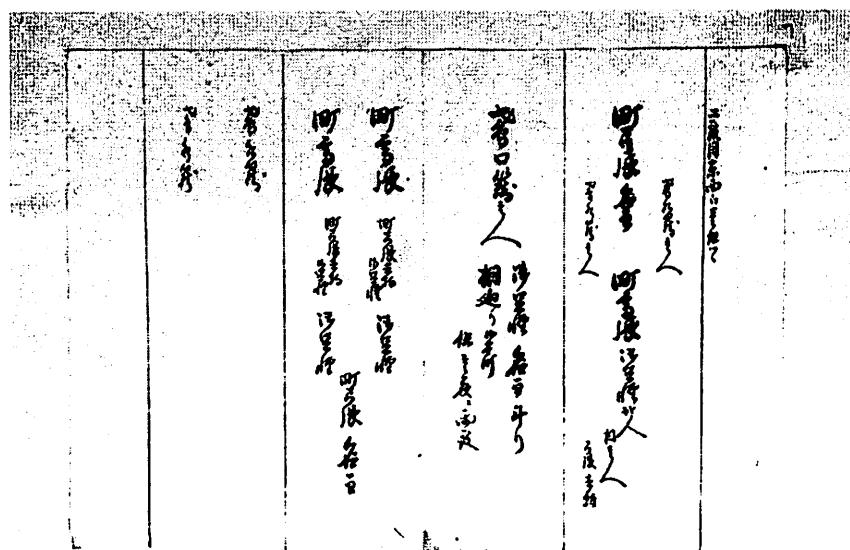
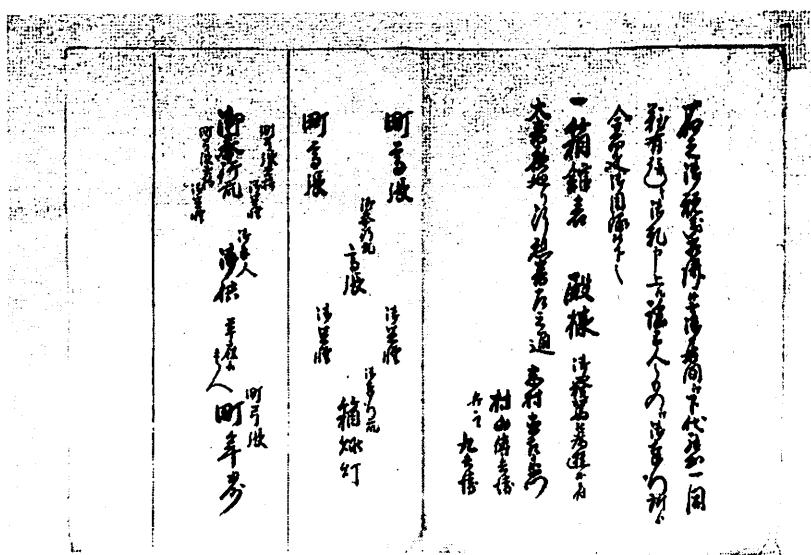
⑥ 本史料の翻刻作業は、三浦泰之(北海道開拓記念館学芸員)が担当し、三浦と田島佳也(神奈川大学経済学部教授)で確認作業を行った。

(7) 前掲注(2)鈴江一九七七年によれば、記事の傾向性として「殿様參府、若殿大病・葬礼のほか、火事、異国船警備、蝦夷人獻上・砲術調練、疫神祓」という特別重要行事または事件、さらに寺院礼順(住職の藩主拝謁順序・位置)など先例規範となる事案」については詳細であるが、「番日記」に頻繁にあるような「一般の旅行者の記事、養子などの縁組の記事をほとんど含んでいない」という特徴がある。(八頁) という。

(8) 常民研所蔵の「松前町年寄詰所日記抜書」を活用した研究成果に、龍慎一「近世後期における余市場所の諸負について—林家による余市場所詰負過程を中心に—」(『余市水産博物館研究紀要』第十四号、二〇一一年)、(『日本列島プロジェクト』「海・森・人—林家文書と地域「資源」利用史を考える—」研究成果報告書)がある。

※史料紹介をご承諾くださいました神奈川大学日本常民文化研究所に感謝申し上げます。

史料編



〔松前町年寄詰所日記抜書〕文政6年(1823)〈No.1〉の冒頭部分(常民研究所蔵)

〔文政六年〕

文政六癸未年

日記抜書

正月一日、御城内御詔初、夜四ツ半時済、御奉行所御下り之上、町御役所上座敷おんて御兩人より銘々下代より名主番役、詰合御足輕迄銘々御^一盃被下、御肴被下候上ニ而返盃申上候、御盃頂戴之節、壱人ツヽ御奉行所前江出ル、

歸

御奉行 御肴（八寸ツマミ）

御銚子御酌
御足輕中

御
盃

御鑑二
御鑑

卷之三

名

右衛門

同中騎幸左衛門

名主古

廿二年

明衛左文廷按

義相済候而、御居間江下代罷出、一同難有趣キ御礼申上ル、謠三

志村直左衛門	村山伝兵衛	名主	九兵衛	箱館表 殿様 御発駕被為遊候二付、大番夜廻り行烈番左之通、
町弓張 直持御足輕	御手人	御足輕	御足輕	町弓張
御奉行衆	御供	御奉行衆	御足輕	町弓張直持御足輕
町弓張	草履取老人	箱桃灯	箱桃灯	町弓張
二度目東西江壱組ツヽ	町年寄	内壱人	弓張直持	町弓張 名主 鳶水籠壱人

鳩口籠壺人 御足軽・名主斗り

相廻り候節

但、壱夜二両度

町高張 町弓張直持御足軽 御足軽

町弓張 名主

町高張 町弓張直持御足軽 御足軽

御興

大野小次郎 石黒仁右衛門 御傘 御草履取
御先箱 若堂 尾見直治 木村与右衛門 御傘 御草履取
御徒士 同 同 御供頭佐藤集治

鳩口籠
鳩水籠

御箱 御茶弁当 押 御足軽 長刀
御箱 御茶弁当 押 御足軽 長刀

四月十七日、昨夜五ツ時過通り女かけ込候処、跡より追かけ男参り候而、右
女江れんば仕掛け候間、町方罷出取押、内々相糺候処、女者逃、男大醉、
御役所とも不相弁、春駒女駒を追にひとしく一心気違之ことく乗込候よし、
名主九兵衛中取扱相返し内済、小松前辺之手代ニ而誰与申事者秘し候、若
沙汰も有之候節ハ如何ニ存留置、

一、奥様 和佐五郎様 御行行脚烈

左之通

御先払御足軽 若堂 赤看板御先払 名主

老女鶴 草履取

御先払御足軽

若堂

赤看板御先払 名主

草履取
挟箱 供頭 鎗 草履取 押 広瀬三右衛門
鎗 供頭 鎗 草履取 押 龟田吉平
医師桜井小膳 具足 柴田浦太
若堂
長刀

御年寄駕 陸尺四人
若堂 星野利兵衛 挟箱
御草履取
若堂
御藥箱
若堂
医師桜井小膳 具足 柴田浦太
若堂
鎗 供頭 鎗 草履取 押 龟田吉平
若堂
長刀

閑居候分、取寄差上候、

七月十二日、寺社御寄附左之通於當御役所奉行衆鈴木記⁽⁴⁾三郎殿、氏家唯右衛門殿立会、桜庭丈左衛門、村山伝兵衛御取次、以御書附被仰渡候、

一、法幢寺 米四斗入二而四拾俵 金拾両也、

一、阿吽寺 前同断

金拾両兩也、

一、光善寺 米廿五俵

金七両也、

右三ヶ寺者御使三而被下之、

一、法花寺 米七俵

金壹両式分

一、宗円寺 米三俵

金壹両式步

一、法源寺 米五俵

一、寿養寺 米三俵

一、龍雲院 米三俵

一、妙連社 米四俵

一、経堂寺 米三俵

一、欣求院 米式俵

一、無縁堂 錢五貫文

一、社人

白鳥伊与 しら鳥形部

米拾俵 金壹両式歩ツヽ

佐々木大学⁽⁵⁾ 木村官司 藤枝伯著

木村兵部 佐々木権太夫 米五俵ツヽ被下之、

右之通御印紙を以被仰渡候、

八月三日、御旧例の形を以社人江赤飯被下候積り、弁天祭礼之節ハ阿吽寺江

も赤飯被下之、山船江者赤飯并御樽肴町御役所^カ被下候、冲ノ口^カ山船江

赤飯御樽肴被下之候積り、今日被仰渡候、

一、御家中地面坪割

坪数千式百坪此間 三十間二四十間ニテ

寄合中
順寄合

中書院

同六百坪 〔此間廿間二三十間ニテ〕

中ノ間

坪數三百坪此間 〔十五間ニ廿間ニテ〕

同 武百坪此間 〔十間ニ二十間ニテ〕

同 百坪此間 〔十間二十間ニテ〕

御先手組

新古御徒士

右之通被仰出、尤、當時大根烟ニ相成居候地所者烟もの取仕舞候上三而御割渡之積り被仰出、尚又、割渡之節者御家老中御老人ツヽ御立会有之候趣被仰出候、

八月四日、大松前御馬出ス、唐津内橋祭礼棧敷地割、桜庭丈左衛門・村山伝兵衛、名主九兵衛・権右衛門、足堅兩人罷出、

左之通、

大松前橋南側

一、壹番 〔西詰南江壹間半、橋通り式間〕

松前監物殿
志村直左衛門殿

一、壹番南江式間間数

柴田浦太殿

一、同三番

桜庭丈左衛門

一、同四番

一、監物殿^カ東江式間數同 松前内藏殿

右繞南式番 近藤鬼毛殿 同三番 鈴木記⁽⁶⁾三郎殿

同四番 村山伝兵衛

一、内蔵殿主東江憐間數同断 新井田右膳殿
 一、同南式番 古田永七郎殿 同三番 藤野喜兵衛
 同四番 塩越屋庄兵衛

外二

一、御制札前後 下国齋宮殿

三ノ丸下

一、沖ノ口御番所主西側統二間二九尺 松前帶刀殿

式番同 蠍崎次郎殿 同三番 蠍崎將監殿 沖ノ口入口主西江

四番 蠍崎采女殿 沖ノ口主東ノ方毫番 新井田金右衛門殿

杉村伝五郎殿

唐津内橋中主西江

一、老番四間二四間 沖ノ口并張江甚兵衛

式番 〈式間二九尺〉 酒井不順殿 同三番 下国工馬殿

一、南側式間九尺 明石兵左衛門殿 同式番 高橋浅右衛門殿

同三番 和田頼母殿

一、祭祀山船入用金三拾両ツ、可相渡處、生府おゐて狂言不勤候分於神明格外相勤候入用も御座候付、当年限り金式兩相増、兩方共金三十式兩ツ、相渡申候、

八月十四日、神輿・兩家台、明日繰出し之義者、晚六ツ時神輿繰出し、山家台・船家台者神輿休所主引抜置、先太鼓小松前町昼弁當之内、天神坂御桟

敷前ニテ兩家台とも踊相始メ、畢而三ノ丸御上覽場迄御輿渡御為致候而、兩家台とも踊相始メ、其外御仮家例之通り、

一、八幡宮主神明宮江御旅八ツ半時繰出し、御奉行所其段申上、内御役所御役人中御桟敷御詰被成候様相触へく旨、名主權右衛門を以申遣、御目附御桟敷掛り蠍崎重兵衛殿江も申遣、

一、和佐三郎様御名代天神坂御桟敷江御下り、惣御役人中も同断、山船踊無滞相済、暮ニ及御帰城、

八月十五日、曉六ツ時雨降、五ツ時天氣、

御輿先供繰出ス、藏町相廻り候付、御桟敷掛り蠍崎重兵衛殿、三ノ丸同小林六左衛門殿江名主權右衛門を以御家老中始一同御役人御城中迄御詰可被成旨、御勘定方へ可相越旨、鈴木記主三郎殿御達ニ付申遣、

一、御用人町奉行所両桟敷、

殿様 御部家様 御提重被遣候、御菓子御料理方村山伝兵衛、同人神輿附添付甚兵衛申遣取扱、

御奉行所主御徒士辻新藏を以

兩殿様一重宛、奥様同断、御部家様同断、外ニ御口味毫重ツ、

一、張江甚兵衛麻上下二而御桟敷江相詰、御奉行所主御用茶手付御足輕湯嶋忠兵衛召連、祭礼方へ下知いたし、

一、桜庭丈左衛門・村山伝兵衛祭礼奉行被仰付、前後主十綱羽織主足輕警固いたし、若堂式人、鎧持并狹箱主・草履取老人ツ、合羽籠同供刀ニ而神輿押供奉、

一、塩越屋庄兵衛・大津屋武左衛門頭人被申付、先警固斗り合羽籠不持、町年寄供勢同断、

一、種倉屋治左衛門・川内屋勇治御道真支配、若堂舗草履取斗りにて奉供、
 一、先供枝ヶ崎繰出し候半々、御案内之積り付、湯嶋忠兵衛ヲ見差遣、
 一、殿様三ノ丸御棧敷御忍御出之積り、程能時分刻限見斗、甚兵衛案内可致旨、兼而杉村伝五郎殿より御達二付、当日御成度々御尋付、其時々御奉行鈴木記三郎殿申上、御小書院江御答申上候、
 一、山家台者吉田屋前へ引付置、船家台同引続置、
 神輿先供馬形七ツ道具迄家台協行烈通抜為致候よぶ、兼而手続之処、御棧敷見請候処、船家台先ニ神輿恵比須屋前ニ小休候間、社頭へ相掛合、神輿少々脇寄、船家台相通候様可申聞旨、鈴木記三郎殿より被仰付、丈左衛門、伝兵衛江申談候処、御下知之通脇寄候段、御棧敷伝兵衛申上置、
 一、三ノ丸御棧敷江
 殿様御出二付、先供奉行烈通出ス方、阿部や長三郎へ申聞置候処、右先供通り抜候跡暫間有之、御退屈ニも相成可申哉、大松前橋済次第、山家台踊為相始候様被仰付、世話人申聞候処、否相始メ悉
 御上様 御万悦被召置、甚兵衛御目通ニ付蒙
 御意難有奉存候、直に船家台引付神輿御通行御祈祷有之、夫より船家台踊相始り、始終都合能
 御上覽相済候ニ付、右之段御奉行所へ申上置、
 一、山家台・船家台生府達成候ニ付、踊芸不仕、
 神輿御帰り、山家台元之場へ八ツ時頃ニ引付、船家台大松前橋夜明ケ方迄相懸り、及部村江
 殿様御出ニ付、引付見合、十六日朝五ツ半時元の場へ引付、
 八月十六日、山船両家台引付場所在來之通り踊芸相勤申度旨、世話人彦九郎

申立、勝手次第可相勤、尚又、御用部屋へ名主此右衛門を以申立候処、仕来之通可相勤旨御達有之、

一、

昨夜七ツ時過御道具相納候ニ付、甚兵衛立会、左之通受取、

御旗廿流、鉄砲三十丁、胴乱付御弓十張（不残ウツホ付）、御長柄廿筋、陣笠四十三かい、法被四十枚、字之札、道具支配川内屋勇治相納、

一、

八月十八日、当十五日生府町御坂家ニ而山船両家台踊の義御神輿前ニ而仕候

義、存外夜二入候間、社頭中へ右之訳ケ相嘶候処、承知の趣、夜八ツ時神輿目出度社人中御供ニ而八幡宮江相納候故、右御申訳として神明大小家ニて両家台踊いたし、博知石町・生府町・大沢村・上下及部村昇人數江家台世話方より使いたし相納、申訳相立度段、鈴木記三郎殿相伺見候処、尤の筋ニ而町年寄奉供致候事故、筋合も相立候間、御奉行衆限り御聞済相成相納

メ申候、尤、社人中へ者頭人共より使いたし、社人中へ桜庭・村山兩人より弁當差出ス馳走いたし候、町廻り足輕の義も兩人右場所へ差出候様被仰聞候間、見廻り可致旨申聞候、

一、

昨夜四ツ時神明芝居小家ニ而生府町御坂家前ニ而可相勤山船踊り奉納無滞相済候、

九月廿二日、御用部家より御用ニ付甚兵衛罷出候処、御紋付麻上下御渡ス、高田嘉市呼出置候様、外、藤野喜兵衛・竹屋長七・住吉屋准兵衛・山田屋文右衛門御役所へ呼出し置候様、鈴木記三郎殿御達ス、

一、

藤野喜兵衛・万太郎潤平磯井海岸築立藏地面に仕度段、願書差出候、

一、町年寄下代兼無刀ニ而是迄御礼申上候得共、來正月元日ヨリ以来御礼之節共帶鋤可致旨被仰出候段、鈴木記三郎殿より御達有之候、

未ノ十二月大晦日

〔文政七年〕

文政七甲申年

日記之内抜書写

正月元日、御礼、正五ツ時御家中一同御礼、新組御徒士迄相済、夫々御規式有之、終テ

御上様 御退座、猶又、御出座有之、夫々御寄合中御礼御規式有之、終テ
杉戸開キ、町年寄下代兼御扇子

兩殿様江獻上、帶鉗ニテ御礼申上候、夫カ御用達御礼申上候、引取、町年寄下代者当年カ於小道具之間御節時被下置、夫カ引取、

正月二日之御礼者、町名主より問屋・小宿・両浜請負人・大工頭・木挽頭、右一同御扇子箱式箱ツ、献上、畢而詰之間より上及部村名主、下及部村名主、大沢村名主御扇子箱同様、座頭秀の一御礼申上候者

殿様 御表江御出席之節御即下御通之内、御家老様御通行御玄関より上り、御用之間入口少々手前の方ニ而通り御礼、尤、町年寄差添、

正月三日、東西村々名主一同江町年寄差添、詰之間占御礼申上候、上ノ国扇子箱献上、錫七わ宛礼顔村・吉岡村・宮ノ哥村、同拾把白府村、鱗四本福嶋村、夫占海苔式包ツ、札前村・赤神村^{アカミ}・雨垂石村・茂草村・清部村・江良町村・原口村・小砂子村・根部田村、尚、知り内村干鮭四尺、右献上何れも名披餗有之候、

正月七日、兩かい之義者六貫八百文居置申度旨御聞済

大自附

朝比奈河内守様御達ス、

朱銀吹替被仰出候触書写御波有之
市中在々上ノ國江触達し

二月廿七日、寅向町権弥左衛門（親）權兵衛當申八十人才、同町徳兵衛當申

御座候付、兩人之もの御答、殿様 御本国被為遊、昨年左鯛群來、一同
難有旨申上候、扱、右鯛者其方共若き時者如何三候哉御尋ニ付、同人共申

上候者、当年之よふに群来候事無御座候、已前者けふ者荒谷、明日泊川、惣社堂ト所替り続候事有之候へとも、一体ニと申事珍敷儀奉存候、扱、此

跡者今日折者如何可有之故与御等之處 今日者齋者居候へとも如何可有之哉、先ツ明ばんち明後日者群來可申与相待居申候、是ハ半土用當リニ付如

此夫は「れ候」者八十八夜迄二者何分今一度御来可申と申上候夫が御尋其方共長寿なる事ハ何かたるものニ何草たへるとか、又者肴をくはぬと可有之哉の旨、御答、草者何草ニてもたべ申候、肴者肴肴ニ而もたべ申

衛人申渡候

一、御上様より京都・江都麻疹專流行ニ付、三豆湯前広二服薬、為油余慶魚類者不用、町江麻疹不濟族へ名主より為申閑候様被仰付、藥味左の通、

候、別ニ是者薬与申もの別ニたべ候覺無御座候、伝五郎殿御尋ニ者、鮓鱈

もたへ候哉与あれハ、此節鮮も壱疋半、武疋とたべ候旨申上候、外ニ養生

与申事無御座候、風呂者三ヶ月に一度も入申候、一体両人ともさらひ御座

候、海川者寒中ニ而も入申候、両人とも是迄薬たべ候事一切覺無之、炎者

背中ニ跡も無之、壱ツも居候事無之旨申上、扱々目出度事ニ候与被仰成

候、唐更紗紙入壱ツ宛被下、御暇被下候下ル、丈左衛門差添罷出候、

七月三日、アツケシ明年五月七ヶ年竹屋長七江引続請負被仰付、尤、江戸小林

屋平四郎代宗助も兼而明年頃季明場所も有之候半々被仰付度奉願候ニ付、

アツケシ長七共申談、両人ニ而請負可致旨被仰出候間、町年寄在此段申渡

候処、両人申合、追而書面を以可奉申上段申上、罷下ル、

七月廿六日、小林屋平四郎代宗助願書并長七願書、両通とも氏家唯右衛門殿

カ文言不宜處書直し被仰付候、

八月三日、法幢寺玄教和尚晋山ニ付、御掛り御名代近藤兔毛、

一、(惣門迄出迎、寺社町奉行) 志村直左衛門

一、(惣門迄出迎、御目附) 新井田右膳

一、(賄方御掛、御勘定方) 工藤八郎右衛門

一、御目附 谷橋九十九

一、御吟味方 近藤吉左衛門

一、内下代 鹿能善蔵

一、御料理人 西村喜市

一、町下代 桜庭丈左衛門

一、名主 田中九兵衛

右之外、御膳部掛り諸士御給士之御徒士御門張番所迄、夫々出勤の面々有

之候得共略ス、

御晋山ニ付配役

維那 泉龍方丈

午磬 雪山刀生

都官 秀明刀生

午磬 廉定上座

都官 得林上座

香爐 良定上座

鐘司 全機上座

香爐 一丈上座

供頭 一仙上座

香爐 大堂上座

同 道雲上座

同 觀峯上座

白槌師被位

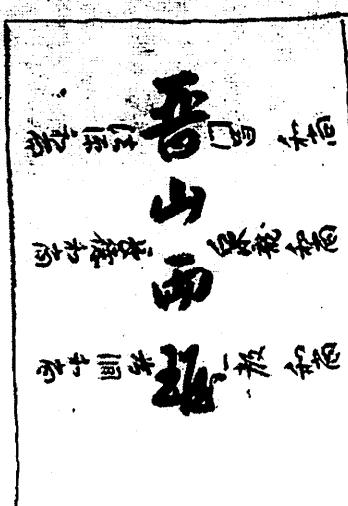
白槌師養方丈

知殿観知刀生

[左図有]

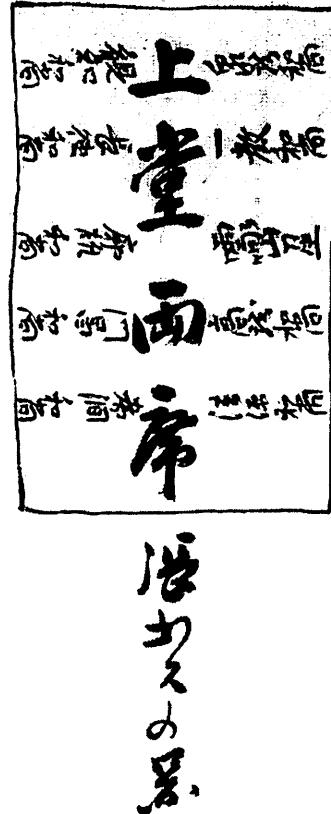
合メタ 照亮

維那白



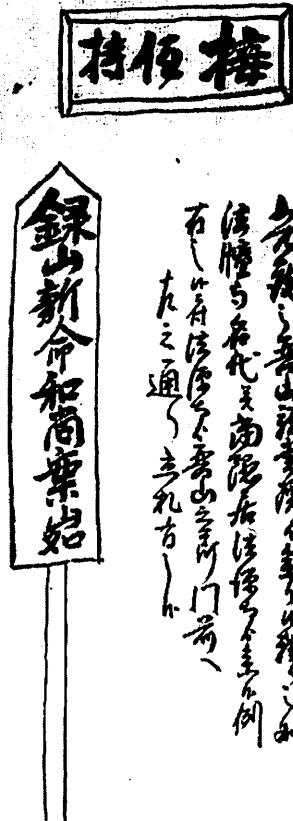
墨通豫
カス

左國有



法幢寺御揮之外二縁木二而紙張之

此度之晋山龍雲院カミツル院イニ參り候積り之處、法幢寺名代并當隱居法源寺カミツル院イニ參候例有之候二付、法源寺カミツル院イニ晋山之節門前へ左之通り立札有之候、



三挙式有之、其時龍雲院、是者役寺也、寺判物三方へ乗セ、方丈の前へ差出ス礼有之相渡、夫々香爐台飾り付引松候而床前の方へ方丈座ス、其時図之通之書物 **里帳** 三方江乗セ差出ス、此所ニ而御名代近藤兔毛殿麻半上下ニテ罷出、香を焚、和尚江挨拶様之式有之、夫々方丈始一同本堂御挙、夫々出表通二行之行烈ニテ中ノロヨリ茶の間江入、此所ニ而香爐飾付あり、三挙して座ニ付候へ者、八寸ニ小皿江梅干江白砂糖かけて出ス、茶を汲、役寺龍雲院挨拶有之、又候小皿ニにしめ差出ス、前同断、又千菓子差出ス、前同断、眠臓江入、方丈休息、其内衆僧本堂ニ而式有之、半鐘・太鼓ニ連

茶の間江卓二香を焚、緋毛氈二拝敷、其上に隠居座ス罷在候処、本堂占一
統僧中半鐘・太鼓三連れ、此処へ参、三拝有之、夫よりドロ／＼の太鼓ニ
而一同二行ニならび、隠居を中ニ立、本堂付東座敷ニ而一同三拝有、夫占
隠居江伴僧共占夫々文問有之、終テ三拝有、夫占半鐘・太鼓三てチヤンチ
キどん々々之打まぜ拍子ニ而隠居本堂仏前江拝礼、夫占下山内黒門ニて後
住玄教和尚東ニ居、隠居西に居、双方三拝有之、二度目入替り、又三拝し
て双方弗子取かい、夫占隠居四方へ來拝して自身しやく丈を突、壱人ニ而
出門ス、誠ニ愁陽の次第二候、直様隠居へ引とる、

隱居退院引取之式

れ、先々の通本堂御拝、夫々表通り中ノ口、夫々茶之間江方丈之迎ニ出、又此處ニ而方丈江一同三拝、行烈ニ而中ノ口夫々表通り本堂江入ル、方丈シユウメタン江座ス、法文其外式有之、夫々表通茶の間江引取、三拝有之、一統之寺々方丈江祝儀品色々差出しならへ置、一統三拝して後口達ニ而夫々挨拶有之候、

一、法幢寺江御使者有之、小川提次郎殿御出被成候、其日之御賄方者御昼赤飯・煎染、

夕飯者 一汁五菜

一汁三菜 三段二有之候、

右御賄被下、惣人數百三拾五人、

八月五日、法幢寺晋山之儀、市中寺社とも相触并毫朱判通用相触候同断

八月十一日、アツケシ小林平四郎代宗七、銀主上野屋又三郎答書奥書いたし、鈴木記三郎殿江差出ス、同元請負人竹屋長七答書同断、

八月十五日、阿吽寺不動尊遷座三付、市中神輿ニ而通行なし、無滞済、尤、伺候而る縁出し、西ノ方八まん鳥居前江出、夫々御^{ヤク}下タ三ノ丸赤御門前ニテ祈祷有之、湯殿沢町へ下り、小松前町通り、大松前町、袋町、中町、町御役所前通り、川原町古田氏脇^{カミ}古田氏脇^{カミ}藏町へ出、横町通、馬坂上り、同寺町門前表通り^{カミ}館行有之、行烈無滞相済候ニ付、同寺^{カミ}役僧罷出相届候間、

此段鈴木記三郎殿申上候、
一、今十五日夜^{カミ}廿日夜迄日々夜廻り人足式人ツヽ差遣し候様、鈴木氏^{カミ}被

仰付候付、名主此右衛門へ申聞候、
一、阿吽寺御本尊遷座ニ付、寺内へ色々見せもの等も有之、且、水からくり

一、金四百両 (寛政十二年申十月廿五日於御役所ニ前金御渡ス有之)
右之内、
一、金千五百拾四両ト (享和三酉年於大坂二合船の諸入用)
◎壱^ハ四百九十文

与申もの、伺之通り昨日被仰付候へとも、先達而宗円寺之砌者手踊等も有之旨、御意被為在候間、此度ハ嚴敷いたし、町方へも申聞置、見廻り方為致候様、記三郎殿^{カミ}被仰付候間、町方七左衛門へ申付置候、

八月十六日、昨十五日法幢寺玄教和尚初テ御目見被仰付、御役人中御一同者麻上下ニ而御上り有之、毎度之通り色々御式無滞相済申候、

一、阿吽寺不動尊并宝物開帳の義者昨夜も時化等有之候間、右者不残相止メ候様、御家老月番嶋崎治郎殿^{カミ}鈴木記三郎殿江昨夜被仰付候間、同寺役僧呼出し、相止メ候様幾敷被仰付候、

八月十九日、アツケシ請負人小林屋平四郎代宗助、銀主上のや又三郎、宿近江屋忠右衛門、元請負人竹屋長七、証人阿部や茂兵衛・塩越屋庄兵衛、上納金納方等の義、請証印形申渡、

一、アツケシ御場所竹屋長七請負被仰付候砌、運上金千三百七十五両武歩之処、引続不漁三付金五百七十五両武歩宛御引方有之、漁事出増有之時元運上金之通り上納之積り、御料より引続有之ニ付、此度竹屋季明引続願の義も右之趣ニ而相顧、兩人江被仰付有之候間、昨請証文申付候砌申渡落ニ相成候間、則、長七願書小林屋平四郎代宗助江披見為致申処、被仰付之通御請相済、

九月六日、恵比須屋弥兵衛^{カミ}先年長者丸御預ヶ之節之御金御渡万、

残金七百五拾四両ト

壱ヶ四百九十文

若殿様 御肴 同断

黒羅背板 二

一、金三百五拾両余 〔文化二年御參府御用相勤候後ニケ年中陸岡ニ付、御

都合金千百四両余 〔此所御引私之節、御船御下ヶ被下置候〕

奥様 御菓子 武箱

御樽 一

一、金百拾両 〔是ハ右御船頂戴被仰付候ニ付、其節為御冥加差上候〕

右之通御座候、以上
申閏八月六日

御部家様 御菓子壱箱代金壱両

町御役所 恵比須屋弥兵衛
一、梁川表江冥加金獻上いたし書附蠣崎將監殿御渡有之、帳面に若落無之哉
可取調旨、其外當方ニ而獻上仕候もの名前突合可差出旨、御奉行所より御達、
一、若殿様より御用人衆鴨式羽頂戴被成、近藤兔毛殿料理有之、町年寄御相
伴罷出、

閏八月十四日

惠比須屋弥兵衛

一、右金百両 竹屋長七江相渡へくニ付、左之通印形、

閏八月廿六日

竹屋長七印

〔一、割印〕金百両あつけし殘もの代竹屋長七江可相渡分、小林屋平四郎
代勘左衛門上納、

同十六日、於御小書院二町年寄三人江鴈一羽被下置候、引取後刻継上下ニ而
御札三罷出候、

閏八月廿八日、竹屋長七上下ヨイチ御請負來西年六月より被仰付候獻上差出候、

殿様 御肴 〔茂魚 一種

花色羅背板 一

御樽 一

一、古金銀來西二月迄通用御停止被仰付、引替金遠路之もの持送り入用茂相
懸りニ付、道法五里余相隔金五百両銀座江持出ス候もの江者金百両ニ付銀
五分ツヽ、銀壳貲々ニ付三分ツヽ、割合を以里數銀高応じ諸入用被下候積り、
御触書向々江相触候、

九月廿九日、去午年於梁川ニ御冥加金上納仕候もの并小前之武百文、百文位
迄上納仕候もの共迄寄特ニ被思召、寺社并金五両以上差上候もの共於御役
所御酒御吸もの被下候、外町々之人数多く候へ者其最寄町年寄宅おみて御
酒被下候積り、村々の義ハ其村おみて御足輕被遣御酒被下候積り被仰出候、

- 十月三日、一昨午年御本国ニ付、梁川表へ御冥加金錢差上候もの一同御酒御吸もの被下候ニ付、今日於御役所寺ハ阿吽寺・光善寺・法花寺三ヶ寺、是ハ御座敷床之間前之処お處て御吸もの御肴三種被下之、社人当所七社并福嶋社人御奉行所於詰所御吸もの御肴五種被下之、其外問屋・両浜町人共金五兩以上差上候もの、町医師三十六人、次ノ間ニ而御吸もの并御肴被下之、今日都合人数五十三人、尤、賄方者老人ニ付錢式百五十文目當を以料理方申付、赤坂屋又兵衛掛り申付候、無滞相済。
- 十月五日、今日於御役所御酒被下之町々、百三十四人川原町、百拾六人神明町、十九人横町、六十六人蔵町・中川原町、メ人数式百八十五人、是ハ老人付錢百五十文之目當テを以賄方致候處、御酒御吸物そい取肴數ノ子欠ミするめ生し御吸もの膳向イ鮭老切ツ、紙敷為引候、一同難有拝戴仕候、
- 十月十日、今日御酒御吸もの被下候四十老人袋町・中町、三十三人枝ヶ崎町、六十二人泊川町、四十六人伝治沢町、六十人トラメキメ式百四十九人、
- 十月十一日、龍雲院大鐘鑄候場所申立候様被仰付候、
- 十月十三日、前同断鑄直ス并場所之儀も願之通り御聞済ニ有之候間、法幢寺役僧江可申渡旨、志村直左衛門殿より御達ニ付申渡、
- 一、博知石町・愛宕町・西館町・唐津内沢町人数百八十五人、御酒御肴被下之、無滞相済、
- 十月十六日、今日御振舞仕舞ニ付、馬形東三町并五十集共一同相済候、且、川原町土佐屋喜兵衛より金壱兩御冥加差上候趣ニ候得共、右届方間違の由、御帳二者無之候へとも同人呼上ヶ御酒御吸もの被下之、追而金子之行衛相調候事、
- 十月十七日、市中一同御冥加差上候もの共へ御酒御吸もの被下之、御礼被仰
- 上候旨、御達御座候、
- 同十八日、東西村々一昨年御冥加差上候ニ付、御酒御吸もの被下之候ニ付、名主九兵衛東在、此右衛門西在、右掛取扱方被仰付候、尤御足輕老人ツ、被遣候積り被仰出候、
- 十月廿日、東西村々御酒被下候ニ付罷越御足輕式人手當之伺申処、老人ニ付三百文ツ、遺、追而右入用の節者書出請取積り、
- 一、去ル午年川崎舟の義嚴敷申渡、御印形相済候得共、去年年中より前浜鮎漁業も有之候ニ付村々為念可申聞旨御達ニ付、村々此度罷越名主九兵衛・此右衛門より村役人可申聞旨、御用達・請負人者町年寄申渡積り、
- 十月廿六日、坪田左平治、引合竹屋長七、宿阿部や茂兵衛、証人中嶋屋庄右衛門、借金出入ニ付召出利解申聞置、
- 十一月十日、昨日長七より差出ス候答書外式通とも氏家唯右衛門殿江御覽入候處、御一同御揃御覽有之候上ニテ此旨佐平太江申聞、一通り承り可申様被仰聞候間、其積り仕、其上ニテ不相分候ハ、御糺被成見可申様被仰聞候、
- 十一月廿八日、上下ヨイチ請負人竹屋長七より献上、
- 兩殿様 羅背板式切壹包宛御熨斗添、
- 右之通、尤、御目録等ハ先達而差上候ニ付、此品昨夜罷下り候間、献上いたし候、御用部家江此右衛門差添上ル、
- 十一月十八日、町代一同年頭御礼御目見願書奥書いたし差出ス、
- 一、町代年頭御目見の義、尤、已前名主役相当り、乍去當時名主已前小使台所支配兼名主勤ニ而有之、右ニ付御用之間ニ而評儀あり、殊ニ寄、

御上様より可被仰付候様ニも相成可申哉、先夫迄御奉行所右願書御預り之積
り、

十二月大晦日、当申年御收納取立高末年増減見合御奉行所江差出、左之通り、

金壱万四千九百拾貳両壹歩ト〇三百十二文

右者当申年御收納高

下札 未年御收納取高

金壱万四千七百四十七両一分、錢六百六十文

差引

金百百六十四両式分二朱、錢五百廿文當申年增

外米書上ニテ

金三十両二分、錢三百五十文（在々仲間役定式取立之分、當

年占御免

金拾貳両（長崎俵物年賦御收納る相渡ス）

金六十四両 鮎休年ニ付取立無之、

金百廿三両式歩 馬代御払無之、

小役 金貳百四十九両式歩貳朱ト三百五十文

右者未年御收納高之分御座候處、當年除、

合金四百拾四両壹分ト錢三百五十文

一、廿九日・大晦日取立高替納書附御奉行所へ左之通、

覺

一、金千九百八拾三両三歩貳朱ト錢百二文

但、十一月廿九日取立運上金村々役物

一、金百四拾九両式歩、錢六百八十文

但、晦日取立運上金
一、金貳百六十壹両壹歩貳朱ト錢百四十文

但、同取立市中小役錢
ペ金貳千三百九拾四両三歩ト錢九百廿二文

【文政八年】

文政八乙酉年
日記之内抜書写

正月廿九日、塩越屋庄兵衛罷出、ヨイチ御場所謂証文之儀願出申二付、当年
御運上金納方相糾申処、藤野喜兵衛方者金四百両、残り者長七占可相納積、
乍去請取渡者藤野者七月ニ相心得、長七者六月ニ相心得、行違之趣申立ニ
付得与双方承り、運上金共納方書面可差出旨申聞遣ス、

二月四日、ヲタルナイ。ヲシヨロ。タカシマ上下ヨイチ三ヶ所請負人直々呼
出し、江差ニ而風聞ニ者川崎舟与存ながら入為込、鍊漁為致候様嘶合も承
り候間、亭主直々呼出し様子之義者有之間敷候へとも、尚又嚴重書狀ニ而
申遺候様可致旨、前同断御内々御嘶ニ而此段申聞為心得申候、

二月五日、藤野喜兵衛・竹屋長七、上下ヨイチ運上金当西年納割合上納方書
面ニ而御届之書面前同断差出候處、御聞届ニ相成候、

二月十四日、龍雲院大鐘鑄立、当十五日占仕度願書預置、

二月十六日、同寺占大鐘昨鑄直し御届申上候得共、手都合不宜候ニ付、今日
鑄直し仕度段相届候間、

志村直左衛門殿へ申上、町方足輕差遣候様ニ申付候、

二月廿三日、同寺大鐘、明日天氣次第鑄立取掛り候段相届候間、此段前同断

申上置候、

二月廿四日、御米入札落札

未年米 四百三十三俵 直段四匁式分五り

寅年米 五百四十五俵 直段四匁毫分五り

メ代錢五月納

羽州米

午年 五百八十七俵 〔直段三匁七分毫り〕

万屋增蔵

三月十三日、今朝於御用之間ニ惣御役人中蠶の御吸もの被下候由、

一、此度東在亀田村并文月村ニ而電捉候御鷹名目録於御小書院御用入中江左

之通、

亀田附七重山出〈菓子〉神臂弓

一、文政（乙酉）八年二月廿九日、於亀田石川野谷地三拾間程ニ而捉獲之、

居立 村田亀之丞

一、江差附三ツ谷村出

若黄鷹 山寛

一、文政酉八年三月七日、於文月村九羽連れ之貞蠶七十間程ニ而獲之、

居立 秋山庄八

三月十四日、田畠屋五郎兵衛二階江飛込候鳥差出候付、御奉行所へ上ル、但、

大キサウちらん大ぶり也、

一、今朝田畠屋五郎兵衛差上候鳥者ばんと申鳥の由、珍敷被思召、南鏡一片
御目録被下、

四月朔日、阿吽寺江惣社明神普請願、昨年差出ス候分、御下ヶ相成差返ス、

同三日、惣社明神遷座の義願之通御聞済之旨、直左衛門殿より御達、阿吽寺役

僧へ申渡候、

四月六日、疱瘡退散御札、七社之分御用部家より名主此右衛門受取、尤、毫社

右五十五枚ツヽ、

イシカリ三枚ツヽ、七社の分三通也、ユウフツ（式一枚ツヽ、七社分）式通

也、北蝦夷地（式一枚ツヽ、七社分）二通、其余者東西蝦夷地一ヶ所江七

枚毫通ツヽ、

右之通御足輕東地行者前田茂左衛門、西地行村松三郎兵衛御用ニ付罷下り

候ニ付逃ヘ差遣候間、一ヶ所ツヽ、相配リ候様申付候事、

四月五日、阿吽寺惣社明神遷座願差出候、

四月十三日、竹屋長七、小林屋宗助取扱方明朝取扱落着可仕様、勘左衛門江

申聞候、同十四日、小林屋宗助呼寄、竹屋長七出入場所引渡もの千式百両

ニて是迄引渡候外ニ建家毫軒・藏毫軒・其外鋪船大きツニツ・筵百束・居

風呂毫・早切千本・桁五十本其外品共替打込、右金高可致段申聞遣候、

五月朔日、枝ヶ崎町竹屋長七家内伝吉下もヨイチ用事ニ付参り候旨願出、沖

ノ口江申遣

五月二日、上下ヨイチ竹屋長七、証人宿塩越屋喜三郎・大津屋武左衛門、名

主此右衛門御請印志村直左衛門殿被仰渡候、

五月七日、於立石野鉄砲井大筒三百匁・五百匁・八百匁打松、

両殿様本供三而御出有之、御見分御座候、御仮家御覽所統御家老中・御用

人中・諸家中・御医師迄、其続仮家町年寄・御用達・名主とも、何れも御

赤飯・にしめ添被下置候、的場北ノ方江立武得流より打始、夫より赤松流相済、

何れも当り宜候、氏家流陳幡二て行烈繰出し備有之、三十人程之内、廻り
四、五人宛入替り、紙玉三而打、是ハ其形チ斗リ御座候、後迄三十

目・五十目、三、四人ツ、本玉ニ而打申候、右終テ大筒シユリ台山半腹に
的有之、五はつ放候、其後惣社堂町打越、大松前沖江向ケ四はつ相放、御

帰り相成候、

五月十三日、今日町方小林弥兵衛罕家見廻り之節、牢守由五郎方へ清蔵母より
着物相送り参り候内ニ、左之通清蔵江参り一紙有之由届出、写取、御當番

氏家唯右衛門殿へ差出、

君父重忍令忘却忠孝

猥事残念千万此事ニ候

松叟

○たれをかも浮世のことも

うらむまじ

前の心そあぐまなりけり

○天よりのかゝるくもりははるゝとも

我よりつくるつみわのかれじ

○玉の緒のたいて此世にきゆるとも

たゞわするなよ君のめぐみを

ばゝち

清蔵ヘ

五月十三日、金三拾両△、金廿四両藤野、右兩家より丈左衛門名前ニ而

借用仕、竹屋長七江小林屋宗助出金替済五十四両渡遣候、尤、宗助方迄八
月中五十四両受取候ハ、兩家へ返済之積り候得共、夫迄之所之利足者長七

差出旨申候ニ付、工面金いたし遣候、相成へく者△ハくり合宜八月前
ニ返金いたし度候、

五月廿日、龍雲院大鐘兩度迄鑄損じ出来兼候ニ付、此度津軽弘前ニ而出来申
度趣相願、御添書被下度段御聞済ニ付、其筋へ町年寄共より願状差出候様被
仰聞候付、土岐唯一郎殿へ願書写添、私共連名ニ而願遣し候積り、龍雲院
より参り、僧禪喜僧并檀中吉右衛門両人参り、弘前鑄物師桜庭善左衛門与申
候由、

五月廿一日、同寺大鐘於弘前鑄直ス仕度ニ付、伴僧禪喜僧地金八拾貫又程持
參出帆ニ付、弘前江土岐渡人殿方へ町年寄連名ニ而添書相渡、尚又十三湊
入の義同所湊方役人中江添書も遣ス、

六月朔日、竹屋長七迄上下ヨイチ請取方に伴彦左衛門外老人差遣度、右ニ付
御用状被仰付願書差出候ニ付、御奉行所御覽ニ入候處、アツケシ振合を以
書状為認可申旨、氏家唯右衛門殿、湯嶋忠兵衛江申渡ス、

六月廿六日、龍雲院釣鐘弘前ニ而出来致ス、昨日到着、夫迄寺へ引取候段相
届候間、前同断、

七月朔日、伊達林右衛門并竹屋長七両方よりヨイチ蝦夷人五拾人マシケ江秋味
漁の節出稼ニ度旨願書差上ル、

七月四日、ヨイチ夷人男女五十人マシケ相廻ス秋味漁遣ス度旨、林右衛門・
長七より願出候處、御聞済相成候ニ付、此段申付候、

七月十三日、龍雲院より鐘供養願出、明日之積り、翌十四日、同寺より供養の義
來ル廿六日より廿八日迄仕度届書差出ス、今日氏家唯右衛門殿江差出候、
一、殿様 弁財天御祭礼年ニ付、先旗是迄相用候分損じ候間、白縮緬式巾二
テ長サ壹丈五尺仕、御用達四人并阿部屋伝次郎五人ニ而奉納仕候間、御染

筆柴田浦太殿を以奉願上候處、御聞済ニ而今日御下ヶ被仰付候間、御小書

院江御礼ニ罷上り候様ニ浦太殿カ被仰聞候間、丈左衛門・伝兵衛、名主惣

代長三郎御同所へ罷上り、松前万三郎殿江難有趣御礼申上罷帰り、左之通、

大弁財天御祭礼

但、白地ニテ文字ハ相色、御印ハ朱ニテ川原町染屋清治江染上ヶ方

申付遣候、奉納カ仕上り迄長三郎掛り也、

一、中町花山家台大痛ニ付新規作替仕度旨、世話人平八・文右衛門申出候間、
無余儀筋ニも候間、金式両差遣候、其余者町内成り世話方なり宜様取斗へ
出来候様申付候、

八月朔日、阿吽寺カ勝軍地蔵尊山王堂下遷座之所一両日吹荒レ候ニ付不淨の
義も可有之哉被思召、阿吽寺本堂江下遷座仕候様被仰出候間、人足四人差
遣ス、無滯相済候、

八月七日、阿吽寺カ勝軍地蔵堂出来候ニ付九日遷座仕候ニ付祭礼旁々取込候
間、賄焚出し申付吳候様并八日夜者三丁中御燈明上ヶ候様、川原町ヘ者盛
砂致候様被仰聞候、尚又、御前建再建施主有之候ニ付相殘度旨申立候得共、
先御遷座いたし、其上願上ヶ御下ヶ被成候方可然と申談遣候、

八月八日、明九日勝軍地蔵山御神体阿吽寺より御山へ御遷座ニ付、先払御足
輕兩人申参り候ニ付、氏家唯右衛門殿へ申上候處、外御一同御談の上、御
足輕も不足候間、町カ差出、看板ハ、御印付為着候様被仰聞候間、町御役
所有合之分為着候積り、名主長三郎へ申付候、

一、阿吽寺カ地蔵山御普請出來被成下候ニ付、明九日御遷座ニ付御代參御座
候例書面を以差出候處、此度者不遣渡シて本式ニ而有之候砌可差遣旨被仰
出候間、役僧へ此段申遣候、

一、明日地蔵山之義ハ三丁御通行被成候而も可然旨、氏家唯右衛門殿カ被仰
聞候間、其積り名主九兵衛へ申付候、

一、山家台内見桜庭丈左衛門・村山伝兵衛、名主九兵衛・長三郎・専右衛門

平服ニ而経堂寺江参り、無滯相済申候、

八月九日、弁天御旗染上ヶ惣出来ニ付、柴田浦太殿を以

御前様江御覽入候處、誠感心致出来見事之旨御意被為在候段被仰聞難有旨

御礼申上候、

八月十一日、長崎役人糸権太郎殿カ奉納白縞緬旗毫流文字ハ

[左圖有]

辨財天參禮

右唐紙江認メ、今朝柴田浦太殿御持參被成候間、染やへ相渡遣候、

八月十三日、新規御足輕並拾五人御祭礼固方ニ被遣候、御棧敷前五人、二ノ
御丸御馬出ス四人、山船四人、式人者阿吽寺・八まん・大松前・唐津内橋
とも勤、御馬出ス者生府へ參勤、其外追々生府へ相廻り候事、

八月十四日、明日之御代參御祭礼ニ付、今日九ツ時御參詣の積り法幢寺・光
善寺両寺へ相達ス、

一、御提重入用印カ印カ真田八尺五寸取杉よふず拾二せん、八木カ取酒二
升、栖原へ無心申候御菓子玉子あんまんちうまんとふす印カ印カへ申付御
重詰ハ御料の間江重箱遣候、

御上様・若殿様・奥様御提重

御部家様江者釣ル付之ニツ組木地蠅、氏家之重箱御座候、是も老重者御取

肴話、御提重ハ鈴木之分、御小書院志村之分、西御小書院柴田之分、
奥様江差上候積り、

一、八幡・生府ニ而十四日迄十五日迄
夙之願御閑済、

一、山船兩家台狂言本式冊御當番柴田浦太殿差上ル、

一、祭祀日送り阿吽寺申立候、

一、当年迄弁財天祭礼ト言先旗壱本白唐縮めんニ而長崎出役象権太郎寄進、

殿様御筆ニ而染上ケ別段増、

一、長崎象権太郎迄奉納旗壱流昨日出来二付、

殿様江 今日柴田浦太殿を以御覽入申候、

八月十五日、阿吽寺・八幡宮於両所雨止御祈祷上ケ候、尤、町年寄丈左衛

門・伝兵衛ハ金百疋、名主祭礼掛り九兵衛・長三郎迄二朱ツヽ、頭人布右

衛門・忠兵衛式朱ツヽ、御道具支配迄二朱ツヽ付、祭り家台迄百疋ツヽ、

右之通御初穂差上申候、阿吽寺ハ御神酒斗リ、八幡ニテ者一同江御神酒相

済候後、酒肴吸物ニ而馳走有之、夕方罷帰り申候、尤、御上迄別ニ御嘶も

無之候へとも、右向々談事之上仕候事候、

二番

八月十六日、仙台家小野寺雄治殿江丈左衛門使三而前段之通御目録被下候處、

誠ニ難有奉存候旨宜被仰上被下度段口上并召連れ候もの共ヘ一同御目録被

下難有旨申候、丈左衛門内々申聞候者、並川親類共迄守義伴幸三郎江か

とく相続方相願、御聞済之上此方ヘ相越候趣、殊に同人家の義者此方ニ而

者当式百回忌、京都大江之御帝ヨリ被參候花遊院殿之御附添ニ而參り候家

故、右年忌ニ心寄相越候事故、再勤願も差出候處、不存寄此度時宜三付迷惑

仕候、此上者何卒同人以御憐愍輕く被仰付候様願仕度旨親るいよ御憐愍

願差上候而如何可有之哉の段内々参り候處、弥守国元江召連れ候上、同人申立候上之儀候へ者難相分り候、左候へ者願如何ニ存申候間、至極御尤御

座候、乍去御沙汰も有之候ハヽ、前段御嘶申候花遊院附下り之家年回ト申、殊に古きを泰候訳から、旦那ニも不便ニ被召置候様承り候間、貴君様限り

御含御沙汰も有之候ハヽ、宜御取斗被成下度段申候處、私述も承り取成候与申儀も難相成候、左候へ者又右返書茂不遣候而も不濟候間難成候様申候ニ付、全く強而申上候儀に無之候間、何分同人旧家無余儀年回之趣等御含被

下候様申候處、端紙江雄治殿被記候間、相合参り候事存候、

壹番

一、仙台家小野寺雄治殿金五百疋昆布式わ、御足輕六人・同心六人江金式百

疋ツヽ、桜庭丈左衛門御使ニ而被下之候、外ニ小野寺江丈左衛門・伝兵衛

迄ツヽ、将監様御筆唐紙江梅ニ鳥画壱枚、扇子江猿画壱本、餞別として差送り申候、

八月十七日、八幡宮迄弁財天神輿操出ス、行烈先払迄順の弁財天御祭礼ノ大

旗、此度出来元在り来仕直ス、白縞緬江 殿様之御染筆也、此旗の次江御

上ヨリ牽馬式疋、尤、御飾り馬ナリ、是ハ末ヘ附候例の処、若殿様迄一

番先江差出ス不申候而者飾り馬者不相成候段被仰出候ニ付、此所ヘ入候、畢竟阿吽寺申立者馬巾馬ニ而宜趣申立候處、又候飾り馬之処間違ニ而申上

候而今朝相成飾り馬御下ケニ付、然者一番先江出セと被仰付候、夫迄段々

例の通り行烈相済、枝ヶ崎迄 殿様四ツ時御棧敷御下り之積り之所、扣居

候得共御下り無之故伺候へ者御下知有之、先供行烈大松前御棧敷前橋操り

出ス、船々船印迄先江差操、此間山家台・船家台引込置、財木屋の方へ引

置、馬形七ツ道具ヨリ枝ヶ崎角ニ扣居候を大松前屋宿迄振込、一同昼飯ニ

相成、山船狂言相済候上、附祭り栖原之北村半兵衛差出ス富士家台踊始り
相済、町年寄通る、小松前者山船共中飯になる居候内神輿不残通る、夫々
山船家台并富士家台とも相勤候、附祭り家台者行道々ハ所々ニ而勝手次第
ニ相勤候、生府江及暮ニ着、夫々山船家台并富士家台御仮家前相済、館御
二相成、山船夜九ツ時過八ツ時ニ及引込納の狂言難相成る、明日の積り御
奉行中ヘ相届、御聞済、
一、山船世話人共ヘ鈴木様より例ニ無之候へとも今日手配方行届候逆而金武百
足ツ、兩家台被下候ニ付相渡ス、
一、山船江御上ヨリ御樽一荷一種赤飯大櫃ニテ壺ツ宛被下候、然処、右櫃の
内ニ三ノ一も赤飯無之旨、内々彼是沙汰有之、殊ニ壺櫃之處壺櫃ニ而船山
江入もの無之間遣候与申来候、表向被下候事故、彼是不申候得共、不相済
儀故内々申来、御番鈴木様御含申上置候、沖ノ口より被下候分も櫃ニ而船山
江被下候由承り、
八月十八日、一昨日御祭礼無滞相済、殊夜中迄に引取候儀、当御月番松前内
藏殿一同骨折之趣御沙汰の趣鈴木記三郎殿御達ニ付、名主并町方へ申聞候、
一、今日祭礼相済候届として阿吽寺両社頭馬形江届ニ出、
一、桜庭丈左衛門・村山伝兵衛兩人、兵九郎、阿吽寺・八まん江届出ル、
八月十九日、並川弥守今日引渡ニ相成候、藤原正藏殿罷出候、
一、並川弥守江内々仙台家ら使の仁小野寺雄治殿存寄為嘶之罷越候、
一、跡祭り場所神明芝居於小家ニ御聞済、廿一日之積り申立、
一、船山江被下候御赤飯當御役所・冲ノ口御役所共大櫃壺ツ宛道可申処、入
物無之ニ付壺櫃を山船与いたし遣候事間違候間跡祭りの節双方へ〔後次〕

〔奥端書〕「八ノ一」

【天保五年】

〔前久〕

〔端書〕「天保五次ノ十四」

一、当四月中西在々ニテ鮭大漁有之候処、折惡敷雨天続ニテ掛け候鮭も多分
くさり候故、海江捨損毛有之候間、年柄ニ寄右様之漁事之節者粕油ニバ候
方可然哉付、御用之間より御談有之候間、

近藤吉左衛門殿より此旨在方掛り并名主一同江内談いたし、其上ニ而様子可
申立様被仰聞候間申談置候、

一、牢家之鍵、是迄町年寄詰所預り置候へとも已來町方頭取江預ケ置候様、
改而吟味役勝馬殿御達有之、同役江も為知置候、

一、宿広嶋屋布右衛門、大坂之吉五郎船白神崎おるて破舟致候付願出候間、
高張式ツ相渡遣候、

七月廿八日、御用達六人より御用立金三千廿五両壺歩ト錢四十八文、御預り米
五千四百拾壺俵、請負人一同より御用立金式千百四拾壺兩壺分一朱ト七貫九
百五文、御預り米六百五拾俵内〔四ト一升入〕式百拾俵、四斗七合入〔四
百四十俵〕、

右者追々御用立金、御預り米共當節迄之分書面之通式通いたし、新井田周
治殿差出候、

一、去廿日御会相済候御積金
金四百九十両
連中持寄集金高
金百拾七両三分ト
利金寄高

永十八文三分

代長五郎

金六百七両三歩永十八文三分

宿種倉屋

治左衛門

代阿部屋

内高金百廿両之内、

金七拾三両

惠比須屋半兵衛
柏屋庄兵衛

金四十七両

入雜金残連中五十八人割渡
但、壱口分錢六貫九百五十八文

金百廿両

金四百八十七両三分ト

拝借二相成候分

永十八文三分

内訳

関東屋清治兵衛

金百両 阿部屋太次兵衛 金百両ツ、

藤屋弥七

金四十両ツ、古畑屋伝十郎・金子屋平七・川内屋清兵衛・畑屋七左衛門
金廿七両壱分ト 笹野屋甚兵衛

永十八文三分

七月廿五日、大坂新大黒町 橋^橋屋手船吉五郎乗積下り米願高之内五百石来未ノ二月迄延金ニ而御買上ヶ被仰付候付、同船吉岡村^{カミ}昨日廻舟の節大下り風ニ被吹込、白神崎繁居候處、今朝破舟仕候趣、宿布右衛門^{カミ}届出、則其旨近藤吉左衛門殿申上候候、

一、御船幸神丸元買入之御直段金四百壱両壱分ト錢百拾壱文之趣、犬上郡兵衛殿御達付、則新井田周治殿江申上候、

一、越後新潟御宿

石崎弥右衛門

外二、小泊り行閑道二好越 宮嶋官藏、八間田綱右衛門、

右兩人御呼出之上、弥右衛門手船十二社丸、旧冬村上領荒川湊^{カミ}松前江御廻米之節雪中之事故如何之程之御運賃被下置候而も御雇舟無之、右付弥右衛門義、旧來御国元通船渡世仕来候為御國恩、前書十二社丸無運賃ニテ廻米御用相勤申度奉願上、十月廿日新潟出帆、荒川江入津仕候処、同廿六日地震之後津浪ニ相成、前代未聞之變事ニ而繁留兼替無破舟仕、御用差支相成奉恐入候、依之去冬於寺泊御買船幸神丸元御直段五ヶ年賦二御払被仰付候様御執成被下置度趣、御米出役桜庭左右吉殿宛之願書差上、御沙汰之上願之通御船幸神丸御払被仰付候、御代金之儀者五ヶ年難被仰付候間、三ヶ年割合上納可仕旨被仰出候段、周治殿^{カミ}被仰渡、依之御請書差上候積り、右之趣御船元宿阿部屋利兵衛江も被仰問候、右御船代上納方宿請人種倉屋之外今壱人次左衛門親類なり、同職之内願今一応熟談之上可申出様申付候処、京屋平八被相願請人仕候段、平八直々罷出申立候、

一、阿部屋利兵衛願上候加賀米拾壱匁五分代金來未ノ五月延御沙汰の上御入用無之趣被仰出候段、周治殿御達二付、利兵衛手代へ申達候、

一、高橋孫兵衛・新井田珍平両人津輕地おゐて囚人武人召捕罷帰り、又捕方として向地被遣候付、用意金壱人江金五両ツ、都合金拾両内御役所^{カミ}兩人直々請取候、

宮本仁八郎、山本孝治、

青森行 吉田半治、中山久吉、
（仮足輕）八木伝右衛門、

右者先達而向地へ罷越候得共、若旅用不足之義有之可申哉付、此度老人分

四両都合金廿八両、孫兵衛・珍平兩人二而内御役所占受取參り候内金拾両

ツ、兩人江相渡候、是迄途中ニて捕方人数之内逢候へ者相渡候積り、残金

八両者野邊地御宿飯田主典・同良作方へ相送り候、捕方人数之内旅用等差

支願有之者右金子御渡被下度旨、町年寄連名之願状相添、今度江戸行平沼
新五郎殿相願受取書取之遣候、右者逸々御奉行衆御番新井田周治殿占御談

有之、諸事伺之上取斗候、右八両而已若不足之節ハ御操作之上御取替被下

候様王典へ願遣候様、勝馬殿占被仰聞候、其旨書状書入遣し候、

一、馬形町半兵衛義、囚人見知り付、此度向地江被遣候間、為用意不常金之

内金四両相渡候様、勝馬殿占被仰聞候間、頭取古田八平へ相渡、

一、高橋孫兵衛・新井田珍平・馬形町半兵衛、右三人乗船の義宜御取斗被下

度、新井田周治殿占之御口上郡兵衛殿、梅太郎申上候処、御承知、

八月二日、三国本保米（四斗六升入）壹俵付平年通例直段凡廿四匁替両かい
六十四匁ト見テ四斗入壹俵付代式メ武百七文、

一、羽州新庄米平年通例直段金拾両付（四斗入）壹俵付凡三十五俵かい壹俵
付代壹メ九百四十三文、

右者年中考直段如此二御座候、以上、

牛ノ八月

西川准兵衛

栖原六郎兵衛

八月六日、宮川増蔵・岩田金蔵、今般御用達被仰付候付、先規之通献上左之

町――

通、御小書院 御目録・經節壹連・白羽二重二疋代金五両、宮川増蔵、西

御小書院 御目録・經節壹連・白羽二重壹疋代二両二分、岩田金蔵とも同

断獻上、

一、祭礼付茶屋仲間占十歳以下之女子供三人、花山家台差出為踊申度旨願出

候間、伺書左之通り、

此度弁財天祭礼付茶屋一同申合十歳已下之女子供三人、花山家台ニテ為踊

申度旨願出候間、御差支之儀も無御座候半々願之通り被仰付被下置度、此

段奉伺候、以上、

午八月六日

村山伝兵衛

桜庭梅太郎

張江又八

右半切紙認メ半紙へ折掛、

八月七日、知り内村施米之書付壹通差上候、

一、岩田金蔵、此度祖父年回相当り候付、市中小前難渋之御百姓中へ米拾石
來十日施米として差出度趣願書、周治殿差上候、

一、茶屋一同占花家台差出十歳已下之女子三人江為踊候義窺書差上候処、同
之通被仰付候旨周治殿占御達ニ付、名主九八江申達、外ニ子供角力家台壹
ツ差出候義者口達ニテ申上、御奉行衆御聞済候、

一、弁天祭礼二付小宿一同組ニテ相撲家台練もの差出ス、三丁占花山家台差
出候付、是迄之通り大松前橋御馬出ス、唐津内橋、生府右四ヶ所ニ而船山
家台稽古所ニテ相勤為申候よぶ、新井田周治殿占被仰付、尤、張江又八伺
上候処、則被仰付候、

一、十四日祭礼之儀、是迄之通山船両家台狂言致候節同様当年者相撲家台・子供家台共為踊不苦旨御聞済、向々江相達、同日行列阿吽寺操出ス、御役所前通り御馬出ス、三ノ丸上り、夫々八幡宮へ御旅いたし度相伺候處、御用地之節より無之義者決して不相成候間、先規仕来之通可取斗と被仰付候、八月十二日、福嶋屋新右衛門持地小松前町南手板藏より昨夜九半時出火、西櫛〈大津屋〉武左衛門坂小家共式ヶ所焼失、

一、昨十三日、雨降付、御祭礼御旅如何と存、談の上、阿吽寺八幡江御祈祷差上、一同参詣、町年寄一同より百疋御初穂差上候、

八月十六日、今朝五ツ時弁財天御輿人幡社御仮家操出ス、大松前橋おゐて阿吽寺七社共旧例の通り御祈祷有之、夫々御馬出スニ而同断、生府御仮家江昼八ツ時過に御旅、夜五ツ時還行三相成候、角力家台・手踊家台大松前橋ニテ行列、昼飯の内両家台踊相済行列通り候後、所々て踊候得共、唐津内二て大雨相成、生府へ参り、御仮家前踊いたし、帰りの節も見物之もの望ミ勝手次第為踊候、還行無滞相済候段、祭礼奉行村山伝兵衛・張江又八両人御役所江罷出、御泊り番奥平勝馬殿御届申上候、

一、天神坂下夕御奉行衆桟敷江昨日町吟味奥平勝馬殿、桜庭梅太郎羽織袴二而罷越候、今日者御奉行衆始一同縫肩衣ニ而罷越候事、名主権右衛門・九兵衛両人とも赤看板着用、昨日共下夕桟敷相詰候、

一、弁天御神輿昨日阿吽寺操出ス、八幡へ御旅之上案内有之、御代拝新田周治殿御勤被成候、右御出之節御初穂南鎌一片内御役所より請取御持參被成候、

一、当日御神輿大松前橋二御祈祷の節当御役所より十二銅十二匁御桟敷より名主二為持、散米箱江入候事、尤、内御役所より御達有之請取候、

一、今日大松前三而昼夜の節、阿吽寺へ昆布一折・御樽一荷、社家中江千数ノ子壱台・御樽一荷、御役所より被下、旧例之通頭人手附へ名主より相渡候、八月廿一日、工藤庄兵衛より買上ケ米被下置度旨願出、則御奉行近藤吉左衛門殿へ申上置候書上、左之通り、

一、加賀米六百七拾俵〈升四八入〉直段八匁、

一、越前米三百八拾俵〈升四六入〉直段八匁、

一、上方米千五百俵〈升三五入〉直段八匁五分、

一、来未五月代金御下ケ御座候半々直段拾匁、

九月四日、弁財天御祭礼三相用候小旗、昨年出火之砌、世話人方ニ而取失、相見得不申、注文仕居候へとも、去月十五日御祭礼之節間似合不申、仮二布旗三拾本、押毛鎗式本・大松前橋相建候、大旗式本、此度相下り候間、川原町より阿吽寺迄先日御祭礼之奴子供二為持相納、於同寺御祈祷之上支舞置度趣、名主を以伺出候間、近藤吉左衛門殿御内意申上候處、御祭礼無滞相済候後、右様先例ニ無之事いたし候而者不宜候間、御祈祷而已ニ而可然旨被仰出候間、其段名主九八江達ス、

一、当年御収納金高之内、是迄納高、唯今より極月迄納高共惣調被仰付書上、左之通、

午年御収納金凡調書

一、金式百拾六両三分ト	長崎運上代り金、去已久年より
永百拾三文四分	當春上納
一、金壹万三千九百六十五両	當午年御運上金
永百文	

一、金六百八拾壹兩壱歩壱朱ト 東西蝦夷地二分積金

永百拾九文 差荷物料上乗金

一、金四百両

ベ金壱万五千式百六拾三両一分ト
錢式百九十五文

市中在々諸役積り高

九月五日、此間中より閑東屋喜四郎於江指表金千五百両借用出来候様御添慮被

下度、尤、返済之義者當秋味圃荷物明年積取於箱館壳捌代金を以返金可致、

若圃荷物不足之節者鱗漁新荷物積取勘定可仕趣、同役江願書差出、内実承

り候處、蟻崎將監様御内意御添慮被下置、江差御奉行三崎八之丞殿并町年

寄両人江も御内状被下候段承り候間、当役より伝兵衛罷出、御内々伺候處、

何分宜世話いたし候様被仰聞候由、依之同役談事之上、吉村彦兵衛・村上

忠兵衛へ書状相認メ、喜四郎へ相渡、同人義難去用事有之、為代万屋弥兵

衛相顧、江差へ遣候、書状不写略ス、

九月七日、^[2]愛菜庵画御掛もの壹幅、金式千疋、青白小玉式連、右者加州橋立

角屋与次郎義、昨年秋中越後表出役先桜庭左右吉御取組米之儀付金子等操

出し骨折いたしニ付、御挨拶として右之三品被下之、尤、与次郎此節居合

不申、代として西川准兵衛手代次左衛門、宿上田忠右衛門呼出ス、近藤吉

左衛門殿より被仰渡候、

九月十日、津輕様御城米積、昨夜小松前潤おるて難舟仕候付、人足差出し候

様、御奉行中より御達有之、右付浜表へ中林九兵衛并町方差出、

一、御用達、請負人、両在之もの御呼出、御書取ヲ以御賞詞之趣、御番近藤

吉左衛門殿より被仰渡候、左之通り、

藤野喜兵衛

近年打続米価高直之上、去巳年者諸國違作之由ニ而米積舟入津も少く、

別而奥羽式ヶ国之義者近頃稀なる凶作故、御城下ハ不及申、箱館、江指、其外村々至迄買入米行届不申、御田米を以夫々被成救候節、其方儀、市中困窮之百姓共へ直安ニ俵枡完等いたし、猶又〇去卯年十一月

中四斗入五十八俵ト式斗八升、当午ノ正月中同断四十俵毫斗式升、

都合百俵〇致合力候条、達御聴、奇特之儀思召、御賞詞被成下候間、此後共右心懸ニ而可罷有候、此段申渡候様との御沙汰候、

○印猶又安文前同断、

去卯年十一月中〈四斗入〉七十九俵ト

式斗四升、当午年正月中式拾俵ト壹升

六合、都合百俵

去卯年十一月中四斗入百俵

去卯年十二月中より正月迄四斗入百俵

去卯年十二月中午年二月迄

下及部村より福嶋村迄十一ヶ村へ四斗入

百六十九俵余

去々辰年玄米三十九升入五十俵

去巳年身欠鮓式千七百六把致配当遣し

去巳年玄米〈四斗壹升入〉五十俵

去巳年玄米〈四斗二升入〉五十俵

去巳年玄米〈四斗一升五合入〉百五拾俵

去巳年九月中より正月迄

越後米四斗入より四斗式升三合入迄

式百五十二俵直安ニ壳渡

与三郎

岩田金蔵

宮川増蔵

山田屋文右衛門

米屋孫兵衛

惠美須屋半兵衛

山田屋文右衛門

請負人一同

吉岡村百姓

(去)巳年十月カ午ノ三月迄四斗二升八合入
ヨリ三斗八升八合入迄四百九十七俵
直安二貸付

(去)巳年十一月中四斗二升入廿俵
直安二壳渡

(去)巳年十一月中カ午ノ正月迄
四斗升入五十五俵直安二壳渡

牛ノ正月中カ米四俵 〔合力いたし候付〕
(去)巳年九月カ午ノ三月迄三斗二升入カ
三斗四升入迄四俵直安壳付 或者貸付候付

(去)巳年カ午一月迄四斗二升入
三十俵ト壹斗六升四合格別直安二壳渡

外八斗二升施米
(去)巳年八月カ午ノ五月迄越後米

三斗九升五合入廿九俵五斗余り格別
直安二壳渡

当午ノ中越後米 〔四斗三升入〕 六俵
(去)巳年十二月カ午ノ二月迄越後米
四斗四升五合入十四俵直安二貸付并
憐村江原町村・小砂子村へ同様直安貸付

(去)巳年十一月カ午ノ二月迄
越後米四斗三升入六俵当五月迄
之積りニ而貸付

福嶋村百姓 助五郎
荒谷村百姓 孫右衛門
吉岡村百姓 札前村同
茂草村同 達右衛門
松兵衛
知り内同 梅五郎
一、寺社井市中人別錢六十八貫八百廿九文阿部屋熊治郎預ケ置、今日人別錢
四拾貫式百八十七文右同断、
一、御船幸徳丸破舟付、此度入札市中へ被仰付候處、金廿壱両之内金三両橋
舟代差引金拾八両二万屋専左衛門落札檣尾ニテ、
一、通行人馬牽舍諸廉賄米、当六月減米残として御下ヶ相成候趣被仰出候處、
此節入米沢山有之候ニ付、諸廉賄米是迄之通不殘米ニ而御下ヶ相成候様、
御番新井田周治殿カ被仰渡候、
一筆啓上仕候、冷氣弥増御座候得共各様愈御勇健被成御勤役珍重之御
儀奉存候、然者其御地 〔関東屋〕 喜四郎殿御請負御場所当年不漁付、
金子御手操不宜、依之於当地金千五百両御借用被成度段、各様へ相願
候由付、万屋弥兵衛殿態々当地御出之節御念書被成下難有拝見仕候、
尊書之趣、尚又弥兵衛殿御演述旁承知仕候間、當方近付之人々江一応
談掛候處、昨年類焼出逢、今年者過分高直之米買入等付金銀不手廻り
之由ニテ達テ断ニ者候得共無余義御頼ミ申稀之御儀、殊弥兵衛殿遠方
御出之處無所諭御帰郷之義如何ニも笑止之至り奉存候間、種々相願候
處、御願の通千五百金者出来不申候へとも、先千両者相談出来寄々罷

福嶋村百姓 助五郎
荒谷村百姓 孫右衛門
吉岡村百姓 札前村同
茂草村同 達右衛門
松兵衛
知り内同 梅五郎
一、寺社井市中人別錢六十八貫八百廿九文阿部屋熊治郎預ケ置、今日人別錢
四拾貫式百八十七文右同断、
一、御船幸徳丸破舟付、此度入札市中へ被仰付候處、金廿壱両之内金三両橋
舟代差引金拾八両二万屋専左衛門落札檣尾ニテ、
一、通行人馬牽舍諸廉賄米、当六月減米残として御下ヶ相成候趣被仰出候處、
此節入米沢山有之候ニ付、諸廉賄米是迄之通不殘米ニ而御下ヶ相成候様、
御番新井田周治殿カ被仰渡候、
一筆啓上仕候、冷氣弥増御座候得共各様愈御勇健被成御勤役珍重之御
儀奉存候、然者其御地 〔関東屋〕 喜四郎殿御請負御場所当年不漁付、
金子御手操不宜、依之於当地金千五百両御借用被成度段、各様へ相願
候由付、万屋弥兵衛殿態々当地御出之節御念書被成下難有拝見仕候、
尊書之趣、尚又弥兵衛殿御演述旁承知仕候間、當方近付之人々江一応
談掛候處、昨年類焼出逢、今年者過分高直之米買入等付金銀不手廻り
之由ニテ達テ断ニ者候得共無余義御頼ミ申稀之御儀、殊弥兵衛殿遠方
御出之處無所諭御帰郷之義如何ニも笑止之至り奉存候間、種々相願候
處、御願の通千五百金者出来不申候へとも、先千両者相談出来寄々罷

成候、乍去、借主名前各様御証印二而金子承知之積りニ御座候へ者、今般弥兵衛殿御帰郷之序ニ御渡可申上答ニ御座候へとも、右金主者御地之様子不存候付、私共へ取替、猶又後日間違等も為無之、兩人持地御印紙引受申度趣申ニ付、此段一応弥兵衛殿御掛合申上候処、御一存ニ難被任、御帰登之上各様へ申上被仰聞次第御取斗被成度段御申付、則委細者御同人江御呪申上候間、御帰登之上、御承知被下度奉願上候、尤、右様ニ而各様御承知ニ御座候半々又々可被申遣候間、下書差出候様、弥兵衛殿古被仰聞候付、差上申候、一体右金子之義者私共借用いたし各様へ御取替申上候節ハ証文江差テ六ヶ敷認メ候迄も無之様奉存候へとも、達テ御申付書認メ御同人江御渡申上候、御覽可被下候、私共馬鹿念申上候義者両人持地面質入候儀付、右之一件一通御掛合申置度而已御座候、宜御勘考御承知之程奉願候、右御報并前文之趣得貴意申度、如此御座候、恐々謹言、

右証文左之通

借用金子之事

一、金千両也 通用文字小判

但、利足一ヶ月金拾五両付金毫分宛

右者此度無拵入用付、各御両人江御願申、書面之通金子請取借用申処、実正御座候、然者来未ノ七月中定之利足相添無相違返済可仕候、為後

証借用証文、仍如件、

天保五年九月

張江又八印

村山伝兵衛印
桜庭梅太郎印

吉村彦兵衛殿

村山伝兵衛殿

張江又八様

村山伝兵衛様
桜庭梅太郎様

右者弥兵衛持參致帰着、拙者共同役江用立候趣付、何分聞届、証文江指表

ヘ差出員候様、喜四郎義も願出候間、無拵事故、談之上江指行証文毫通并返書毫通、清次兵衛へ相渡、左之通、

九月十七日付之御紙面、弥兵衛帰着の上致拵見候、如來命冷氣の節御座候へとも各様弥御堅勝被成御勤仕奉賀寿候、然者当所閑東屋喜四郎

古願出候金子之儀、御繁用之御中、御心配之御世話被成下御手数相成、別而弥兵衛義御添慮被下、偏御骨折を以借用金出来仕、忝仕合奉存候、隨而御申越通り証札私共連印いたし、此度清次兵衛へ相渡、差立申候間、同人着の上、尚又御添慮被成下度奉願上候、右御報旁得御意度、如斯御座候、恐々謹言、

九月廿三日

前二人

両浜請負人、市中一同、上ノ国江相触申候、
 一、若殿様江為伺 御機嫌、寺院一同、社人一同ハ麻上下着用ニ而明廿六日
 四時当御役所迄可罷出旨相触候、
 一、前同断付、御用達、請負人、名主、問屋、小宿、両浜一同麻上下着用可
 罷出旨相触申候、

一、町年寄、名主一同來月五日迄日數十日長髪可為致旨被仰出候間、此段相
 達、

一、鳴物停止中者風呂屋、髪結床、其外人寄せ之場所者隨分物静ニ可致旨被
 仰出候間、名主へ相達候、尚又、市中一統火之用心、都而町々申合取締可
 致旨、名主一同方町代共へ申談事置候、

一、御内葬ヨリ御本葬、夫占御四十九日迄御掛り、

御寺詰 下国斎宮殿

御用人 工藤八郎左衛門殿

御勘定奉行 虹崎四郎左衛門殿

御目付 新井田周治殿

御吟味役 谷橋九十九殿

内下代

中嶋幸左衛門 村田伴作 奥山源之丞

鹿能善藏殿 桜庭左右吉殿 町下代 村山伝兵衛 桜庭梅太郎

右之通被仰付候、

一、御用部家おゐて御番近藤吉左衛門殿占伝兵衛、名主迄被仰付候事、
 一、桜庭梅太郎儀者ハツ時頃占御寺へ名主半右衛門兩人相詰候、
 一、八幡宮おゐて上方登船々日和越御神樂修行仕候儀如何可有之哉、

集人占

同出候付、此旨相伺候処、神事之義者御構無之候段被仰出候間、此旨申聞
 遣候、

一、御役人中一同者長髪五十日、諸士一同者廿日、御徒士者十日被仰出候趣
 承り候間、認メ置〈御役人中一同髭の義ハ十五日ト承り候〉、

一、御内葬當廿九日、御本葬來月九日被仰出候、御内葬ハ土門占御出棺の積
 り、御本葬ハ大手御門占赤御門、夫占御通筋御櫓下タ御通ニ而、三度廻り
 候義者妙連社前・八まん脇・御城後口ニ而盛砂之上掃除可致旨被仰出候、

一、酒井伊左衛門殿義、御人揃付寺社町奉行江出役免被仰出候間、寺社御
 用達其外向々へ相達、

一、町年寄、町方頭取、名主、町方両人、人足五人、今夜占大番廻り可致旨
 被仰出候間、通用御門日夜明ケ通スニテ暮占朝まで高張壱本相立候事、但、
 町下代、頭取壱人ツ、申合、代りく相廻可申事、人足五人、扶持米・ミ
 そ椀の類・ろうそく并薪炭・大根漬ノるい、内御役所占受取可申事、
 行列高張二本、町高三ツ、轄口式本、水籠三ツ為持可申事、

九月廿六日、若殿様御機嫌伺として麻上下着用町年寄御用之間罷出、無滞相
 济候、尚又、寺院社人一同、御用達、名主、問屋、小宿、請負人、当御役
 所罷出、御番鈴木紀三郎殿へ申上候、

一、町年寄、御用達、御目得町人御香典の義者御初七日、御四十九日兩度差
 上可申様被仰付候、尤、当御役所江差上、

松吟院様之御振合多分法幢寺江相納候間、何れ之廉へ差上可申哉、相伺置
 候間、追而御沙汰有之候積り、鈴木紀三郎殿御達有之候、

一、町年寄始、請負人迄〈御初七日十月二日、御本葬十月九日、御四十九日
 十一月十四日〉

右三日於法幢寺拝礼被仰付候、御用達シテ請負人迄罷出ヘクシテ旨被仰出候、

一、来月二日御初七日付被下物有之候間、御目見町人書上候様、内御役所シテ御談有之、左二、町年寄壱人、御用達六人、名主五人、問屋十二軒、小宿三人、請負人十二人、上ノ国名主・年寄式人、両在村々名主十八人、メ五十七人、

一、十月九日、御本葬後、社人一同江御焼香被仰付候間、白鳥集人シテ代采女江申達、尤、七社限り、外社人御達無之、

一、十月朔日、昨夕方御内葬土門シテ御靈所江被為入、無滯相濟候由、同勤御寺詰シテ致承知、委細者同勤御寺詰相心得罷在候、

一、靈照院様御初七日付拝礼として江指・箱館両所シテ出登いたし候名前左二候得共略ス、尤、町年寄シテ両浜請負人迄壱人ツ、出登致候、

十月朔日、津輕様御家中昨夜着、宿工藤忠兵衛シテ書上左之通、

御勘定奉行

久慈愛シテ様

御目付
対馬茂治郎様

上下二人

上下一人

御勘定下役

飛島宗一郎様

附添

岡本五郎兵衛

鰭ヶ沢問屋

小泊り問屋

山本屋庄五郎

大坂屋半治郎

外手代壱人

外手代長四郎

十月三日、津輕越中守様内勘定奉行久慈愛二殿奉行中ニ御目懸り度旨宿忠兵衛シテ以申出候間、其段申上候處、此節服中之事故御役所二而御目懸り候廉哉、旅宿へ罷越候而御挨拶承り候廉哉、一応重役江申達候上ニ而此方シテ御

案内申上候趣、忠兵衛を以申述候處、至極御尤存候間、明日御目二かゝり度旨、尚又忠兵衛を以申越候間、鈴木紀三郎殿シテ申上置候、然處、御下城之節近藤吉左衛門殿被仰候二者、此節服中付長髮甚見苦敷体ニ有之候得共御用先付御目二かゝり度義申越付、為外陳奉行下役桜庭梅太郎宅シテ明日御目懸り可申旨、忠兵衛を以申述置候、

十月四日、今日桜庭梅太郎宅シテ津輕御家中久慈愛二奉行中ニ御目二かゝり候積り、昨日申述置、今日奉行中同家出役いたし、忠兵衛を以案内申入候處、差掛り愛ニ殿腹痛ニ而申出、御逢無之候、勘定下役飛島宗治郎目録持參致候趣付、張江又八相残り居、奉行中御引取被成候後、飛島宗二郎罷出、津輕越中守内久慈愛二申候二者先達而手船元丸破舟の節者段々御手數ニ相成置存候、右付聊ニ候得共目録進上いたし候旨、飛島宗治郎を以申出候間、目録預り置、奉行へ達可申趣挨拶いたし、為引取候上ニ而張江又八も桜庭梅太郎宅シテ引取、近藤吉左衛門殿右之趣申上、尚又、目録差上候処、預り置可申様被仰付候間、檀笥入置候、尤、目録之義者金五百足、

十月七日、靈照院様御本葬付、茶屋一同シテ御香典獻備仕度旨、口上ニテ名主迄伺出候間、鈴木紀三郎殿シテ申上候處、御用之間江申上候上不苦候間獻備いたし可申様、紀三郎殿シテ被仰付候間、名主加藤專右衛門シテ申付候、

十月七日、竹屋彥左衛門弟長七、庄内酒田迄用儀付罷越申度、右付道中通狀并津輕地御印鑑願出候間申上候處、此度秋田久保田迄御用状差遣候付、右御用状相渡、久保田へ着の上町役迄差出請取書持參可致様被仰付候間、其旨長七へ申問候處、御請申上、御用状通狀とも、尤御印鑑等相渡、尤久保田着之日、飛脚看板着用可致申与被仰付候間、右之訛柄故内御役所シテ看板受取、

〔左圖有〕

侍召奉公	清末新郎	御名付
迎候	此本	紀三郎
	吉田	五郎

十月八日、靈照院様御本葬付、茶屋一同占金式百疋御香料として献備仕候旨、

名主專左衛門申出候間、聞届置、

一、靈照院様御本葬、今九半時無御滞相済候、尤、時雨ニ而御三通之節大雨と成、本堂おゐて読經并御焼香相済候、御徒士占以下在名主迄者居なから拝礼被仰付相済候、一同寿養寺おゐて御蒸物頂戴仕、暮方引取申候、

○九月九日、夜津輕様御手船元久丸破舟致候節、焚出し申付、人足賄方いたし候處、今日書上、左之通り、

栖原六郎兵衛分 白米壹斗武升 御人足三十壹人

西川准兵衛分 白米壹斗三升 御人足三十人

阿部屋太次兵衛分白米三斗八升 御人足九十二人

右三軒分、近藤吉左衛門殿江差上候、

一、津輕様被下候目録金五百疋配當被仰付候、

金式百疋 名主中林九兵衛 金百疋 町方頭取古田八平

金武百疋 町方金子平三郎・宮本仁太郎・山本富五郎・

吉田伴治・高井紀兵衛・中山久吉

一、津輕越中守様占被下候御目録金五百疋、元久丸破舟之節夫々出役致候も

の江頂戴為仕候付、右之御礼久慈愛ニまで張江又八罷越、旅宿おゐて御礼

申述候、追而御忌明之上、呈書を以津輕家江御礼申上候積り、暇乞旁乍
席張江又八相勤候、

一、以来御目見町人通状願出候節者御印鑑江松前家中と申認メ候様被仰付、諸士之分ハ御名内ト相認メ可申様被仰付候間、其旨書役部家一同へ達置候、十月十八日、津輕家中へ畠久三郎挨拶遣候節、昆布四把、尤、直段百五十文ツ、相調、久三郎宅へ為持遣候、尤、御上占被遣候訳無之、久三郎限り挨拶進物之積り心得遣候様、奥平勝馬殿御達付、其段久三郎江申遣候、

一、先日津輕御家中久慈愛ニと申仁、同國御城米積（小松前町）沖ニ而破舟致候付、態々被參、冲ノ口吟味役中御談有之候砌、兩度桜庭梅太郎宅借上げ、同人方ニテ取賄酒肴等手配致候付、於内御役所銀二枚被下之候間、為念認置候、

十月廿九日、明晦日朝御三十五日付、今御心時占御退夜、夫占御当朝迄御役人中御寺へ、諸士占御通辞迄者御退夜占御当朝迄御寺へ罷越申候積り、

一、靈照院様御三十五日付、一同御寺へ相詰候様、尤、町年寄已下者無之候、十一月朔日、去年中米穀并諸色高直付、まんちう餅其外豆腐都而喰物在來占小振りニ拵致商売罷在候處、追々米諸品とも下落ニいたし候へとも、今以昨年之仕来候形ニ而喰物致売買候間、平年之節仕来姿ニ為相直様、紀三郎殿占被仰付候、

一、南鎌并壳朱銀者勿論、都而金銀見所不弁者も見苦敷杯と容易ニ不請取、至而融通不宜候間、格別目輕と歟、又者無相違惡金者兼而触置候處、何れ之もの所持有之共御役所へ可相納、左も無之金銀者疑惑不致無差支通用致候様相触候様、是又鈴木紀三郎殿占被仰付候、

一、靈照院様御四十九日來十五日御相当ニ付拝礼被仰付候間、名主・年寄罷

出候様、上ノ国江も申遣候。

十一月九日、若殿様 御儀 今日ヨリ

殿様与 可奉 称旨被 仰出候間、寺社・市中・御用達・問屋・小宿・請負人両浜・上ノ国、右不残相触候。

十一月十日、越後寺泊り本間弥平太手代吉五郎義、一昨八日夜至着仕、昨夜梅太郎宅へ罷越候處、旧冬取組米式千俵并当方江引取之上申遣候千俵共、都合三千俵之内、

〔奥端書〕 「天保五午ノ十五」

〔端書〕 「天保五午ノ次十六」

当夏中三脇山米を以千式百俵御船幸神丸江積入新潟湊より積出、残米千八百俵之儀寺泊り出津及延引、此方ニ而外米を以夫々御手配出来候間、右残米御断ニ相成當惑いたし、追々米下落致候間、右千八百俵弥平太手限りニ而壳捌候處、格別直違損分有之難渋仕候間御引合被下度旨、同所御代官江差出書面之写へ御代官川洗何右衛門より添状、弥平太郎之書状共梅太郎宛ニテ差越、鈴木紀三郎殿江入御覽候。

一、来十四日 灵照院様御四十九日付、御当朝拝被仰付候間罷出候様、御用達・名主・問屋・小宿・両浜請負人江昨日相触候、盲人秀ノ都江者名主九八方相達、
十一月十三日、御四十九日御退夜付、御役人中諸士迄麻上下熨斗目、御徒士より御通辞迄麻上下二而御寺へ相詰、御恭もの一同へ被下之候、
十一月十四日、御四十九日御当朝付、御役人諸士迄熨斗目麻上下三而、御徒士、御通辞、御用達四人、名主五人、問屋頭取、問屋、小宿、両浜請負人、江指御用達老人、名主老人、問屋、小宿、両浜老人ツヽ、箱館町年寄老人、

御用達老人、問屋、小宿、両浜請負人老人ツヽ、笛屋卯兵衛、上ノ国年寄老人、御城下付東西在々名主・年寄老人ツヽ、罷越、御寺へ相詰候上ニテ右一同へ御餅五ツ宛被下之、

十一月十六日、旅人宿甚太郎書付を以先達而芝居興行御免許被仰付難有奉存候、依之興行仕罷在候處、先日鳴もの御停止被仰出恐入、是迄相休居候處、今日者御停止明ニも相成候間、御差支之義も無御座候ハ、來ル十八日より殘日數興行仕度趣伺書差上候處、御停止明とハ乍申茶屋渡世杯とハ違候事故、右芝居興行之義者當年中見合候様被仰出候旨、紀三郎殿御達ニ付、甚太郎、証人三次郎・弥助、名主九八差添呼出ス申渡候、

一、御停止明ニ付、茶屋渡世之儀鳴物平日之通ニ而不苦趣被仰出候旨御達ニ付、名主九八を以茶屋行司へ相達、

一、御用達・請負人一同へ被仰付候當夏納り金高千三百両程可有之候、右ニ而御下ケ金有之候而も五百両余不足候間、其候居置、明年三月御手宛御渡之節ニ金式千両御用立テ可申哉、何れ一同申談、明後日迄ニ御答可申上旨、紀三郎殿より御達ニ付、一同談之上可申候趣引取、

一、御用達・請負人一同より昨秋中より御米代金之内三千両程御借上ヶ相成居候處、當節御米ニ而御下ケ被成度御嘶有之候得共、可相成者右金高代之米土台致ス式分金ニテ明年より御買米之儀御用達・請負人一同へ被仰付候間、市中備米ニ被成度 鈴木紀三郎殿より御用之間ニ而御談申上候處、至極宜仕法之旨被仰聞候間、追々考弁致宜候半々取極申度候故、内談致見候様被仰聞候、尤、近日之内凡之處取調子書面ニいたし為見候様御嘶ニ御座候、
十一月十九日、法幢寺書付を以
靈照院様 御導師相勤候ニ付、此已後檀中之燒香仕候茂如何ニ奉存候間、

隠居仕度旨御伺書差出候付、紀三郎殿へ差上候、

一、来廿五日、靈照院様御百ヶ日御取越ニ付御当朝拝礼被仰付候間、町年寄、御用達、御目見町人、名主寵出候様、紀三郎殿御達、梁川関東屋新左衛門、盲人秀ノ都、

一、去十七日、紀三郎殿より御用達・請負人一同へ被仰付候御談有之、当年御買上ヶ米代御下ヶ方之義御用達納米代金七百廿四両二分武朱ト錢三百三文、

請負人納米代金千百四十両武朱ト錢廿五文、都合金千八百六十四両三分ト三百廿八文、明年御都合宜節迄其候延置申度趣、御用達・請負人一同聞談

仕候旨申出候間、紀三郎殿申上候、

十一月廿日、当年市中家数人別惣目録并人別帳・寺請状共、鈴木紀三郎殿江差上候、尤、名主不残罷出候、惣目録左之通、

一	家数四百十七軒	内訳	男七百廿人	
一	人數四百九十九人	内訳	女七百七十壹人	田中九八
一	家数五百四十九軒	内訳	男千三十四人	
一	人數貳千武人	内訳	女九百六十八人	宮川半右衛門
一	家数四百拾軒	内訳	男八百廿九人	中林九兵衛
一	人數千五百七十五人	内訳	女七百四十六人	村上権右衛門
一	家数四百八十四軒	内訳	男七百五十壹人	
一	人數千五百四十壹人	内訳	女七百九十一人	
一	家数九軒	内訳	男廿五人	
一	人數四十人	内訳	女十五人	炭竈分
一	家数四百四十三軒	内訳	男八百廿九人	加藤專右衛門
一	人數千六百十二人	内訳	女七百八十三人	

惣家数貳千三百拾貳軒

人数合 八千武百六十壹人

内訳 男四千百八十八人
女四千七十三人

下ヶ札 惣家数合貳千武百九十八軒
人数合 八千武百九十二人 去
内訳 男四千武百廿四人
女四千六十八人

差引 家数
内訳 男四千武百廿四人
女四千六十八人

右者當午年市中家数人別相改相違無御座候候、已上、

天保五年

前名主連印

十一月廿日、市中喰物類渡世の者、昨年以来都而高料付、此節者追々諸品平体之直段ニ相成候間、喰物類元形之直段充賣為致様、紀三郎殿より度々被仰付、依之直段引ケ方調書名主より差出、昨日御覽入候処、御披露之上、右調書之通被仰付候、尤、饅頭之義者妻・小豆、殊ニ黒砂糖高直ニ而中考仕候へ者是迄之三文まんちう三文余ニ揚り候事故、是者壹文相増、當分之内四文ニいたし、形者元之三文饅頭ニ為致不苦趣被仰付、委細名主江申達候、

一、御用達・請負人一同より去秋中より當夏中迄御借金致ス候而新潟表より御米積下し候処、御金御都合(マツ)被宜候間、右惣金高丈ヶ此節御米ニテ其節買入直段而御渡被成度付、一同御呼出ス、鈴木紀三郎殿より御利解被仰聞候処、相下り一同申談之上、御答可申上旨ニ而引取候、

一、南部様・津輕様御家中用向ニ而寵越候節者上下ニ不抱老人ニ付錢三百文

宛之積りニ而賄いたし御下ケニ 金相成候間、此旨已來共心得候様、近

御牌前江

藤吉左衛門殿より御達被成候間、工藤忠兵衛・河内屋増右衛門江申付置候、

蠟燭 五十挺入 御香料
金武百疋

十一月廿三日、岩田屋金蔵當時居地面之内、何ニ寄北東之角御台場地ニ可被仰付旨、兼々御沙汰御座候ニ付、願上候も奉恐入候得共、沖ノ口限り御台

場之御地所若御不用ニ相成候ハ、金蔵土蔵相建、沖ノ口御役所御不用之御

品御預り申上、尚又非常之節者御道具類御預り申上候様仕度候間、御差支

も無御座候半々、右御台場地永拝借被仰付度、尤、御冥加として金五十両

奉上納度趣願書奥印いたし差上候、

十一月廿四日、御百ヶ日御取越御退夜ニ付、御役人一同諸士熨斗目麻上下、

御徒士より通詞迄麻上下ニ御寺へ相詰候、御赤飯一同へ被下之、

十一月廿五日、御当朝ニ付、御役人一同諸士迄前同断、御徒士より通詞迄并町年寄・御用達・名主・問屋・小宿・両浜請負人・秀の一共一同御寺へ相詰、御赤飯被下之、御用達より請負人一同迄御香典之義者、御四十九日同様ニいたし差上候、

一、秀の一配當之義者以來共 御暦代様之分金百疋ツ、被下候、同人より御香典差上候義者以來共線香七わツ、御寺へ差上可申様被仰出候間、此旨九八江相達置候、

一、御足輕人數九百五十六人、

十二月朔日、來七日御規式之義者於江戸表

殿様來十二日迄御忌中ニ付、同十三日ニ御規式并御礼被仰出候間、向々江此旨可相触様被仰出候付、明日頃一同へ右之趣相触可申事、
一、シヤマニ等樹院様より被進候御品御状共專左衛門迄被願越、同人より差出候間、周治殿江差上候處、御披露相済申候、

以上、御目録添
殿様江為御機嫌類
白砂糖(三斤入) 壱箱
御目録添

一、貞勤女中之義、御百ヶ日後、御暇被下置候ニ付、当所より候者何時御下ケニ相成候而も宜敷候へとも、江差・箱館より候者ハ男子と違、何れへ下ケ置と申儀難相成候間、両所より親共歟、又者親類之もの迎に罷越候と歟、当方ニ親るい知り合有之、其方へ願越候か、何れ其筋江被仰達候様、先頃両所御奉行中へ御談被遣候へとも、于今御返事無之候間、両所名主より当方名主江願越無之哉、何とも不申越候ハ、右之趣名主より名主へ申遣、早々返書ニ申越候様可為致、今日於御用部家近藤吉左衛門殿より被仰付候間、名主一同へ相尋申候處、何義も不申越趣付、早速両所名主へ書状差出候様、当番宮川半右衛門へ相達、

一、越後寺泊本間屋博藏御取組米之義ニ付以書取御申渡、左之通、

昨年奥州・出羽両州違作ニ付當所入米不足故、夫食賈入出役越後地迄差立候後、其方共願面を以為、國恩金拾両ニ付拾七俵以上之直段廻米引請候間、出役越後寺泊り迄為致同伴候、然処、万端齟齬いたし、漸々手段を以別段米拾式俵直段ニ買請候之由、申立直段与不容易相違いたし高料ニ候得共、遠路罷越候事故出役之もの取斗を以先式千俵取究メ金千両相渡ス致帰国候、残千俵モ買入方申遣候へとも

三、四月両月迄之廻米約定之所津出方延引相成候ニ付、右千八百俵別用之趣申遣候、且又、新潟表ニ罷居候出役之手続を以前段の金千兩代米千式百俵廻米いたし、其後共出津方無之、七月二至り新潟出役引払迄廻米手段も無之候へ者旁以願面相違いたし、其上跡出役之もの新潟表于今不引払罷有候へとも一応之間合も不致、自己之取斗を以廻米売払、格別損分相立候訳柄不明之申立ニ相間得候、新潟表跡出役も之江申談候半々、千俵前後之米者何れ共出津廻米出来可申處、其儀もなく殊に最前三人連印之願書ニ候處、此度証人名前相除有之候付、不及沙汰願書下ケ遣ス、

右之通、鈴木紀三郎殿より申渡候、立会吟味役蠣崎重郎右衛門殿、町年寄桜庭梅太郎・張江又八、名主宮川半右衛門、御座敷ニおるて被仰渡候、一、御用達・請負人一同、今日御用之儀者、先日も御談有之候御定用之廉へ相納候御米代

金七百廿四両一分式朱ト錢三百出文

御用達

金千百四十両二朱ト錢廿五文

請負人

都合千八百六拾四両三分ト三百廿八文

右者明年迄居置候趣、先頃御請相済、御満足ニ思召候得共、当暮之処

ヶ成御都合宜敷候間、來ル大晦日迄御収納金納りを以御下ケ金被成候趣、紀三郎殿より被仰渡、一同難有御請申上候、

一、御定例之御規式、町年寄者於小道具之間御餅・御酒・御料理被下置候、御用達以下者當御役所おるて御座敷ニ同様被下置候、餅者老人付七ツ宛、御酒御料理共御台所より請取候、

一、貞女中不残明十四日御暇ニ相成御下ケ被成候間、當所之分者親々江引渡

ス、江指・箱館の分者宿々江相渡置候様、紀三郎殿御達御座候、御とみ殿付老女老人、小女老人差上候様、是又被仰付、名主半右衛門へ達ス、一、靈照院様 御本葬之節御用達江被 仰付御蒸もの焚出し書上ベ高、左之通り、

米々四石壹斗五升五合

代五拾九貫七百廿八文

小豆々五斗

代拾壹貫式百五拾文

十二月十九日、市中在々孤独難渋もの書上可申旨、先日被仰出調書上御奉行衆へ差上候處、被下米下ケ札いたし候様被仰付候間、何程ニ積り可申哉、相伺候處、十五歳以上七十歳迄之男老人江米五升ツヽ、七十一歳以上十四歳以下ノ男老人三升ツヽ、女之義者老若とも老人三升ツヽ、孤独もの老人壹斗五升、

右之積りを以下ケ札いたし候様、御用之間より被仰出、近藤吉左衛門殿より張江又八江御達、則名主并在方へ達ス、

一、宮ノ歌村持西在大茂内村秋味川運上之義、金式両壹分ツヽ、是迄上納仕来候得共、当年者至而不漁ニテ漸々鮭五十本ならて取揚不申、難渋仕候間、半金壹両二朱当年限り相納申度趣願書差上候處、願之趣難被仰付候得共、當年不漁ニ候半々、当暮之處者半金壹両二朱相納、残半金之義者明年明後年までニ相納候様被仰出候旨、御番吉左衛門殿より在方へ御達有之候、

十二月廿日、市中難渋之者御救米調書左二、

家数百九十七軒 人数五百七十老人

内

十五歳以上七十歳迄

百三十三人 男老人二付五升ツ、

此石六石六斗五升

七十一歳以上十四歳以下迄

男老人二付三升ツ、

此石式石式斗五升

老若女三百十七人 老人付三升ツ、

此石九石五斗毫升

四十六人 孤独之もの 老人付壹斗五升ツ、

此石六石九斗

惣メ廿五石三斗壹升

此六十三俵ト壹斗壹升

但、四斗入ニして

一、御城下付東西村々前同断、

家数八十壹軒 人数式百三十老人

内

十五歳以上七十歳

六十人 男老人付五升ツ、

此石三石

百五十八人 老若三不抱三升ツ、

此石四石七斗

独身ものの男女とも老人付

拾三人

壹斗五升ツ、

惣メ九石六斗九升

此廿四俵ト九升

但、四斗入直ス

右調書近藤吉左衛門殿江差上候、

十二月廿一日、名主役被仰付候節、誰跡名主小使台所仕配兼と於御座敷御奉行衆々被仰渡候、町年寄三人、外番名主立会被仰渡候、但、野坂吉六被仰付候節写也、

十二月廿二日、御用達・請負人江御米代千八百両余御渡相成候ニ付、運上金并諸役取立相納候處、金五百六両程不足付、内御役所々御下ケ相成候様仕度、右調書御番新井田周治殿江差上候、

一、当年長崎儀物買入代金御仕送り金、未タ參着無之、市中端々其外在々之もの難渋仕、当季凌方無之候付、式千五百両拝借仕、長崎役場用達、夫々小前之もの江御渡ニ相成、市中融通為致度願書差上候、尤、来未年二月中迄拝借仕、其節迄御仕送り金參着無之候節者御用達・請負人惣代返納趣願上候、御用達惣代伊達林右衛門代庄兵衛・岩田金藏、請負人惣代沢田屋久兵衛・和田屋庄吉、町年寄連印いたし、御番新井田周治殿江差出ス、一、東西蝦夷地請負人惣代差出候御輕もの御賄代御用諸品夷人江被下品書上、

四口 金直ス

メ 四百廿三両老分三朱ト

式百九十八文

十二月廿七日、五人組印形之義者年内中御用茂多、尚外々御用之儀茂有之候間、明春松過キニ仕度旨申上候處、御問済相成候間、市中一統江此旨名主カ達置候様、加藤専右衛門江相達ス、

十二月廿八日、松前甚十郎殿病身二付、松前内蔵殿より願之通御用人并退身被仰付候旨、其筋々江相触申候、

一、御積金掛竹屋彦左衛門、万屋弥兵衛代専左衛門呼出ス、壱人江金五百疋
宛御目録被下候、

十二月十九日、唐津内町円兵衛、薬湯風呂博知石町居宅おゐて兩三年渡世仕度、壱ヶ年金壱両式分ツ、御冥加金上納仕度趣願書差出候間、博知石町中へ問合可申旨申付置候處、差支之義無之趣、尋之上、名主専右衛門申立候二付、尚又、風呂屋仲間一同差支無之哉の旨、名主半右衛門を以相尋候處、一同差支無之趣、尤、本風呂と違薬湯風呂の義三候間宣旨申立候段、名主半右衛門申上候間、風呂屋仲間方一同連印請取為取置申候、右之趣願書、御番鈴木紀三郎殿江差上候、

【天保六年】

〔端書〕「天保六乙未年より始り」

天保六乙未年日記之内

抜書左之通

一、上ノ国御代參之儀者、

殿様 御服中二付無之趣御達二付、同所町年寄鈴木富右衛門江達、

一、御服中二付、御神樂之儀、御城内者大手御門前、町御役所・沖ノ口御役所同様門前ニ而御獅子被仰付候、御供物之義者追而被下置候趣被仰出候、一、来ル六日八幡社おるて御年男御參詣之上御規定是迄有之候得共、御服中二付御見合被仰出候、尚又、来ル七日社人一同御礼之節御神札差上候義見

合、追而差上可申旨被仰出候、右二付御扇子斗り献上、

一、諸士一同之儀茂御獅子之儀者門前門獅子之積り被仰出候間、七日社頭江申談置候様、近藤吉左衛門殿より御達有之候、

正月六日、専念寺より去暮中旬頃、金子百三十両余、其外四品紛失致候訴書差出候、

正月八日、マシケ越年御足輕兩人より私共へ向ケ御用状にて、海岸之杉早切江金子くゝり付有之ヲ夷人ひろい取運上家へ訴出候付委細申参り候、且又、異國船出逢不申書面共封込参り、但、金七両壱分三朱木綿打かい入壱箱二テ吟味役衆より預り、

正月十三日、当御役所表御門前おるて門獅子相済候二付、御届申上候、

一、去々巳年近國凶作二付入米無之、市中往々共難渋仕候處、格別之御沙汰御救米御払米被仰付、畢竟御憐愍を以一同相凌難有可奉存候、依之往々右様凶年有之候而者一同心配仕候義二付、今度御百姓一軒一日壱文半、年中五百四拾文日掛錢差出、年々於町御役所御世話被下置候間、一同承知之義候半々被仰渡、御規定書并名前之處五人組頭々印形いたし可差上旨、今日鈴木紀三郎殿被仰渡候、右二付、一同引取談事之上、印形いたし候積り申上為引取申候、

一、松前三郎兵衛様御長家ニ而是迄御仲間飯焚いたし候得共、今度市中より頃なる女壱人右御飯焚ニ差上候様、紀三郎殿より御達二付、名主九八江達ス、十六日、唐津内町円兵衛、旧冬願上候薬湯風呂之儀願之通り被仰付候旨、近藤吉左衛門殿より御達、尤、請書可申付旨被仰出候間、其旨共名主野坂吉六相達、壱ヶ年御冥加金壱両一分ツ、上納為致可申候、

正月十八日、日掛錢積米規定之儀、先日被仰渡候後如何相成候哉、紀三郎殿

御尋有之候間、此節専ら相談仕罷在候段申上候處、成丈取急キ相極メ候様可為致旨被仰付候間、同役も申談名主一同へ申聞置候、

一、茶屋宗太郎、旧冬商売体御差留被仰付有之候處、慎中去十三日裏口カミ出
入いたし、内々客取いたし候趣風說相聞得候間、弥右様之義有之候而者甚

不相済候間、内々取調可然趣、紀三郎殿御發言二而御奉行衆カミ被仰聞候間、
同役談事之上、茶屋行司を以相糺候様、名主九八江申聞置候、

正月十九日、十二月十四日暮六シツ時江戸出立、同廿八日三廻サンイへ着、昨十八日
押切船ニテ下在脇本江着之上、今日細田長治郎、日角兵治郎至着、

殿様 御家督御願之通、旧臘十四日、

御名代 九鬼丹後守様江被仰付候ニ付、明廿日麻上下服紗小袖着用恐悦可
申上様、右之通被仰付候間、寺院并社家者麻上下着用、町年寄始御目見町
人同様麻上下ニテ罷出候様、近藤吉左衛門殿御達付、惣寺院并社家其外向
々江相達、

正月廿日、昨日御便りニ付為 恐悦御役人中諸士并御通辞迄一同服紗小袖麻
上下ニ而御用之間罷出候、寺社一同・御用達・名主・問屋・小宿・両浜請
負人一同之義者麻上下ニ而當御役所ニテ御奉行所へ恐悦申上候、
正月廿一日、旅人筆錢之義者御本国ヨリ昨年之分不殘冲ノロニ而取立來候得
共、當未年カタニ已來老人ニ付百武文ツ、之内半分通沖ノロ江相納、残半分通
り者當御役所へ為被相納候様、鈴木紀三郎殿カミ御達有之候、尤、頭取旅
人宿へ者思召之趣可申聞旨被仰付候、

但、近藤吉左衛門殿江も御談有之候上ニ而御取究有之候、

殿様 御実名奉稱 良広様与、尚、反朗ノ字御居判候ノ字御用御座候旨、
御番鈴木紀三郎殿カミ御達三付、右之文字差合之もの有之候半々名前者勿論

実名とも取替可申様、寺社其外市在ニも相触候、

一、名主加藤專右衛門江御書取を以御賞被下置、御紋付麻上下壱具拝領被仰
付候、左之通、

加藤專右衛門

其方支配町内之儀者百姓・小前之者共ニ至迄往古カミ被仰出之旨を
相守、万事寔体ニ而町内穩ニ有之趣相聞得、畢竟親形カミ專右衛門勤

役中カミ申付方行届候故之事と奇特ニ被思召候、依之為御賞御紋付御
上下壱具被下之候、猶又、以後共是迄之通入念支配可致候、

一、御省略中ニ付、當御役所台所仲間三人是迄御雇仲間候得共、今日カミ在仲
間取替候様被仰付候旨、内下代カミ達有之候、

一、御印帳ニ而請取品有之候節、仲間ニ御帳持參為致在來之處、此度吟味役
所カミ御用使有之、張江又八罷出候處、以來書役之内カミ可被遺旨、御番西川
宇右衛門殿カミ被仰候間、其旨拙者とも限り難取斗候間、吟味役所迄申上置
候、

二月三日、一昨日江戸ヨリ御飛脚兩人罷下り候處、

殿様 御家督御礼之儀、御名代 南部左衛門尉様ニ而旧臘廿三日無御滞被
為済候付、右為恐悦今日御役人中并諸士熨斗目麻上下、夫カミ御徒士カミ御通
辭迄麻上下ニテ、一同御用之間江恐悦奉申上候、

但、右恐悦与して御役人中者一人カミ壱種一荷ツ、外者一席カミ壱荷一種
ツ、御徒士迄御博肴献上仕候、

前恐悦三付、御役所ニ而御番新井田周治殿、寺社不残、御用達、名主、問
屋、両浜請負人一同麻上下ニ而此段奉願申上候、但、小宿之もの者病身ニ
付、老人も罷出不申候、

一、竹屋長七、旧冬塩越江登り之節、秋田久保田町奉行中行當方御奉行衆より御用状壹封相渡候處、右返書此間同人帰國ニ付差出、御奉行衆へ差上、猶又、同人江御目録一人分金武百疋被下候趣ニテ御奉行衆へ差上候處、右者長七江被下置候段被仰付、則同人江相渡、

二月十三日、庄内酒田五十嵐七郎右衛門より為御香典花蝶燭（廿五丁入）壹箱同所御役人杉本善右衛門より御蝶燭料南鏡一片、右者種市善太夫預り來差等候間、御番近藤吉左衛門殿へ差上候、尤、外三書状至來、

二月十八日、当年クスリ并スツ、御場所年限季明付、兩御場所共に金拾両宛増金仕度趣頼書相認メ差上、御内々御奉行所へ相伺候處、季明毎に増金いたし候節者始終者御運上金斗り相嵩、請負人共難済及可申、殊二者御用弁不相成様罷出候間、増金及申間敷候、尚又、スツ、場所之義も年季代り付、是迄御運上金百両之処金拾両有之候ニ付、右両所共増金ニ及申間敷旨被仰聞候間、元高之御運上金ニて願書為差上候、

二月廿一日、昨年中囚人共破牢之節為召捕秋田領・津輕領江人数差立候節、御取扱相成候ニ付、此度御進物御目録被下候由、右付、此度清水重蔵・中嶋幸吉、右品々持參いたし、來ル廿四日より風待之旨、御番鈴木紀三郎殿より被仰渡候、

一、津輕平館御本陣岡村五郎兵衛、吉岡村より陸通相越候趣、宿太次兵衛より届書差上候、

一、昨年中破牢之囚人共為召捕御人數秋田領・津輕領御差立被成候處、御人數御扱相成候付、此度、

御兩家役人中並宿々江御進物御目録被下候調子書左之通、

囚人捕方之節御手當等被下候付、御當方より及御挨拶可申方々名前

佐竹右京太夫様御内

町奉行

清水新六郎

鞆切服紗地壹ツ
柏尾二尻

宛

小田内助右衛門

同町役

鞆切服紗地壹ツ
金壱両鞆切服紗地壹ツ
金百疋鞆切服紗地壹ツ
金壱両鞆切服紗地壹ツ
金百疋鞆切服紗地壹ツ
金壱両

宿若狭屋金藏

同捕方中

鞆切服紗地壹ツ
金百疋鞆切服紗地壹ツ
金百疋

津輕越中守様御内

町奉行

北原惣蔵

本多東作

三廻詰役人

太田鉄五郎

弘前町目付

木村勝石衛門

工藤市五郎

青森見聞役

山内文治郎

中村善助

弘前土手町名主代

近江屋庄六

同所宿

金百疋

松宮屋久兵衛
鰐ヶ沢町名主

塙屋久左衛門

金百疋ツ、

菊屋善助

青森目明ス

長藏

八幡村百姓

久吉

八幡村

仁兵衛

是ハ除金も出ス、

右之通相扱、入御覽候處、秋田・津輕江入遣箱二ツ御印取置可申旨、鈴

木紀三郎殿より被仰付、土中者巻熨斗添、其外ハ張熨斗斗り、其旨書役中へ

談置候、

一、昨年破牢之もの共磯舟盜取、向地へ罷越、乘尻捨置候三艘共其便被差置候處、此度三厩之庄平罷越序ニ右船被片付方内窺申上、帰着次第何れ共被片付可申様、三厩詰役人中より被申付候趣、昨日庄平伺出候間、奥平勝馬殿申上置候處、今日右船之義者御取捨相成候旨被仰付候、右二付、三艘之内二艘者御印有之候由、彫取後便ニ庄平持參致候様被仰付候間、其方限り取片付、御印持參致候様申付候、

一、羽州御積米例年御差下シ之処、当年限り越前之國より積出之旨被仰出候趣、江戸より申來候間、御雇舟江積入差廻ス候得共、御雇舟江積入之残米ハ当所船持之もの共相心得、上方より下り之砌、軽足之船々江積入候様、御用達并外船持へ近藤吉左衛門殿より被仰付、尤、鹿能善五郎殿出役被仰付候間、委細同人方江有無之談可致旨被仰付候、

一月廿九日、当年鮓神樂之儀、

殿様御服中付、追而御服明之上御初穂御備被遊候趣御達有之、右付、例年

市中より鮓神樂差上候義者遠慮なく修行可致旨御達有之、社頭白鳥集人代采

女江達ス、名主當番野坂吉六へも申達候、

一、工藤貞右衛門、三国御積米出役之下役被仰付候段届出候、

三四四日、御役所人足之義者日々大勢申付候義日々難渋も可致、先人足日々御遣高相調差出可申旨、鈴木紀三郎殿より被仰出候、御用多之節者格別、平日相減候様致方、大勢日々人足申付候とて御門前掃除方行届不申付、一同談事、人足相減候様被仰出候間、其旨田中九八へ談置候、

一、金式千五百両 内訳 金千五百両御用達納

一、金式千五百両 内訳 金千両 請負人納

右者旧冬長崎俵物代毫番御仕送り金延着付、拝備之上、長崎出役中江用達置候處、今度御宛行御渡御入用付上納被仰付候得共、御仕送り金于今着不仕候間、前書之通、此度御用達・請負人より立替、張江又八差添、昨日内御役所へ相納、証文御下ケニ相成候、依之紀三郎殿江も申上置候、

一、専念寺院代法測、伴僧法曜、大恵、右三人御呼出ス之上、梅松盜賊いたし一件付、法曜之義者朝暮之勤行寺役共御差留之上、兩人共追而御沙汰有之迄院代江御預ケ之趣、奥平勝馬殿より被仰渡、御請書被仰付候、

一、拝借金貳千五百両（三拾両壹分ツ）御用達・請負人一同占証文差上候、
 一、先年異國江被取候西館町福松義、一ヶ年金貳両ツ、被下置候處、当二月廿日病死付、名主并親類加印二而書面を以届出候付、奥書いたし差上候、
 三月七日、御積金手代勇七代増蔵他出致候付御免之旨、掛り彦左衛門江達、尚又、跡手代之義者神明町金子屋平吉方宗治郎當分之内手代拙者共限りニ申付置候、追々申立、表向被仰付候旨申渡、掛り彦左衛門差添、村山伝兵衛る昨日宗次郎へ、

一、泊川町四郎兵衛、枝ヶ崎町丑五郎兩人、此度新規鍋釜製造仕候付御免被仰付被下置度、尚又、い立たゝら場之義者トラメキ上野おるて御空地拝借被仰付被下置度旨願書差出候間、奥印いたし、鈴木紀三郎殿へ差上候、
 三月十四日、阿部屋利兵衛る御買上米被仰付度、直段書へ御附米添、左之通り、三国権治郎船積鱗沢御蔵米千四百俵口（四斗入）五月延直段六匁、四斗入ニして五匁、現金直段五匁五分、四斗入ニして四匁五分八り余、
 一、近江屋忠右衛門占前同断、加州御蔵米千百俵越中名劔彦左衛門船、同米九百俵（同国放生津）善右衛門船、

都合式千俵（五斗入）五月延
四斗入二直ス四匁七分五り

×現金

同断五匁四分

一、於當御役所御祝儀之外酒者一切不相成旨前々被仰出有之、心得居可申候得共、此以後之儀者別而堅く改而被仰出候間、心得違無之様可致候、尤、此後不心得もの有之候節者急度申立候間、此旨一同へ申聞候、且又、沖ノ口御役所并御番所向共同様先日被仰渡も有之候付、今日町年寄、名主、在

方掛り、書役中并町方一同へ新井田周治殿占厳重被仰出候間、此段印置候、一、昨年中人足申付候人数相調可申様、先日鈴木紀三郎殿占御達付、右調書今日御番近藤吉左衛門殿江達上候、高八千八百六十七人、

一、本間屋浮藏占御取組米之儀付毛頭願ケ間敷不仕よふ可致、万一遠境之事故弥平太占如ケ様之義申来候共私共限り取斗、願ケ間敷不申上様可仕奉存候、依之此段御聞済被下置度旨、先番差出、則村山伝兵衛占差上候願書今日願之通り御聞届相成候旨、近藤吉左衛門殿占御達、其旨証人米屋孫兵衛、丈治郎代清吉へ申聞候、尤、委細ハ願書留記し置、

一、御積金掛り彦左衛門老人ニ候間、万屋専左衛門、山崎屋新兵衛兩人之内被仰付度旨、先達而書上候處、万屋専左衛門義、竹屋彦左衛門同様融通御積金掛り被仰付候旨、新井田周治殿占被仰渡候、専左衛門難有御請申上候、其段竹屋彦左衛門へも達、

一、クスリ御場所跡年季願上候處、御運上金百両増金被仰付不苦候哉、相尋候様被仰出候旨、周治殿占於御用部家昨日御達有之候ニ付、則孫兵衛へ相尋候處、何茂子細無之候間、跡年季願之通被仰付度旨、前御同人江申上置候、

三月廿九日、クスリ御場所之儀、一ヶ年金百両ツ、明年占跡七ヶ年季願之通被仰付、尤、秋味石數御取極之儀、追而御沙汰可有之候御達ニ付、此旨孫兵衛へ申渡候、

一、クトウ跡年季願上候處、其後金百両も増金不相成や相糺候様被仰聞候間、松兵衛代呼出ス相尋見候處、金百両相増差上度と申出候、四月朔日、マシケ夷人金七両一分三朱拾取差出候付、兼而被仰出候被下品、則左之通、

青酒壹斗、煙草五枚、麴壹斗、夷米五俵、

マシケ夷人

上ノ古手壹枚

ハルマ

支配人

喜右衛門

銀一枚

金百疋

直右衛門

被下度、猶又、別段豊部内・榎川両御山之内伐透御請負被仰付度、尤、壹
ヶ年千五百石目ツ、伐出ス、御運上金者千石ニ付金三拾五両の割合を以上
納仕度候間、以御憐愍願之通被仰付被下置度旨、願書常人并証人住吉屋
清治、宿広嶋屋布右衛門連印を以仕法書相添差出候間、奥印いたし、近藤
吉左衛門殿差上候

一、クトウ跡年季願之節、金壹両増金、口上ニ而申上置候得共、不及其儀、
ケ申度趣、御用達一同・請負人一同・問屋頭取連印、書面差出候間、奥印
いたし、新井田周治殿へ差上候、

四月十日、大松前・小松前川岸之儀、通に相成候間、仮小橋手限りニ而相掛

ケ申度趣、御用達一同・請負人一同・問屋頭取連印、書面差出候間、奥印
いたし、日々当御役所ニ而入用人足之儀者拾人ツ、市中ヨリ差出来候得共、多く
有之候間、減方先日より被仰出候間、名主一同共申談候間、今日より以来定式
人足之儀者五人ツ、いたし候間、此旨可申上候事、

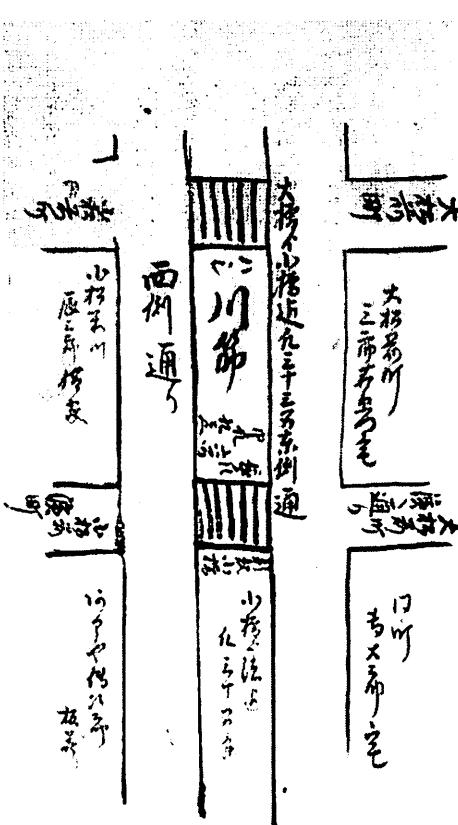
一、大松前橋下モヘ両川岸通町並相成候付、東西通貫ニ相成候得共、非常之
節等一同船手迄も弁利宜御座候ニ付、仮同様之小橋私共手限ニ而相掛申度

旨、御用達惣代西川准兵衛・岩田金藏、問屋惣代工藤庄兵衛・工藤忠兵衛、
請負人惣代連名之願書差出候間、奥印いたし、前同様差上候、

一、熊野屋常八書付を以先代江指松山御請負仕候處、其後御手山に被仰出、

當時無商壳ニ而相続も難行届奉存候間、何卒江指附御山之内北村目名御山
并田沢御山兩所之内ニ而桧伐木寸甫雜木入交り、壹ヶ年石数三千五百石目

ツ、當未年より西年迄三ヶ年御手山御名目を以伐透御請負被仰付度、尤、石
數之内半高者品成代金成御差岡次第上納仕度、残り半高者諸入用ニ御下ケ



右籠絵図面一枚、近藤吉左衛門殿差上候、尤、阿部屋利兵衛より差出候、

四月十八日、大松前川筋大橋より南手へ小橋相掛申度趣、兼而願書差上候処、
御聞済相成候、尤、老人亦者子供等も昼夜通り候間成丈ケ念入丈夫拵候様
被仰出候旨、吉左衛門殿御達ニ付連印之もの御用達、問屋、請負人呼出ス

申達、猶、名主中へも達候、

四月廿四日、寅向町上野おるて五郎八伴弥太郎儀孝心付、書面差上置候得共、尚又身上取調、新井田周治殿へ差上候、則、左之通、五郎八、羽州塩越出生之者二而六十年以前川原町御百姓入仕候、伴弥太郎塩越出生之もの二而四十四ヶ年以前御百姓入仕候、孫ノ弥助當所川原町ニ而出生、妻やす江良町村長五郎娘御座候、右之家内六ヶ年以前寅年とらめき上野町へ引越仕候、

一、とらめき上野町治郎吉ち先番之節以書付願上候大沢村温泉ち汲取、上野町おるて薬湯場取建申度旨願書差出置候處、願之通被仰付候旨、新井田周治殿ち御達有之候付、名主中林九兵衛、願人治郎吉へ申付候、尤、追テ請書被仰付候積り、

五月二日、寅向上野町弥助差添、町代治郎吉御用付罷出候處、左之通被仰渡候、

其方養父弥太郎并八十余歳相成亡祖父五郎八存命中、老人共之申付を不相背、大切ニ致孝養候趣相聞得、奇特之事ニ候、依之青縞三貫文被下之、

未五月

右之通、御番新井田周治殿ち書付を以被仰渡候、

一、熊野屋常八儀、今般江指松山伐透下御請負願之通り被仰付候ニ付献上、御小書院〈經節壱連、御手綱地紫縮緬壱疋代金千疋、御樽壱荷〉、右之通無滞相済、

五月九日、公儀江上納相成候御米代金三千両、七月三日頃迄相納候付御操作も不宜、内金千両者御有合候得共金式千両不足付、伊達・藤野・栖原屋へ

申聞、御運上金内納ニ江戸ニ而為相納候様被仰出候、尤、六月八日ち風待ニ而御飛脚被遣候積、右三人ち江戸表ニ而御屋敷相納候儀者六月中二者無間違上納いたし候様被仰付候間、申談候所、承知付、此段申上候、

金六百両伊達 金八百両藤野 金六百両栖原屋

五月十九日、右之通御請相済候間、此段御答申上候、

近藤吉左衛門

代工藤茂五郎

今度江差表非常為御備十ヶ年積米之儀被仰出候處、厚く取斗御趣意之通相整候條、一段之儀思召候、依之為御褒美御鞍一背被下之候、

五月廿二日、阿吽寺ち願上候惣社堂之嶋弁財天堂、此度限り信心之もの申合修覆普請仕度旨、願之通被仰付候趣、周治殿ち御達付、役僧呼出ス申達候、

五月廿九日、御奉行衆御泊り夜具入之長持壱棹并油紙包いたし注文書種市善太夫新潟居合付申遣候、

六月朔日、今日例年之通御礼無滞相済候、尤、問屋頭取斗り罷出、其外者病身断ニ而罷出不申候共不宜候得共、此節柄一同申合、作病致候様ニ相聞得、甚恐入候事ニ付、一同嚴重可申付、尚、以来全快之上者書面を以申上候上、出勤可致、決而引込申、他出難相成義者心得居可申候へとも篤与呼出申付候様被仰付候間、一同呼出ス、名代々申聞候、頭取工藤忠兵衛差添罷出、

一同奉畏候段申上候間、明朝新井田周治殿へ申上候積り、

六月七日、光善寺仁王門修覆之儀、凡入用何程相掛候哉相尋候處、凡金廿七、八両相掛り可申段、職人共申出候由同寺役僧申出候間、其段蘿崎四郎左衛門殿申上候、

同八日、前書御寄附料奉願上候處、御時節柄之事故、金五両被下候旨被仰出

候付、前同断御達故、役僧呼出し、此旨申聞遣候、但、内御役所光善寺

直々御渡ス相成候、

六月十日、龍光院様三十三回忌之御法事明十一日付、御香典御寺へ差上候廉、

大端七丁町年寄張江又八、御香料金式百疋御用達（伊達、栖原、藤野、西

川、宮川、岩田、岡田）、大端五十名主五人、

翌十一日、御用達・名主於法幢寺拝礼相済、禪堂ニ而御絢被下置候、

六月十二日、風呂屋六軒より年々御冥加金拾五両上納仕度候間株式ニ被仰付度、

尚又、薬湯風呂年限相済候上ニ而御止メ相成候節者又々出情上納仕度願書
差出候間、奥印いたし、新井田周治殿江差上候、

一、髪結十三軒より年々金拾三両上納仕候間株式ニ被仰付度、前同断、

六月十四日、大坂ノ幸政丸船頭吉蔵、去午年三月中肥前米積下り完払候節為

褒美と夷錦水引毫筋、銀十五枚被下候為御礼、此度大坂酒二挺献上仕度旨、

宿阿部屋太次兵衛を以願出候間、御窺申上置候、尚、大坂ノ吉蔵献上物之

儀伺候處、不苦旨被仰出候、酒之義ハ年々御入用丈夫々御用意有之候間、

外品ニ而差上候方可然御内意御座候間、拙者共限り宿太次兵衛へ申談遣し
候、

一、湯屋六軒より此間願書差上候而已來御冥加金拾五両年々奉上納度、猶、近

頃被仰付薬湯風呂年限明ニ相成候節者御冥加も此上出情仕度趣相認メ有之、

此儀者諸人之助ニも相成候故、薬湯願之通被仰付有之候へ者唯今御差留与

申儀も難相成候得共、平湯屋之差支ニ不相成様追々取斗可申、平湯屋六軒

之義者是迄長々家業相続いたし、旧恩を存、御冥加茂出情いたし、金式拾

兩位之願ニ為致可然旨、新井田周治殿より被仰付候間、湯家六軒之もの呼出

ス利解申聞遣し候、

一、大坂之幸政丸吉蔵より酒ノ替りニ白縮緬壹疋、熨斗目録添獻上、

六月十八日、シヤマニ詰柴田三郎殿より去十四日申ノ中刻出、今朝六半時相達、

シヤマニ沖合異國船壹艘通候段申来候趣被仰聞、外ニ別条無御座、

一、御用達被仰付候へ者先例之通獻上、左之通、

鑑節一連 白羽二重料金五両

六月十八日、湯屋六軒之もの御冥加金拾五両之処、出増方先日申聞遣候付、

談の上、廿両上納仕度、尤、近年被仰付薬湯之義者年限済次第相休候様被

仰付度旨願書差上候間、鯨崎四郎左衛門殿差上申候、

一、湯屋六軒より先日願上候儀、已來仲間六軒ニ限り株式被仰付被下置度、尤、

御冥加金之義者金廿両毫ケ年奉上納、家業永続仕度、尚亦、薬湯風呂之儀

年限相済候半々相休候様被仰付被下置度趣、願之通御閑届相成候段、四郎

左衛門殿御達有之候、名主中林九兵衛江申達、

湯屋名前、唐津内町九兵衛、横町百蔵、湯殿沢町市右衛門、

枝ヶ崎町团吉、神明町喜兵衛、東上町喜兵衛、

以上六軒

一、髪結十三軒より先日願書差上候仲間已來十三軒限り株式ニ被仰付被下置度、

尤、御冥加金毫ケ年金拾三両ツ、年々奉上納度旨、是亦願之通被仰付候段、

御達有之候間、名主九兵衛江申達候、名前左之通り、

横町吉兵衛、袋町平吉代伝蔵、蔵町六三郎、唐津内町伝吉、

泊川町太郎兵衛、小松前町平吉、唐津内町音吉、大松前町重左衛門、

馬形町定右衛門、同三五郎、藏町万右衛門、唐津内町喜兵衛、

袋町清五郎、メ十三軒、

七月四日、弁財天嶋社之儀者信心之もの有之候間、手限りニ而修覆之儀、先

達而阿吽寺より願出、御聞届相成候付、右掛り御用達之内岩田金藏、問屋之内河内屋増右衛門、請負人之内福嶋屋新右衛門、私共限り申付候、尤、先日新井田周治殿江申上置候、御承知有之候事、

七月七日、經堂寺より願之書面先番差上候同寺御免許被仰付候冬至講而已之事故無檀寺二而凌方難渉仕候間、当年より七月之御玉米市中相應之もの申請度旨願上候處、當年より五ヶ年右願之通被仰付候旨、御番蠣崎四郎左衛門殿より桜庭梅太郎へ御達、則其旨經堂寺へ相達、

一、ウス善光寺普請相願、凡入用金四百両程相掛り候内、金百両ハ御上ヨリ御寄附、残金三百両者御当所・江差・箱館三ヶ所江割合為差出候様被仰出候間、金高割合如ケ程ツ、二て可然哉、昨日御番四郎左衛門殿より張江又八江被仰聞候、依之今朝御用達不殘、請負人両人惣代として相招及示談候處、御当所金百五拾両、跡半金之内江差金八拾両、箱館金七拾両ニ而可然旨申出候間、其段四郎左衛門殿へ申上候、

一、例年之通來十四日より十七日迄益踊町端々おゐて為踊申度段届書、當番加

藤專右衛門より差出候二付、新井田周治殿江差出候處、當年者靈照院様御一周忌御法会被為在候付不相成候儀候得共、先書面預り置可申旨被仰聞候、

七月十三日、竹屋彦左衛門、万屋專左衛門明日御用之儀有之候間、例刻呼出ス可申旨、御用部家より申來候間、明日五半時罷出候様兩人江相達ス、

一、金五百疋宛
万屋專左衛門
右者御積金掛り付、定例之通被下置候趣、新井田周治殿被仰渡、尤、専左衛門不快付、代兼彦左衛門罷出候、

一、ウス善光寺普請付寄附金、當所之分百五十金割合出來次第為見候様被仰付候間、伝兵衛へ通達いたし候、
一、当三月十六日、夏目左近將監殿妻を殺害いたし逃去井上与兵衛人相書御触書御渡二付、向々江相達、

一、向地ニ而御用達去冬中買入則壳上候北蝦夷地廻り小皮類、内御役所先達而相納候代付、左之通、

獺皮五枚代五貫八百七十文 紫貂五枚代老貫弐百四十九文

狐皮十七枚代七百六十五文 タサイ皮廿八枚代十二百六百文
三百文運賃 ベ廿七貫六百四十四文
外ニ

此金四両一分一朱ト四十四文
両かい六貫四百文

獺皮拾九枚代式^{マツ}八百文 狐皮廿枚代九^メ

○壹ベ式百文ツ、 ○四百五十文ツ、

七月十八日、當年七社祭礼、昨年付在來之通、昨日大寄合藤野喜兵衛宅ニおゐて一同及相談候處、神輿行列井山船家台無芸ニ而差出申度、尤、當年者閏月も御座候へ者余程日数も有之候間、追々入米も沢山有之、尚又、作合も宜敷趣等承知いたし候半々両家台芸も付申度候間、其儀者追々相談仕可申上候得共、右之相談ニ一同聞着致候旨名主申立付承知致候旨一同へ申述、喜兵衛宅より七半時過に引取候、追而伺書差上候積り、

一、長州下ノ関問屋油屋仁左衛門、上名前有光三郎治、去々年諸國凶作之砌、伊達・栖原手船栄運丸仁左衛門義悉難渉いたし、此度罷下り、全右一件ニ相抱り候義無之候得共、唯今家漬ニ及候時節相成、何共歎敷奉存候間、伊

達・栖原カミハラ金百両ナリ五十両ツ、成とも借用致度旨、度々相願候得共、難出来候間、今度御歎願差上、兩家江御利解被下候様相願度旨、先日桜庭梅太郎宅へ罷越相歎候間、同勤へ内談之上、右歎書下書内々取寄披見之上、伊達・栖原兩家へ相尋候處、米一件ニ付金百六拾両余不足全く榮運丸船頭平右衛門格別之勘弁を以廿三ヶ年之年賦ニいたし遣候義ニ而、其上仁左衛門江金子用達候義者難出来旨、委細者兩家カミハラ書面を以申出、依之仁左衛門占内々預り置候願下書、一昨十八日梅太郎宅ニテ致返脚アマタク、右兩家申出候旨仁左衛門へ申述置候、尤、逸々御内々御奉行衆へ御伺之上、前段之通り取斗候事、

一、下ノ関問屋油屋仁左衛門願之義有之、今朝蠣崎四郎左衛門殿御役宅罷出、御目通仕度相願候得共、旅人江面会難相成旨願筋有之候ハ、町年寄宅へ可罷出、先旅宿へ罷帰り扣居候様申聞遣候間、何等之願筋有之候哉、宿扣印無之書面之様ニ相聞得候間、町年寄宅へ同人呼出ス、右書面預り為見候ハ、内々沙汰可致候間可然取斗候様、四郎左衛門殿カミハラ被仰聞候間、同役談之上、今日梅太郎宅へ右仁左衛門呼寄、書面三通預り置、暮及候而四郎左衛門殿御宅へ罷出、書面るい差上候、尤、願之趣者此間中当役ニテ内扱候伊達・栖原カミハラ借用金仕度旨歎願ニ有之候、

七月廿九日、靈照院様御一周忌も相済候付、是迄社人江御渡無之御初穂御獅子神樂鉢神樂其外とも廉々内御役所江書上請取候様被仰出、社頭白鳥集人カミハラ并神明宮社家代佐々木大和カミハラへも申達、猶、此方へも書上候様相達、

一、御小納戸金三千両御貸付、右御益金三百両添上納、尤、御用達・請負人之内ニ而拵借致居候、

閏七月朔日、張江又八、町年寄町下代本勤并阿部屋利兵衛同様被仰付候、

一、ウス善光寺普請二付寄附金割合之書面、御用達月行司ヨリ差出候間、四郎左衛門殿へ差上候、左之通、

金六十式兩御用達六人 金七拾五兩請負人十二人
金拾三両惣市中寄附之分 ベ金百五拾両

閏七月六日、佐々木権太夫以書附、正一位稻荷社大破二付、是迄三尺社御座候得共、神位記・口宣案等相納かたく、依之六尺社ニ仕、本社再建御見分之上被仰付度旨、白鳥集人奥印いたし、願書差上候間、新井田周治殿へ差上候、

一、神明社人代佐々木大和御書付を以被仰付候、左之通、

神明社人 代 佐々木大和

白鳥故伊与存命中、社地為賑的場取建申度趣内願致候者、乍申武門ニ候而肝要之弓術ニ候處、御扶持人共三も無之、近頃ニ至り候而者士民百姓之慰ニ取捨候而已ならず、其上不埒之筋も有之哉ニ相聞得候ニ付、急度可被仰出之處、此度之義者格別之御沙汰を以御糺之義者御流ス被成下、已來共右矢場取潰被仰付、

未閏七月

右之通、御番新井田周治殿大和へ被仰渡候、

一、大坂刀屋甚右衛門手船幸政丸沖船頭吉藏、兼而願書差上候昨年肥前米相松御よしみを以主人元へ申訟相成候様御憐愍之御沙汰被下度趣願面有之候、右者去年中米松底之時節とハ申ながら格別下直ニ相松候と申ニも無之、尚、右ニ付於國元ニ色々迷惑筋有之趣ニ者候得共、此方ニ而存候義無之、殊

年米拵候節聊たりとも御称として品物并御目録等も被下置有之候へ者、此

度願之旨取上三不相成候間、右之趣申聞、願書ハ下ヶ遣候様、四郎左衛門殿より被仰付、依之吉蔵宿阿部屋太次兵衛、問屋頭取兩人差添呼出し、右申聞、願書相下ヶ候、

米四千八百俵 積下り高

閏月十五日、村山伝兵衛江被仰渡候呑々堂料理屋与市住居繼足差懸座敷取解可申趣、今日専念寺院代鳳渕罷出、早速取解可申趣、与市へも申聞、今朝取掛り罷在候段申出候付、則伝兵衛十郎右衛門殿へ申上候、

一、料理屋 湯殿沢町兵助、中川原町吉右衛門、同町与市、同町源治郎、
中川原町梅吉、同町文藏、藏町栄藏、中町八十八、 都合八人

右之もの共る定人足老人為差出、町御役所台所にて定人足之積り、右付、市中より日々定人足之分ハ是迄よりハ両三人も相欠可申候趣、新井田周治殿へ桜庭梅太郎申上候處、御聞落付、右料理や之もの江名主へ委細可致相談積三候、

閏月十七日、芝居立会、名主・町方罷越候仕來ニテ酒肴建元甚太郎より差出候得共、已來之義者右品々相止メ膳部いたし、外品ハ不差出候旨、御吟味役衆より頭取へ被仰付候段、名主九八、町方頭取より承り申立候付、甚太郎心得違無之様啟敷申付置候様被仰出候、

閏七月廿二日、白木綿四反、大机老脚（長六尺、高サ壹尺、巾壹尺二寸）、小机二脚（長二尺五寸、高サ壹尺、巾一尺二寸）、右者此度惣社堂嶋弁財天修覆下遷座入用品、先規之通御下ヶ被仰付度書面を以申上候處、此節御僕約中之事故半減方談可遣旨御内意有之候間、昨日阿吽寺江申談候處、御厨子三ツ御座候間、白木綿并机等書上之通御下ヶ被下置度旨申上候處、其

旨蟻崎四郎左衛門殿へ申上候、

一、七社祭礼付、社人多少人數之義御尋付、佐々木大和江申談候處、同人より申出候二者、白鳥集人不幸付、佐々木権太夫親子相除候而も御當所并在社人共二拾式、三人も有之候間相勤り可申候段申出候間、此趣蟻崎四郎左衛門殿へ申上候處、御聞済相成、尤、佐々木大和より申出候二者、在社人江白鳥采女方より書状差出可申義候へとも當年頃事故

〔奥端書〕「天保六未一終」

〔端書〕「天保六未ノ二」

町下代中よりも在社人江書状差出吳候様ニと願合有之、此段とも蟻崎四郎左衛門殿へ申上候處、不苦趣被仰候、

一、七社祭礼付、山船兩家台取繕方間二合不申候間、三町より踊家台壇、大松前辺より相撲家台壇差出、御神輿行列渡御有之候様ニ可仕ど、請負人一同并其外町代中へも名主中より申問候趣相聞得候間、此段奉伺上候、

一、阿吽寺書附を以、今般信心之もの有之、光明真言石塔壇墓^基、山王堂境内相建申度、別紙之通り略ス、

前書願之通御聞落相成候へとも、成丈ケ境内堂限り相建、通筋相建不申候様、周治殿より御達、

一、泊川町吉兵衛義、葬式諸道具取扱商へ仕度、尤、一ヶ年聊二者御座候へとも、金式分ツ、御札金上納仕度、尚又、追々商へ行届候節ハ御札金増金仕度奉存候間、右類商完之もの無之候様仕度趣願書差上候間、奥印いたし、八月朔日、阿吽寺弁財天下遷宮今日仕度趣、願之通御聞済相成候間、阿吽寺呼出ス相達、今夜惣社堂嶋之弁財天并十五童子共下遷座、阿吽寺江移寺行列有之候、

八月八日、秀ノ一呼出ス、何れ之検校之師匠取致候而官職など取候哉之旨相

尋候趣、新井田周治殿タケル御達二付、名主田中九八江申聞候、

一、泊川町吉兵衛葬式道具一手商売致度願書先日差上候處、難仰付趣、新井田周治殿タケル右願書御下シテヶ相成、名主中林九兵衛江則下シテヶ遣し、尤、當年中ハ不相成義可有之候シテとも、明春ニも至り候而何とか願書認メ方も可有之哉、是ハ舍之ため申聞置候趣も御達御座候、

一、蠣崎治郎殿屋鋪下夕湯殿沢町川通り米屋孫兵衛方ニ而引受普請之處、大石拔落、石下タ相成死亡人有之候場所、其外ニも石之われ等相見得候趣、大切之事ニ候間、其近所人を寄せ不申様ニ米屋孫兵衛并其最寄町内江も触相出ス可申候、其上札相立可申旨も被仰聞候、

八月九日、益頭ヨシツチ檢校ケンキョウ右之触書付、当所盲人座頭秀ノ一タケル右触面之趣意等相認メ、同人義以前官ハ取候免状も相添願書可差上旨、新井田周治殿タケル被仰付候、

一、上ノ国在トマツフ喜太郎、江差磐坂カミヤマ甚十郎娘かや相対死之義付、乙部村江越山之もの帰参、御慈悲願之頼書天保二卯年正月廿九日壱、同年十二月三日壱、未ノ七月廿三日壱、右之通差上候得共、御沙汰難相成趣、新井田周治殿タケル願書御下シテヶ相成候、願人久末仁太郎其外連印此願書追書同村へ可相廻事、

一、当春栖原屋六郎兵衛病死之節、西川准兵衛代印を以、跡支配人之儀追而紀州本店タカヒロ申來候迄御用向手代九兵衛へ被仰付被下置度趣願書差上候、御聞濟三相成候後、長々相成候シテとも何之沙汰も無之、余り閑等候様ニも相聞得候而已浜屋与三右衛門杯与ハ大切之御場所請負仕ながら自分勝手ニ而在所ニ罷在、夫故御請負所御引上シテヶ被成候振合も有之、栖原杯と何ニ寄右

様大事成る儀出来候而者誠に容易被成儀候間、其筋スジへ篤と申聞、跡支配早速申上可然旨、周治殿・四郎左衛門殿タケル被仰聞タマフ、則昨日一同へ被仰付、則

西川准兵衛江申聞遣候處、栖原屋江申談之上、于今本店タカヒロ差圖も無之候シテとも、何れ近々便り可有之候間、夫まで御猶予被下置度旨、御用達も談之上相願候段、准兵衛申出候間、御奉行所へ同役撤之上罷出申上候處、左様ニ延日いたし居候而者大事成義出来可申哉心配之事候間、九兵衛ニ取究差支無之候ハ、町年寄・御用達ニ而引請、九兵衛ニ支配為致候様本店タカヒロ申來候趣いたし申立可然旨、御奉行所タカヒロ御内々付、猶又、西川准兵衛等へも申聞、伊達林右衛門・藤野喜兵衛等へも申談遣候、

八月十一日、御用達江昨日申談候栖原屋之義、彼是延引ニ相成候内大事成儀出来候而者心配之義奉存候間、同家九兵衛始重立候利兵衛杯も申談候處、何れ九兵衛支配御取極被下候而不苦趣申居候間私共も同様相願候、乍去干今紀州本店タカヒロ不申參候間書狀ニ而申來候とハ難申上趣共、伊達・西川・藤野三人申出候間、同役一同罷出、御奉行所申上候處、左候シテ者九兵衛支配ニいたし可然候シテとも、本店タカヒロ書狀ニ而申來候趣取斗申上可然旨、再三御内意御奉行所タカヒロ被仰付候間、御用達委細申聞候、引取談之上申出候積り、

八月十二日、栖原屋九兵衛書付を以、紀州北村角兵衛タケル昨日至着、左之通、父徳兵衛、角兵衛弟半藏、手代弥七、同長七、下男藤之介、右之通半紙江認メ差出候間、四郎左衛門殿江差上候、

八月十五日、今日祭礼当日付、御道具持并小旗持案外之悪口等出思候間、左様無之様可申付候、殊ニ者内藏様之御棧敷江三郎兵衛様も御出候間、御役掛鋪者御奉行方御親子も被為在候もの甚々聞苦數、不埒之事候間、已來共能々其筋スジへ申聞、在奴者別而警固之もの江可申付段、新井田周治殿タケル被仰

聞候間、名主中へ相達、今十五日夜村山重左衛門泊番、
八月十六日、昨日七社祭礼首尾能渡御、夜四半時還御、夜九ツ時祭礼奉行引
取之趣届出候、

一、栖原屋支配人之儀、早速可申上旨御催促、蟻崎四郎左衛門殿より被仰付候
間、西川准兵衛へ相達ス、

一、栖原屋九兵衛、是迄仮支配名前人候處、以後者栖原屋庄兵衛を以相続人
間、西川准兵衛へ相達ス、

二相立申度段、伊達・西川・藤野右三人罷出申聞候、尤、内実種々内談手
を尽候段も申聞候、

一、江戸上納金八百両 内 式百両十月十日納
六百両十二月十五日迄納 伊達林右衛門
但、伊達浅之助より上納ノ積り、

一、金千七百両 内 三百両十月十日納
千四百両十二月十五日納 藤野喜兵衛
但、伊勢屋治石衛門 方右

一、金七百両 内 百両十月十日納
六百両十二月十五日納 山田屋文右衛門
但、日本橋万町近江屋吉兵衛方より上納之積り、

一、金武百三拾両 内 百両十月十日納 米屋孫兵衛
但、栖原屋庄兵衛より上納之積り、

一、金武百三拾両 中村屋新三郎
関東屋喜四郎
右同様ニ而万事無滞相済候、右ニ付、請負場所有之候近江店之もの共、

右者江戸為御替、御上様より被仰付候ニ付、十月十日限り江戸靈岸鳴丸屋
重蔵方より上納之御請書出、奥書定例之通り、

一、座頭秀の一、御当所井江差・箱館在々迄盲人同人支配人仕度願書被仰
付候へ者、江戸三曲頭検校江可申達趣之願書、名主九八加印ニ而出、町年
寄定例右願書江秀の一座頭官取候免許式通添テ、
新井田周治殿へ上ケル、

八月十八日、両浜店と唱候もの今日呼出ス、左之通、
西川准兵衛、岡田半兵衛、宮川増蔵、福鳴屋新右衛門、山崎屋新兵衛、
浜屋勘兵衛、右六人於御座敷周治殿より被仰渡候御書取、
申渡

古來より浜与唱候近江店之もの共之内、蝦夷地場所請負無之もの者上
方筋江荷所等為差登候節二分之口錢差出、近くハ浜屋勘兵衛儀右之振
合有之、宮川増蔵儀も請負場所無之、已前勘兵衛同様口せん免除与申
儀無之候、然処、近江店之もの共ニ場所請負申付候へ者手船・雇舟之
大小ニ不抱、年々初テ相下り候船者初船与唱へ口錢免除之仕来を始、
種々之廉有之趣相聞得候、一体請負場所無之浜屋勘兵衛同様之もの者
店商而已いたし居候へとも、前分之通口錢免除者無之、場所請負候近
江店之もの共ハ夫丈手広く家業致居候而も品々免除之廉有之候而者先
者順連正しからず、右者古來之仕癖ニ可有之候へとも、今般御代替
り付、諸事御改革被仰出、既ニ江指表冲ノロ主法之儀前々より仕来之
由ニ而暫く之 御料中ニも御構不被成候へとも、先達而御役人共同所
へ罷越、御改革之御趣意篤と申諭候處、聊無違乱請書差出、箱館表も

前々迄仕来ニ不相泥、都而外請負人同様口銭免除与申儀者不相成候間、
沖ノ口役所へ口銭相納候時々間屋共受用分も無遲滞差出ス、前分之通
り、御代替り付、御改革被成候御趣意を貫き年久敷当領おるて家業
繁榮いたし候國恩を報し候心得方専一二候、若古來迄之規定杯と抱り
難渋筋申立候半々別段申付方有之候間、其旨可存候、

未ノ八月

右之通被仰渡、御請書差上候様被仰出候、

一、栖原屋之儀、跡支配庄兵衛方へ被仰付度旨、先番願書差上候處、今日同
役共へ御奉行所迄御内々之儀も有之、大切之儀ニ有之候間、桜庭梅太郎宅
へ北村徳兵衛、同半藏、弥七等相招、同役揃之上、跡支配九兵衛ニ致入候
半々心配有之間敷旨申談候處、何れ引取今一応談合仕度申聞、致帰宅候、
一、今夕七ツ時過、新井田周治殿迄御達之儀有之間罷出候様、御剪紙付、則
御宅へ梅太郎罷出候處、此間願書差上候栖原屋之儀、跡支配人庄兵衛仕度
旨、御上向二者御差支無之間勝手ニいたし候様被仰出候趣御達御座候、
依之同役江通達いたし候上、栖原屋へ申達、栖原屋迄徳兵衛・半藏両人罷
出、今日御内意御利解付、引取相談仕候得共、何分内通逸々申上兼候訣柄
有之、甚恐入候儀二者御座候へとも、兼而差上置願書之通、庄兵衛を以支
配仕候様、何分御憐情之御沙汰奉願旨申出候間、承り置候、今朝御當番新
井田周治殿御宅へ右之段申上二罷出候へとも御休付、明朝申上候積り、
八月十九日、阿吽寺書付を以、來廿五日弁財天御遷宮仕、猶又、同日迄二夜
三日御國家繁榮之御祈禱修行仕候段、御届書差上候、

一、阿吽寺書付を以、來廿五日弁財天遷宮付、入用之品々別紙之通御渡被下
置度旨、品書添差上候、

一、栖原屋之儀、昨夜徳兵衛・半藏申出候趣、今朝御奉行所御揃之処へ同役
相揃罷出、委細ニ申上候、

一、昨日御達之栖原屋之義、跡支配人庄兵衛ニ仕度趣、御上向御差支無之間
勝手いたし候様被仰出候通、同家手代定右衛門呼出ス申達候、

八月廿一日、阿吽寺迄嶋之弁財天遷宮之儀、廿五日者見合候而可然旨、昨日
新井田周治殿迄被仰聞候間、同寺へ申談候所、廿七日迄廿九日迄二夜三日
之積書面認メ替參候付、右書面者今日蠣崎四郎左衛門殿差上候、

八月廿三日、前書願之通被仰付候付、右遷宮入用品々御下ヶ被下置度旨書付
を以願上候處、入用品々惣高タカヘ金壱両御下ヶ相成候趣、四郎左衛門殿迄御
達、則代慈眼寺罷出候間、相達、

一、阿吽寺書付を以、來廿八日弁財天御遷座之節、御神輿并御供方別紙行列
之通同寺迄揃出し、馬坂迄横町、袋町、大松前町、小松前町、惣社堂町江
通り、夫迄嶋へ御遷座仕候旨、御届書差上候、

一、同寺書付を以、享和三亥年弁財天御遷座之節御例も御座候間、今度嶋江
三間二四間之仮家、惣社堂浜江式間二三間之仮家式ケ所御揃被成下度趣、
願書差上候、

一、知り内村取締出役富永官治迄今度同所而年々植付候雜穀高ニ応積穀致ス
度、尚又、秋味之節是迄村中迄味家江差出ス候人数相減、壹人雇給五貫文、
減高拾人ニ而壹ヶ年五拾貫文ツヽ積置、追年相嵩候上正米買入積立申度、
村方へも熟談仕候間、御差支も無御座候半々被仰付度旨伺書、官治方ニテ
年回相当願合有之候間、今朝右伺書新井田周治殿江梅太郎迄差上候、

一、今般被仰出候御備明松・草鞋調書上、御城下壱冊、同付在々壱冊、東西
蝦夷地壱冊、都合三冊、周治殿差上候、員數イシ臣細書別紙扣有之、

高左之通、

御城下 明松メ千五百本 但、壱人ニ而三百本持、名主五人ニ而如此、

草鞋メ千五百足 但、前同断、

代拾五貫文

此金式両三朱ト百廿五文

西蝦夷地明松メ四万式百本

同蝦夷地草鞋メ四万式百足

代四百式貫文 但、壱足付拾文ツヽ、

東蝦夷地明松メ壹万八千九百本

同 草鞋メ壹万八千九百足

代百八十九貫文

東西蝦夷地

明松メ五万九千百本

東西蝦夷地

草鞋メ五万九千百足

代五百九十一貫文

此金八十六両三分二朱ト式百五十文

西在 明松メ千八百五拾本

同 草鞋メ千八百五拾足

代拾八貫五百文

東在 明松メ四千九百五拾本

同 草鞋メ四千九百五拾足

代四十九メ五百文

東西村々

明松メ六千八百本

草鞋メ六千八百足

代六十八貫文

此金拾両

一、今般被仰出候御備積米壹ヶ年三千俵宛十ヶ年之内年々買入代金之内、東

西場所々差荷料、上乗金、式分積金丈ケ引去、残金御收納ニ不抱市中小前江不相掛出来候様仕法可申上旨被仰付、当役并名主一同示談之上、内調出

來候間、下書御番周治殿へ入御覽御賢慮伺上置候、尚又、追年積米詰替等

之節重ニ御用達・請負人江世話為致候様可相成候付、此度出金方仕法之廉

々江者差加ヘ不申候旨申上置候、然処、御奉行所ニ而可然候間請書出来早

々差上候様被仰付候、尤、御意之事故荒増取調候間、尚一同申合心付候廉者追々申上候様仕度段申上候、

一、場所々式分積金、差荷料、上乗金共当年分御入用方有之候間上納為致候

様、御番周治殿カ被仰付候間、御用達行司藤野喜兵衛・宮川増蔵、請負人

行司米屋孫兵衛・和田屋庄吉呼出ス申達、仲間ヘ為致通達候、

一、阿吽寺書付を以、此度弁財天御遷宮付、嶋ヘ御遷座相済申候上ニて來廿九日先規之通御代拝被下置度、尤、御座修法相済候上ニ而御案内可申上旨

書面、周治殿ヘ差上候、

八月廿八日、阿吽寺カ弁財天九半時操出し御遷宮行列、馬坂カ下り、横町、袋町、大松前町、夫カ小松前町、惣社堂町、弁財嶋江御遷座無滞相済申候、

尤、神輿御供麻上下ニ而町代・請負人・名主野坂吉六惣代として罷出申候、

一、御代參之儀ハ御用人工藤八郎右衛門殿明日嶋江御出之積リ被仰出候、

一、阿吽寺より仮家二ヶ所願出候處、則願之通被仰付、鳴ニ而仮家二間ニ四間

壱ヶ所、惣社堂浜江壱ヶ所武間三三間、昨日御聞済ニ而御作事より入用品々

御差出ス有之、人足五拾人差出ス、今日昼過迄ニ出来御遷座相成候、

八月廿九日、今日弁天島おゐて満座大繁^(アマ)若博統^(アマ)之儀、風雨強く浪高ニ而通

路ニも難相成候付御日延御代参共被仰付度旨、阿吽寺より願書差出候處、御代参之儀御延引被仰出候、

一、市中名主一手付草鞋五百足、明松五百本ソヽ五手調書、其外共東西蝦夷

地御備明松・草鞋調書并在々之分共、新井田周治殿へ差上、尤、惣高者先番之節相記置候間略ス、

九月六日、此節箱館辺より當方へ米買入ニ罷越候もの有之旨承り、此後より下り米も無之時節ニ候間他へ差出不申様仕度、私共一同より御番新井田周治殿へ相伺候處、御用之間おひて御月番へ御申立相成候處、御聞届付、駄付之

分ハ名主、問屋頭取、小宿世話役申談、其余者米壳候もの江者名主より申聞候積り、在々之義ハ在方掛り江申談、船積廻ス方も有之候而者如何ニ候間、其儀者沖ノ口奉行被仰付度申上候處、御承知被遊候趣被仰出候、

一、惣市中并川々江ニみ捨候義不相成旨嚴敷被仰付候、尤、此後者右見当り

次第町方相廻候間召捕候旨、御奉行所より御吟味役所御談有之候由ニ而蠣崎重郎右衛門殿嚴敷被仰聞候間、名主一同へ右之旨申談遣候、其外市中町通りも掃除方共甚不宜候間、早速取片付候様可致旨嚴敷名主一同へ申聞候、

九月十日、丁持共栖原屋下夕浜手おゐて小家地面拝借願、問屋頭取并宮川半

右衛門加印を以願書差上候、

一、當時米松底之趣相聞得候付、江差・箱館在々江も積廻之義不相成旨御触御出ス被成候處、問屋共右御触之前ニ箱館之もの江米壳渡代金請取船積仕

候分有之候付、此分御差止ニ而者難渋願出、伺之上、積廻御免被仰付候、

左二、

一、米三百俵 近江屋忠右衛門 一、五百俵 工藤忠兵衛

一、六十俵 川内屋増右衛門 ベ八百六十俵

右者沖ノ口より御用状相添、箱館着之上、右返書当沖ノ口江差上候積り、若相違之儀有之候へ者米壳人并船手共如何様ニも御咎可被仰付与此手続工藤

庄兵衛申出、

一、先達而御積米三千俵宛年々御備ニ相成仕法申上候處、至極宜組立二者候得共、右之内蝦夷地廻り鮓取并入込旅人右兩廉より取立之儀者差支筋も有之哉、猶亦、御積米十ヶ年相済候後、七ヶ年程も市中備積金致可然旨、御番より御内御沙汰之旨、蠣崎四郎左衛門殿より町年寄・名主一同江御談御座候、引取談之上取調申度趣申上置候、

九月十三日、松前三郎兵衛様、今朝御風順付、御奉行所新井田周治殿、町年寄村山重左衛門、名主田中九八・中林九兵衛麻上下ニ而浜表迄罷出候、尤、三ノ丸より小松前通 千 之小路より問屋会所之下夕江御下り、夫より御乗船ニ相成候、

九月十五日、知り内村荒神社御遷座付、御初穗五十疋、諸入用品々代積リニ而金壱両壱分ニ朱御下ヶ之旨、四郎左衛門殿より被仰聞候間、佐々木大和へ達、同社御代参之儀ハ、谷梯九十九被仰付候間、是又前同人江達ス、

一、御松馬直段付、上壱疋付金貳両ト三百文、中壱疋付壱両二分ト三百文、下壱疋付壱両ト三百文、

九月十八日、御勘定所より當時市中米相庭書上可申段被仰付、尤、問屋、小宿、御用達、請負人江申付、右相庭書取之差上候、加賀米七匁八分、越後米同

断、但、壱俵壳八八匁二壳松申候、岩田金蔵・工藤庄兵衛・工藤忠兵衛・

浜田屋政右衛門・山田屋文右衛門代文治、右連印、

一、村岡玄眼義、出奢届出候付、親類土屋抽右衛門御呼出ス之上被仰渡候

趣左二、

村岡玄眼儀、出奢届出候付、故雄戴江被下置候御印紙御取上ヶ、其

上玄眼家之義者永く御暇被仰出候、御奉行新井田周治殿被仰渡候、御

吟味役新井田嘉藤太殿并蠣崎重郎左衛門殿、下代桜庭梅太郎・村山重

九月十九日、市中米相場、御用達・問屋・小宿・請負人共申合書付可差上趣、

内御役所御勘定方因藤佐次兵衛殿、一昨十七日名主吉六江御申聞有之候処、

申上方延日相成候付、町下代御呼出きひしく被仰聞候、已来内御役所より御

用有之候ハ、早速御用弁可申上候様、此段当番名主中林九兵衛江申聞、名

主中へ申達候、

九月廿日、白鳥采女書付を以、父形部義眼病付去三月中退身願之通被仰付、

是亦治療仕候処、此節全快仕候間、何卒以御憐愍再勤被仰付被下置度願書

差出候間、御番新井田周治殿へ差上候、猶又、兼而采女并親類共より差上候

願書之義者乍恐願下ヶ被仰付被下置度旨口達ニ而願出候間、其段も申上置

候、

一、町年寄張江又八、其外御用達・名主、先々相勤候者より當時之者迄、被仰
付候節・御免願いたし候節年月相調候様、周治殿より被仰付候、

九月廿六日、秋田八森村松源院弟子祖莫・大棟、右之僧來申ノ三月迄^留、
引受龍雲院より書面上ル、

九月廿七日、栖原屋庄兵衛下浜手丁持共居小家地面東西七間三尺、南北三間

押借仕度旨願書、問屋頭取兩人、名主宮川半右衛門加印差上候、

一、町年寄・御用達・名主、是迄先々親代より御奉公勤來候明細書差上候、

一、荒神社御遷宮御祓御神供御神酒、右者荒神社當九月廿二日御遷座付、

御代參、谷梯九十九殿御勤被成候、右之品々内御役所へ相納候趣、神主大

野權之進申出候、

九月廿九日、來申年より向巳年十ヶ年御備積米三万俵相済候後、十壱ヶ年目午

年より向戌年迄五ヶ年市中備積金共兼々御内意有之候付、一統談之上、仕法

組立書三冊出来候付、町年寄・御用達・名主・請負人ハ惣代福嶋屋新右衛

門・加賀屋多右衛門・竹屋彦左衛門、右一同罷出、今朝新井田周治殿江差

上候処、一同骨折之段御挨拶有之候、

一、阿吽寺代替付、同寺ニ有之宝物御調御見分書付を以願上、願之通被仰付、

今日御奉行所御吟味役衆立会、御目付新井田百右衛門殿、町年寄一同、書

役頭取迄繼肩衣、其外書役・町方共阿吽寺江罷越、宝物者於座敷御調、夫

より本堂ニおるて御本尊不動明王、其外諸仏開帳有之、無滞相済候、

十月朔日、市中不殘店役と申もの、名主一同ニ而取調、委細相認メ早速ニ為

差出候様、蠣崎四郎左衛門殿より御達付、名主専右衛門へ申談置候、

兩浜より右脇書仕差上置候、依之沖ノ口御役所江伺書差上候、兩浜ヨリ受用口銭之儀付、

兩浜より右脇書仕差上置候、依之沖ノ口御役所より御問合之儀も御座候哉、

御含ニ右書上仕候三通奉御覽入候趣願書添、兩浜より奉差出候間、蠣崎四郎

左衛門殿へ差上候、

一、店役取立方調書付、名主五人より帳面五冊ニ而出ル差上候、尤、兩浜組麹
屋豆腐などハ定例之取立之外小前商人之分者其時宜見斗、名主限りニ而增
減割いたし取立仕来候趣申上候、

一、市中店役是迄名主限り二而増減等致來候得共、已來者町年寄ニ而能々相
糺候上ニ而御印紙江其商人之名面相記ス其筋へ相渡、役錢取立之上者帳面

相添、名主方町年寄迄差出相納可申旨、今般改テ御用之間方御達之趣、

蠣崎四郎左衛門殿方御達付、名主一同江相達候、

十月七日、藤野喜兵衛手船常昌丸、越前敦賀江漂着之節於當所ニ取扱候御役

方名前昨日御尋ニ付相尋候處、御船道役平井伊兵衛・毛利吉右衛門、付添

才件久左衛門・小太夫・治兵衛、外ニ小者毫人之趣、喜兵衛ヨリ書上候、

十月十日、殿様 御參府御上下共御上り場之儀、是迄之所 御止メ相成、

以來者切通スル小松前浜沖ノ口下タ江御揚遊候旨、御役人中一同見分相
済候間、為心得達置旨、新井田周治殿方御達有之候、

一、中書院方中ノ間、御先手組御徒士迄明申年ヨリ金子持出ス積米仕候旨願
上候處、御聞済相成候間、市中積米与一集ニいたし同様取扱世話致遣候様、

此間中被仰聞候間、昨日御用達一同、請負人惣代三人呼出ス申談候所、一
同致承知御請相済候間、私共相揃今日御請仕候旨、御答申上候、

一、今般御内意有之、來申年方向拾ヶ年御積米井十壠ヶ年目方向五ヶ年御積

金仕度仕法組立いたし、先達而拙者共并御用達・名主・請負人連名ニテ伺
書差上置候處、伺之通り御積米御積金共被仰付候旨、蠣崎四郎左衛門殿方

御達有之、依之御用達・請負人・名主申聞候、

一、寺社町家共已來仏神江相備候義ニ而も聊之小松成とも真松者決而不相成

候、依之今日寺社へ御触書出ス、市中へも同断、

十月十四日、名主方請取御印之儀、今般書役頭取町御役所取締り被仰付候付、

已來諸品請取之義付御印取候義、御吟味役江相伺候、取締方御示談之上被
仰付候積り、尚又、名主用心蠣田中九八を以取締方へ相談之上、已來別段

二出ス置、當番井子供役之者へ申聞候而も相渡り候趣ニ候、

十月廿日、鈴木紀三郎殿以書付、家作付昨年中木品借受いたし家作出来た
し候間、別紙之通アフタ場所おるて伐出ス申度旨、願之通り被仰付候付、

例之通可取斗旨、御番新井田周治殿方御達、雜木平物五拾丁、内ニ間半も
方免判相廻り候へ者當御役所おるて押切致、夫方請負人江内御役所方御下
ケ相成候積り、明朝右之趣申上候、

十月廿二日、御備米御備金御請印相済候廉、材木屋拾二軒、附舟共五軒、鮭

取之もの一同、場所支配人、番人、稼方共済、是ニ而御請印皆済仕候、

一、御備米御備金付、年々金子為差出候廉井拾五ヶ年中御用達・請負人ニ而
詰替候廉、一昨日ト昨日ト兩日被仰渡、御請印相済候請書十二通壠袋ニい
たし、蠣崎四郎左衛門殿江差上候、尤、蝦夷地支配人并番人、稼方之もの
未夕登合不申候分、追々着次第印形為致候積り申上置候、在方掛り伊藤忠
右衛門義も近在出役付、追而印形之積り、江良町村伝二郎、喜右衛門、名
主吉兵衛右三人も追而印形之積り、

〔奥端書〕「天保六未年ノ三」

〔端書〕「天保六未ノ四」

十月廿三日、今晚四ツ時法幢寺出火有之、寺中不残焼失致候、釣り鐘堂井稻
荷堂者相残り候、夜八ツ時過鎮火いたし候、法幢寺出火御届書、左二、

乍恐以書付御届奉申上候、

昨夜戌ノ下刻惣旦中位牌堂方出火ニ而諸堂不残焼失仕、急火故、
御尊牌井本尊・御寺納物等迄焼失仕、誠ニ奉恐入候、依之玄堯儀相慎
罷在申候、此段書付を以奉申上候、以上、

十月廿四日

法幢寺代

寺社御奉行所

龍雲院印

右書面今朝龍雲院直々罷出差上候處、書替相成書面之通御届書差出候間、

四郎左衛門殿へ差上候處、御披露相成候、

一、龍雲院御呼出ス候處、当病付代江良町村泉藏院罷出候處、昨夜法幢寺出火有之、

御尊牌并本尊・御寺納物等迄焼失致候付、法幢寺住持玄堯義御沙汰中慎被仰付候趣、四郎左衛門殿より被仰渡候、

十月廿五日、今度非常為御備十ヶ年積米、尚又引続五ヶ年積金之儀被仰出候所、其方共厚申談相整候条、出情之至り一段之儀思召、依之其方一代中ノ間席江御操上ヶ被仰付候、□

□ 村山伝兵衛

桜庭梅太郎

張江又八

村山重左衛門

今度非常御備として十ヶ年積米、尚又引続五ヶ年積金之儀被仰出候處、其方共厚申談相整候条、出情之至一段之儀被思召候、依之其方一代新組御徒士江御繰上ヶ被仰付候、

加藤專右衛門

宮川半右衛門

田中九八

中林九兵衛

野坂吉六

一、中村屋新三郎・関東屋喜四郎より金子借用仕度旨工面方願出候間、昨年江差表より借用致候分、此度返金為致、改而金千両借用致、兩人江用候付、江差吉村彦兵衛・村上弥三兵衛兩人願合之書状差立案文、左之通、別紙啓上仕候、然者各々様より去秋借用金之儀、得^(レ)より御返金申上候旨、之處、エトロフ登り船逕着二付、中村屋新三郎・関東屋喜四郎之願依

此度非常為御備十ヶ年積米、尚又引続五ヶ年積金之儀被仰出候處、其方共厚申談相整候条、出情之至一段之儀与思召候、依之御紋付御上下并白銀五枚被下之、

右御書取之儀者老人別ニ一紙ツ、於上御台子之間、御月番下国斎宮殿二而被仰渡候、尤、松前内蔵殿并御役人老席より老人ツ、相詰、繼上下ニ而被仰渡候、且、伝兵衛より名主迄麻上下登城いたし候事、

一、御用達・請負人一同麻上下ニ而罷出候處、十五ヶ年積米之儀一同申合、年々詰替米仕候付、為御裏紙御書取を以當御役所ニ而蟻崎四郎左衛門殿より被仰渡候、尤、新井田嘉藤太殿御立会被成候、

一、市中重立もの、問屋・小宿一同、材木屋・附舟のもの一同、市中鮒取惣代之もの、場所々支配人・番人・稼方・茶屋一同へ御書取を以被仰渡候、

前同断、但、町年寄四人、名主一同、町代罷出候、

一、法幢寺焼失付、御尊牌所炭御足輕三而片付候間、町御奉行蟻崎四郎左衛門殿、町吟味役工藤茂五郎殿、御目付、御作事方、町年寄梅太郎・重左衛門、名主兩人并人足十人、御見分相済申候、

門殿より被仰渡候、

一、御用之間おゐて昨日町年寄一同御積米同金掛り下国斎宮殿より被仰渡候、

一、御用達・名主・請負人一同之儀、当御役所ニ而昨日前同様掛り四郎左衛門殿より被仰渡候、

同家新左衛門江利金を為持、先頃御申訳旁其御地へ差立候節、同人より相願候付、厚御取斗を以五百金明年迄御取替可被下旨、帰郷之節御状二被仰下忝承知仕候、右ニ付、半金丈ヶ者是悲々皆済仕度嚴敷申聞候處、同人共も深く心痛手配仕候へとも、当夏中御場所へ相下ケ候手船之内両艘登之節風筋悪敷南部地落舟いたし、夫直様上方筋颶登候故、当所おゐて金談手違相成候上、津輕地おゐて米手配旁々金配殊之外當惑仕居候、乍去前段金子之義者格別之御慈愛を以借用出来、御蔭を以取繕罷在候事故、如何体致候而も御返済申上候上ニ而又々御願申度趣ニ而、此度漸々五百金調達仕、一旦者御返済申上候得共、是も明年迄借用相成候様、新三郎・喜四郎より拙者共へ達々願出候間、是迄存外之延月ニ相成候上、度々申上候も誠赤面仕候得共、新規請負人御引立被成下候様奉願上候、甚押付ケ間敷候へとも則同役共連印之証札、

今般清次兵衛ニ為持御願に差立候間、委細同人より御聞取可被成下候、乍繰事此度之五百金御引取限り相成候而者誠ニ手詰之当惑三御座候間、前後手金再借仕候様可然御談合之上、御問届可被成下候、先者右御願迄申上度、如斯御座候、恐々謹言

十月廿六日

村山重左衛門

張江又八

桜庭梅太郎

村山伝兵衛

吉村彦兵衛様

村上赤三兵衛様

尚々、昨年者証印万屋弥兵衛ニ御座候處、同人義病死付、此度問屋中鳴屋勘右衛門証印為致候、為御含此段申上候、以上

同家新左衛門江利金を為持、先頃御申訳旁其御地へ差立候節、同人より相願候付、厚御取斗を以五百金明年迄御取替可被下旨、帰郷之節御状二被仰下忝承知仕候、右ニ付、半金丈ヶ者是悲々皆済仕度嚴敷申聞候處、同人共も深く心痛手配仕候へとも、当夏中御場所へ相下ケ候手船之内両艘登之節風筋悪敷南部地落舟いたし、夫直様上方筋颶登候故、当所おゐて金談手違相成候上、津輕地おゐて米手配旁々金配殊之外當惑仕居候、乍去前段金子之義者格別之御慈愛を以借用出来、御蔭を以取繕罷在候事故、如何体致候而も御返済申上候上ニ而又々御願申度趣ニ而、此度漸々五百金調達仕、一旦者御返済申上候得共、是も明年迄借用相成候様、新三郎・喜四郎より拙者共へ達々願出候間、是迄存外之延月ニ相成候上、度々申上候も誠赤面仕候得共、新規請負人御引立被成下候様奉願上候、甚押付ケ間敷候へとも則同役共連印之証札、

今般清次兵衛ニ為持御願に差立候間、委細同人より御聞取可被成下候、乍繰事此度之五百金御引取限り相成候而者誠ニ手詰之当惑三御座候間、前後手金再借仕候様可然御談合之上、御問届可被成下候、先者右御願迄申上度、如斯御座候、恐々謹言

十月廿六日

村山重左衛門

張江又八

桜庭梅太郎

村山伝兵衛

吉村彦兵衛様

村上赤三兵衛様

尚々、昨年者証印万屋弥兵衛ニ御座候處、同人義病死付、此度問屋中鳴屋勘右衛門証印為致候、為御含此段申上候、以上

一、東西村々重立候者并辭取之もの、炭焼之もの、竈頭とも、御備米御備金請書連印差上候条奇特ニ被思召、今日一同呼出ス御賞詞御書取新井田周治殿より被仰渡候、

十月廿九日、法幢寺焼失付、住職玄堯慎ミ被仰付候、依而龍雲院を以代御回向御用向等龍雲院申立通被仰付候、

十月廿九日、栖原屋庄兵衛家内手代九兵衛義、当春中より金千九百四十九両引負之處、栖原屋庄兵衛主人紀州北村徳兵衛より願書付、同人江厚く利解申聞候處、右高金之内江金子一千四百七拾九両可差出旨、工藤庄兵衛・吉田屋善右衛門を以申出候、残金四百七拾兩之廉出高無之趣、右兩人申聞、何分勘弁預り内済ニ相成候様ニと願出候付、栖原屋へ再応申入候得共、勘弁難成旨、工藤忠兵衛・栖原屋弥七兩人罷出返答有之候、

十一月二日、栖原屋より申出候趣、工藤庄兵衛呼出、九兵衛方へ今一応申入勘弁可致旨申遣候、

一、前一件、昨日工藤庄兵衛を以九兵衛へ申入候處、当金七百両差出、武百拾兩者極月迄庄兵衛并吉田屋三郎右衛門引受返金之積り、坪田屋佐平治綱代金五百六十九両余者九兵衛方より対談の上引請返金之積り、残四百七拾兩余北帳場より正金并品借分勘弁ニ預り度趣候得共、栖原屋主人共承知無之、依之替済之義、昨日庄兵衛を以九兵衛へ申入候處、此上出金之手段無之候間、同人住居中町建家其外土蔵之心組いたし居木品繩筵之類ニ而も四百七十兩之廉へ引取吳候様いたし度、其余者何分出金之手段無之旨、庄兵衛申出候、

一、法幢寺焼跡取片付として人足八拾人程江名主専右衛門・半右衛門、其外町代差添龍越候、町年寄見廻りとして村山重左衛門罷越候、

一、法幢寺焼跡掃除之儀、御用達江申談候處、承知致候間、名主人足差出、
賄方者御用達引請、昨日迄二不残相済申候付、名主、御用達行司カ申立候
間、蠣崎四郎左衛門殿へ申上置候、

十一月五日、岩田金蔵、沖ノ口御役所下タ元御台場永拝借被仰付、先日御割
渡相成、右付、兼而申上置候御冥加金五拾両今日御目録熨斗添差出候間、
則蠣崎四郎左衛門殿へ差上、名主中林九兵衛差添献上相済、

一、栖原屋庄兵衛店カ手代九兵衛引負金之内、追々仲糸人を以訳立いたし、

残金四百七拾両余之廉何分出金相成兼難済仕候旨、九兵衛願三付、中糸人

工藤庄兵衛を以段々主家江申訳いたし候へとも得心無之候付、先達而村山
重左衛門内宅おるて北村徳兵衛手代弥七并工藤忠兵衛呼出し利解申聞候へ
とも、勘弁難相成旨翌日申立候付、同勤談之上、元口入人山田屋文右衛門
より弁金為致候積り、當時文右衛門留主中故、支配人并重手代、尚又親い
博知石町福松三人江弁金之義利解申入置候處、文右衛門留主中大金弁納之
儀当惑、親類一同談事之上、栖原屋へ色々勘弁之義も被下度願合候得共、
承知無之候間、九兵衛方へ罷越、出金之談も仕候得共、前同様難済無申斗
座候へ者逆も内熟仕兼候趣、福松、小吉、半平同道二而今日相答出候間、
聞届置候、明日申上候積り、

十一月七日、法幢寺什物并寺納物焼失委敷書上可仕旨、龍雲院和尚呼出し申
達遣候、

一、唐津内町円兵衛葵風呂相立候付、薪置場無之、同人借家之前御空地九尺
二五間斗り拝借地願書、右冥加として馬行三間程材木ニテ積立拝可申趣申
上候、

十一月八日、蠣崎民部殿江戸表おるて百石御加増被仰付候御書取并松前内蔵
殿百石御加増被仰付候御書取有之候、

蠣崎民部

其方儀、一昨年以来松前表用向申付、殊当年ハ江指収納向改革付差下
候處、万端居合、老年之上三ヶ年打続罷下り、無差支取扱勤功一段之
儀候、依之格別之訳を以百石加増七百石高ニ申付候、尤、家席者は迄
之通可相心得候、

松前内蔵

其方儀、先年カ勝手掛り申付置候處、万端骨折取計、在所・江戸勝手
向差支無之、且又、非常々為手当江指・箱館於両所ニ年々式千俵ツ、
十ヶ年借米積置候儀相企、兩在共趣意通相整、其上当年者箱館沖ノ口
取締方改革之儀取扱候条勤功一段之事ニ候、依之格別之訳を以百石加
増七百石高ニ申付候、尤、家席之儀者は迄之通可相心得候、

一、関東屋喜四郎・中村屋新三郎カ之願合千両再借之義、江指町年寄江願遣
候處、聞濟相成、返書相越、元証文も返る、

一、御備米土蔵一ヶ所四間二十間此四十坪御當所建上ケ直段壹坪金武両二朱、
此代金八拾五両、板蔵一ヶ所四間二八間此三十二坪前同断壹坪金二両三分
二朱、此代金九十二両、土蔵・板蔵ニ而代合金百七拾七両、内八十八両二
歩半金此度相渡、差引残八十八両二分之内、來申年三月迄金四十四両壹分
木品着次第渡之定、全く残金四十四両壹歩ハ御蔵建上ケ出来替済相渡候定
之証文壹通切組、引受人津軽十三湊加賀屋長七、同所佐渡屋平十郎、請人
当所阿部屋利兵衛、右三人連印ニ而差出候間、右金八拾八両二分者御用達
中へ立替、月番西川准兵衛・岡田半兵衛カ今日長七へ為相渡候、委細取組

方証文二有之、外二絵図画一枚有之候、

一、銅錢・鉄錢吹方、先年御止メ之処、此度鉄錢吹増被仰出候間、差支無之様通用可致趣触面、

一、此度百文錢吹方被仰付候間、有來通用錢二取交、無差支通用いたし候様御触面、

一、古金銀之儀、當未年十月迄引替被仰出候處、未夕残も有之旨相聞得候間、來申十月迄不殘引替候様御触面、

一、昨八日之夜、山田屋文右衛門手代小吉・半平、親類山田屋福松、右三
人村山重左衛門宅へ相招申候處、半平者御屋敷方へ罷出候由、福松義者病
身相煩罷在、小吉老人罷越候間、栖原屋手代九兵衛引負金一件追々訣合相
付金四百七拾兩之口先夜村山伝兵衛宅二而九兵衛へ済方申付候處、何分出
金難相成候間、七十両之内有品相渡不足之處者金子足金いたし、殘四百両
四ヶ年賦二相願度、証人者工藤庄兵衛儀者承知候間、山田屋文右衛門江利
解申聞、証人為致吳候様、其節九兵衛願付証印之儀、山田屋代小吉へ申聞
候處、同人引取、親るい福松始一同へ申談候へとも、文右衛門留主中大金
之引請証印いたし兼候間、昨朝小吉・半平兩人罷出申聞候、依之証印二者
不抱右年済等之儀、今夕村山重左衛門宅へ栖原屋當時支配人庄兵衛并工藤
忠兵衛兩人呼寄、得与利解申聞候、何れ帰宅之上、主人共へ為申聞候趣ニ
テ引取、

十一月十三日、法幢寺焼跡掃除方、先達而拙者ともへ被仰付、日々順番二出
役いたし、為捨候地金御作事方へ相渡ス替掛惣高八拾武貫目、名主中林九
兵衛書上候間、相記し置候、
一、京都山崎屋伊三郎并宿広嶋屋布石衛門連印二て、此度急火二而御仏具等

も焼失仕候三付、年來仏具渡世仕、年々御当所へ罷下り商売仕候間、御仏
具等御用被仰付被下置度、尤、品之儀者入念相勵申度奉存候間、御用被仰
付被下置度旨願書奥印いたし、蟻崎四郎左衛門殿差上、則十五日願之通被
仰付候、

一、栖原屋一件、四百七拾兩之儀二付、工藤庄兵衛罷出候、

一、法幢寺焼失之品書上一冊、差当り御法会等之節入用之品々調書毫冊、同
寺代龍雲院乞差出候間、御番小林三左衛門殿へ差上候、

一、龍雲院書付を以、拙僧儀、近來病身ニ相成、自分寺役も漸々相勤候處、
法幢寺焼失後、御回向御用向等被仰付相勤候得共、此節持病猶々差起り
候故、若御用向等御間欠ケニも相成候而者奉恐入候間、法幢寺代之儀者御
免被仰付被下置度奉願上候趣願書差出候間、三左衛門殿へ内々入御覽候處、
法幢寺之義も多分年内ニ者何とか御沙汰可有之哉、其節鬼も角も先此度
ハ願書差扣可然旨、周治殿御内談之上被仰聞、其旨龍雲院申聞候處、御祥
月并月並御時濟之節若持病差発り候半々外禪寺之内願合差上候而も不苦御
儀も可有之哉、其節差掛り名代等差出、失敬ニ相成候而者恐入候趣申出候
間、其段尚明朝相伺候積り、

一、去月廿三日、法幢寺出火焼失之節駆付相勵候もの、同月廿八日書上置候
へとも、猶又此度取調いたし書上、小林三左衛門左ニ差上、

神明町安五郎	蔵町万右衛門	博知石町万治郎
端立町三治郎	唐津内町清助	仙北屋仁左衛門下男ノ仁助
川原町源助	神明町栄助	東中町栄吉
川原町乙松	唐津内沢町長八	唐津内町松二郎 家内新助
唐津内沢町市兵衛	トラメキ町七兵衛	同町三太郎

普請掛り被仰付候付町年寄格被仰付候事候得者、市中諸願書向等奥印二不及候、御普請御用之外ハ御役所詰ニ不及儀ニ候へ者、触書差出不及候、尤御礼之節者帶鉢ニ而町年寄格ニ而御用達先ニ御礼申上候様可致旨、小林三左衛門殿より御達有之候間、藤野喜兵衛江相達置候、

一、葵湯塩屋円兵衛書付を以、同人借宅前通り博知石町橋際御用地押借仕度、為御冥加橋地西側行馬普請致度趣、願書先番差出置候處、右御用地之義ハ追而御用茂有之候間難被仰付旨、昨日小林三左衛門殿御達有之、中林九兵衛へ右之趣申聞、書面下ケ遣し候、

十一月廿五日、前机壱脚松前内蔵殿内お初殿、本尊釈迦如来像一体同おつた

殿方

右者法幢寺江被致寄進候趣付、同寺代龍雲院代印ニテ書面出ル、

一、御用達六人方法幢寺御普請付寄附金六百兩差上度旨、〔藤野・伊達・西

川・岡田・岩田・宮川〕願書差上ル、

一、法幢寺寄附物之義付願書差出候半々、町年寄一同、尤、藤野喜兵衛も連

名可致、則奥書印形可致旨被仰渡候、

一、蟻崎四郎左衛門殿御病身全快ニ而御出勤被成候處、今度法幢寺御普請掛り被仰付候趣、小林三左衛門殿御達候、

一、松明・草鞋、蝦夷地并在々先日調書を以被仰出候通明年相備、已来年々詰替無相違備置可申旨、御請書請負人并在々共都合二冊、小林三左衛門殿江差上候、

一、市中御百姓宗門人別相改御帳并惣目録左二、

家数四百三十二軒
人數五千五百五十四人
内訳
男七百五十九人
女七百九十五人
田中九八持

家数五百四十六軒 人數千九百九十人 内訳 男三千三百三十一人 女九百五十八人	家数四百廿四軒 人數千六百一人 内訳 男八百四十九人 女七百五十三人	家数四百七十三軒 人數千四百九十一人 内訳 男七百廿三人 女七百六十七人	家数四十五軒 人數四十五人 内訳 男八百三十四人 女七百七十八人	家数四百五十三軒 人數千六百十一人 内訳 男八百三十四人 女七百七十八人	家数四百九十三人 人數合八千三百九十三人 内訳 男四千三百九十一人 女四千六十九人	家数四百五十三軒 人數合八千三百九十三人 内訳 男四千三百九十一人 女四千六十九人	家数四百九十三人 人數合八千三百九十三人 内訳 男四千三百九十一人 女四千六十九人	家数四百九十三人 人數合八千三百九十三人 内訳 男四千三百九十一人 女四千六十九人
宮川半右衛門持 中林九兵衛持 野坂吉六持 炭竈分 加藤専右衛門持	中林九兵衛持 野坂吉六持	野坂吉六持	炭竈分 加藤専右衛門持	中林九兵衛持 野坂吉六持	中林九兵衛持 野坂吉六持	中林九兵衛持 野坂吉六持	中林九兵衛持 野坂吉六持	中林九兵衛持 野坂吉六持
右者当未年市中宗門人別相改相違無御座候、認メ先例ニ付略 差引テ家数廿五軒過上、人數三十二人過上 男三十六人過上 女四人不足	右者法幢寺普請付寄附仕度旨願書三通、御奉行蟻崎四郎左衛門殿へ差上候、	右者法幢寺普請付寄附仕度旨願書三通、御奉行蟻崎四郎左衛門殿へ差上候、	右者法幢寺普請付寄附仕度旨願書三通、御奉行蟻崎四郎左衛門殿へ差上候、	右者法幢寺普請付寄附仕度旨願書三通、御奉行蟻崎四郎左衛門殿へ差上候、	右者法幢寺普請付寄附仕度旨願書三通、御奉行蟻崎四郎左衛門殿へ差上候、	右者法幢寺普請付寄附仕度旨願書三通、御奉行蟻崎四郎左衛門殿へ差上候、	右者法幢寺普請付寄附仕度旨願書三通、御奉行蟻崎四郎左衛門殿へ差上候、	右者法幢寺普請付寄附仕度旨願書三通、御奉行蟻崎四郎左衛門殿へ差上候、
一、金六百兩御用達六軒、金四百兩請負人十三軒、金百五十兩問屋十二軒、	一、金六百兩御用達六軒、金四百兩請負人十三軒、金百五十兩問屋十二軒、	一、金六百兩御用達六軒、金四百兩請負人十三軒、金百五十兩問屋十二軒、	一、金六百兩御用達六軒、金四百兩請負人十三軒、金百五十兩問屋十二軒、	一、金六百兩御用達六軒、金四百兩請負人十三軒、金百五十兩問屋十二軒、	一、金六百兩御用達六軒、金四百兩請負人十三軒、金百五十兩問屋十二軒、	一、金六百兩御用達六軒、金四百兩請負人十三軒、金百五十兩問屋十二軒、	一、金六百兩御用達六軒、金四百兩請負人十三軒、金百五十兩問屋十二軒、	一、金六百兩御用達六軒、金四百兩請負人十三軒、金百五十兩問屋十二軒、

十一月二日、金五十両小宿一同より前同様、前書寄附金願之通被仰付候、尤、御書取を以明申年より四ヶ年割二上納方被仰出候付、向々江拙者共より申渡候、十二月五日、昨夜六ツ半時より今朝迄地震數度有之、当番急キ相詰候、夜廻り火之用心向格別入念相聞候様町内時廻り江可申付旨、宮川半右衛門へ達ス、十二月六日、今朝も地震兩度有之、御備米御備金付、明年より御城下并同付東西村々より蝦夷地鮮取二相越候もの老人付早切数四十五本ツヽ之見込、壱本付錢十五文ツヽ為差出候義者、江差表二而も右様之廉有之候間、若亦二重二相成差支有之間敷哉、先頃御沙汰付、御備米調之廉より相除キ書上候後、江差表へ問合候處、同所ニ而者全同付之分斗り見込ニ而、御城下より蝦夷地行鮮取二者何も差支無之旨、吉村彦兵衛・村上弥惣兵衛兩人より返書至來いたし、其段御奉行所へ申上候處、御用ノ間へ御窺の上、御備米之廉へ組入差支無之旨被仰出候趣、蠣崎四郎左衛門殿御達有之候間、同役へも通達致、名主一同へ茂申聞候、

十一月十二日、白鳥形部書付を以、配下江良町村社人佐々木守治事、此度左京と改名仕候旨御届書昨日差上候處、是者社人改名之節是迄御届書二而出し來候得共、此度より來共願書いたし為差出候様、蠣崎四郎左衛門殿より被仰付候間、白鳥形部代與美江申達、右届書同人江相下ケ候、
 一、万屋専左衛門御請負東地シツナイ・ウラカワ・シャマニ、是迄金主証人栖原屋庄兵衛方ニ御座候處、此度双方熟談の上、同人義者相離、已來者藤野喜兵衛・岡田半兵衛兩人ニ而金主証人仕候間、御聞済被下置度趣、一昨日双方より願書差上候處、願之通被仰付候趣、
 蠣崎四郎左衛門殿より御達有之候間、万屋専左衛門、栖原屋庄兵衛、藤野喜兵衛、岡田半兵衛、右場所宿河内屋增右衛門、右一同へ申達候、

一、御備米御藏、先日十三ノ港能登や長七ヘ切組申遣候節、御用達より来春迄借入金百両之内八十八両二分長七ヘ相渡、残金拾壱両二分、此度御藏石垣積方石運方共、窓濟の上、石工甚吉江申付候二付、右代之内、前分残金拾壱両二分、今日西川准兵衛より甚吉へ相渡候積り、

松前内蔵殿
蠣崎将監殿

右者松前三郎兵衛殿帰府付、蝦夷地御固井御取締向被仰付候、十二月十六日、上ノ国両社鳥居新規御建立二付、入用品々并御代參等之書面差上候、

一、油紙包箱入御状壱通

鈴木紀三郎様 牧野備前守内

下國貞太郎様 小出善助

右者新潟町奉行所出之御状、御船叶丸御米積入於當所ニ浮団ニ相成、水主仁人と申もの態飛脚ニ差下し、一昨夜至着付相達候間、名主九八を以御用部家御届申上候、

一、種市善太夫より新潟ニ而御米積入之係浮団相成、明春二月初旬出帆ニ而罷下リ申度、態人差下し候、尤、秋末ニ罷成候而も出船仕度心配いたし候而罷下リ申度心掛候へとも、節後レ付無拠団舟仕候趣、委細書状ニ而私共へ申越候處、十四日ニ至着いたし候間、昨日桜庭梅太郎より御番蠣崎四郎左衛門殿へ御用部家ニ而申上置候、

一、龍雲院より正月五日法幢寺ニ而御規式之義如何相成可申哉伺吳候様役僧二而申参り候間、御番小林三左衛門殿申立候處、伺之上被仰聞候二者、御

寺焼失付無余義候間、龍雲院二而御寺同様御規式被為在候間、御寺住持者慎罷在候間、龍雲院住職二而仕来通被成候間、其舍ニ而追而其筋へ相伺、無差支様取斗へ可申、尤、法源寺・寿養寺両寺者年々御寺へ罷越、御取扱し可申候、尤、御寺ニ無之候間參り兼候様申居候半々、其併ニ而可然哉、

も有之候間、是又御盃も被下候故、其節者右両寺へ同様ニ龍雲院より使差遣され兼而龍雲院ニ而其筋へ相伺候而程能取扱候様可致旨、小林三左衛門殿

より被仰聞候間、役僧呼出ス候而右之趣委敷申談道候、

十二月十七日、万屋専左衛門書付を以、御用御菓子之儀、是迄御用被仰付難有奉存候、依之願上候茂奉恐入候得共、私弟佐次郎と申者先年江戸表江為差登菓子製方稽古為致親類江養子差遣置、此節藏町住居仕、菓子渡世仕罷在候間、御差支之御儀無御座候半々、同人江御用看板共相談申度奉存候間、何卒願之通被仰付候様願書差出候間、奥印仕差上候、

一、藏町佐次郎より書付、前同断私方へ御用被仰付被下置候様書面差出候間、同様奥書いたし差上候、

十二月十八日、先日善光寺寄附金八十兩江指表より相廻り候分、小林三左衛門殿ヨリ御預り申置候分、今日内御役所へ相納候付、右八拾両小林三左衛門殿御渡申上候、

一、蝦夷地善光寺普請付、当所重立候もの寄附仕候高金百五十両之内、此度

廿両御用達月行司西川准兵衛・岡田半兵衛両人より為相納、右廿両小林三左衛門殿へ差上候、右之訛者此節金百両善光寺ニテ入用之由、然処江江差より金八拾両相廻り候分、内御役所へ相納、箱館御収納金ト操かい候由、不足

廿両付右之廿両相納候様、小林三左衛門殿御達付、御用達申付取斗候、一、栖原屋店勤中二手代九兵衛引負之金子、先達より追々栖原主人共徳兵衛手

代弥七より願出候二者、九兵衛方より出金相成候様書面差出、段々取扱、漸々今日金子并諸証文九兵衛方より栖原店へ相渡、内済証文為差出事済ニ相成候、尤、委細者別紙栖原店より差出内済証文に有之候、

十一月廿日、栖原屋九兵衛引負一件不残済口付、北村徳兵衛煩ニ付代弥七印形ニ而内済証文出、御奉行所へ入御覽ニ置候、

一、御備米付前浜并在々共鯉取之ものより老人四十五本と見込、壹本付錢拾五貫文ツヽ可差出之分、五月場所より登候上ニ而差出度趣申出候へとも、夏登り之節者差置と不分事故、當時下り節取立可申段、新井田周治殿より伺ノ上御聞済相成、名主中林九兵衛江申達、

一、上ノ国毘沙門并八幡宮共両社江鳥居御普請被仰付替出来付、御代参之儀奉伺候處、正月御代参之節ニ而者如何可有之哉之旨、社人小滝伊織江相尋候處、正月御代参之節ニ而も可然様御答ニ罷出候、

一、上ノ国毘沙門并八幡宮鳥居開見御神樂付、左ニ御神酒三升、御洗米壹俵、其外品々別紙ニ、右供物之分金子壹両壹歩一朱御仕切ニ被仰付候、外ニ御初穂金式朱被仰付候、御勘定所より相渡ス、

一、大枝松四本、外小松四十本

一、同四本

一、大枝松四本、外小松十四本

一、同四本

右之通年々相渡候趣、名主田中九八より申出、御用番へ申上候、

十一月廿一日、木村山城、社地之東畠地之内江同人家作仕度旨願書差上ル、

一、法幢寺江是迄門松式向へ名主を以遣置候得共、來正月之儀者御墓所御靈

法幢寺
阿吽寺
光善寺
八幡
神明宮

家前江者御年長家より松飾りいたし候間、例年法幢寺へ遣候式向へ者遣し不
及、龍雲院之儀者法幢寺之代ニ御用向被仰付相勤居候付、此度門松壱向へ
名主を以龍雲院へ差遣し候様、新井田周治殿御達ニ付、当番名主中林九兵
衛江申達候、

一、エトロフ・クナシリ両所ニ而十二月七日之御祝義有之候得共、外場所ニ
無之事故、明年ヨリ御止メ被仰出候間、藤野喜兵衛・関東屋両人江相達候、
十二月廿七日、明年より御積米付、町代共一同格別骨折候間、一ヶ年ニ壹度宛
も御目見被仰付候様ニ仕度趣半切へ認メ、町年寄四人印形無之當テ名なし
二而今日御奉行所へ伺書差上申候写左二、

乍恐書付を以奉伺候

一、市中町代共之儀、年来町内取締方行届、無滞相勤難有仕合奉存候、
且、明年より別段御積米ニ付取立ニ相成候廉も多有之、手数も相掛り候
付、格別之骨折ニ也可有之与奉存候、依之奉願上候茂恐多奉存候得共、

一ヶ年ニ一度成とも御目見被仰付被下置度奉願上候、右願之通被仰付
被下置候半々、以来共格別之出情相勤、万端行届可申与奉存候間、御
差支も無御座候半々、乍恐宜敷御沙汰被下置度、此段奉伺候、以上、

十二月廿六日

村山伝兵衛
桜庭梅太郎

【天保七年】

村山重左衛門

〔端書〕 「天保七丙申年始り。六」

一、当正月被仰付候市中一同より日掛錢之義、追々取立、名主・町代共ニ而預
り置候分不残御返ス被仰渡候、尤、別段十ヶ年ニ三万俵御備米被遊候付、
日掛錢之義者御免御返し被仰付候間、委細者追而之事、

一、九兵衛より松原屋庄兵衛・吉田屋善右衛門引請之分、
栖原屋御役所におゐて呼出し、式百拾両相渡、奥印証文相返し申候、

一、市中・町代共一同此度十ヶ年御積米御積金被為遊候付、一同不容易骨折
り被仰付候間、名主へ相達、尚又、町代不残呼出し、右之趣申付候、
一段之事に被思召、右付、来申年より表御札御目見壹ヶ年ニ壹度年始御札斗
一、来申年御米代江戸表へ為御登三千式百両有之候間、当所おゐて六月上旬
ニ御下ケ被成候間、七月朔日より五日迄ニ江戸御家敷江上納いたし候様、為
替之義請負人共江被仰付候間、來陽申付候積り、

一、市中一同より法幢寺普請付寄附仕度旨、昨日名主連印之書面差出置候處、
当年ハ度々割合等差出候義有之候間、寄附金高願之内半金寄附為致可然、
来春より材木五千石目御取寄之節者日雇を以取運為致候へとも、石数之材木
故、殊ニ寄人足差出候義も可有之候間、相心得居、右寄附金半減ニ申付候
様、蠣崎四郎左衛門殿御達、其旨名主一同江相達ス、

一、金式百拾五両三歩一朱

右者法幢寺御普請付、市中一同より寄附仕度旨、持々名主五人連印之願書差
出候間、奥印いたし、蠣崎四郎左衛門殿差上候、

〔奥端書〕 「天保六未ノ五終五。」

張江又八

天保七丙申年日記之内
拔書左之通

正月三日、当年始而御礼、市中町代共御扇子壱箱ツヽ献上、壱人ツヽ御年男

御附添 御披露有之、名前左之通、

町代 惣社堂町三四郎、唐津内沢町宗治郎、東町庄左衛門、湯殿沢町政吉、

生府町孫兵衛、泊川町利左衛門、トラメキ町長兵衛、上野町治郎吉、

中町吉兵衛、横町治郎兵衛、西館町清吉、大松前町嘉兵衛、川原町儀八、

伝治沢町甚兵衛、端立町仁右衛門、以上十六人、

右之通無滞御礼相済、其後村々名主代ニ出候年寄共御年長家江罷出、御年

同申上候、

一、唐津内町丁代又藏、枝崎町丁代藤八兩人義者今日罷出不申候旨、新井田

周治殿江書上置候、外御礼之義者是迄之通不写略、

一、市中町代御礼順之儀者町代相勤年数を以取極申候、

一、法幢寺御普請付、市中より寄附仕度趣、旧冬畫面差上置候、然處半減二被仰付、上納方申年より亥年迄四ヶ年ニ被仰付候、

一、箱館附在々方西蝦夷地江鮮漁ニ相越船々方御城下同様早切壱本付錢十五文ツヽ市中御備米付可差出様ニ申付候間、如何有之哉、此段蠣崎四郎左衛門殿相伺候處、箱館奉行江御談の上、御沙汰可被成趣被仰候、

一、御奉行始御役所一同精勤御調付、已來勤仕帳ニ而引籠願合等相記可申旨、取締方江被仰渡有之趣、張江又八江申談候旨申聞候、此段名主中林九兵衛へ達ス、

一、正月三日、町代始テ御礼付、左ニ記置、

御年男 工藤八郎右衛門殿

御奉行 新井田周治殿

町年寄 桜庭梅太郎

一、箱館付在々方西蝦夷地鮒取ニ罷越候もの当所ニおるて御判頂戴仕相越候間、早切壱本付十五文ツヽ御積米之廉江當所振合を以取立候而不苦趣可有之哉伺上置候處、此義者箱館表ニ而相納候へ者二重ニも可相成哉、差免し候而可然旨、今朝蠣崎四郎左衛門殿方御達有之候間、宮川半右衛門へ申達置候、

正月十四日、去末年御運上金替納、壱番・武番・三番迄例年之通御褒美として左ニ被下置候、

壱番替納 福嶋屋新右衛門 武番 沢田屋久兵衛

右者御奉行所御座鋪おるて三人之者御敷居之内江入、当番町年寄立会被下置候、金子者兼而内御役所より請取銀包切のし水引ニ而結、

正月十六日、金五百疋宛 竹屋彦左衛門 万屋専左衛門

右者御積金掛り付、御目録被下置候、

一、旧冬被仰出候日掛錢御免之儀被仰渡之節、町々方惣代として可罷出者名前書、名主より差出候間、蠣崎四郎左衛門殿江入御覽候處、右日掛錢之義延々ニも相成候間、早速取斗候様、昨日茂御用之間より御沙汰有之候付、明十七日申渡相済候半々明後十八日より割返ス取斗可申旨被仰付候間、宮川半右衛門江達、

一、金武朱 錢式百五十文 村山伝兵衛

名主田中九八
右者去年中替勤付御褒美被下置候、

一、日掛錢之儀付被仰渡之義有之、町々方五人三人ツヽ惣代として都合七拾

二人江町代差添罷出候處、當年^カ十ヶ年御備米、五ヶ年御備金之義被仰出
有之候付、右日掛錢者已來御免被仰出候旨、蠣崎四郎左衛門殿^カ被仰渡候、
尤、昨年中市中^カ差出候日掛錢之義者割返^ス被下候旨被仰付候、右被仰渡
相濟候後、町年寄・名主共御奉行衆御詔所へ御礼申上候處、割返之節二者
町年寄・名主立会銘々呼出ス、一ト廉も間違無之様取斗^ヘ可申旨被仰付候、
正月廿六日、ヒクニ一件之囚人、唐津内町弥兵衛雇船頭長之七、此外水主引
合之もの五人共御呼出し於白瀬^ノ津輕家役人三上兵司其外江御渡、昨廿五日
櫻庭梅太郎、津輕家役人江届罷出候、但、正月廿二日着、弘前家中郡方調
役三上兵司上下三人、横目役栗原慶助、御足輕成田久兵衛・藤川留吉・小
野子之助、御同心田中金治郎・松本銀藏・安藤多治郎・坂本平太郎、

右之通、上下拾老人、宿工藤忠兵衛方止宿致居候、外ニ御扱方四人船中二
罷在候名前、三廄ノ円次郎、与三郎、伊三郎、源藏、

一、昨廿三日、津輕家中三上兵司其外止宿工藤忠兵衛宅江村山伝兵衛繼片衣
二而罷出候、津輕役人江見舞申聞候、

町奉行下役
村山伝兵衛

一、タカシマ場所跡年季奉願候付、為御冥加金百両此度奉上納度趣共、西川
順兵衛^カ願書差上候、
一、子モロ領シコタン嶋^ノ為心見鱈漁業之手配番家等取建漁具も差廻、追々
漁事も有之候^ヘ者多少冥加金差上度趣之願書、藤野喜兵衛^カ出ル、
一、日掛錢割返帳五冊御用番へ上ル、名主五人分、右日掛錢帳江添書左二、
金百廿三両三分二朱ト毫貫七百八十五文 内訳、
金廿三両三歩一朱ト錢三百四十五文

加藤專右衛門持

金三拾武両三分ト錢五十文
金廿式両三分ト錢五百五十文

宮川半右衛門持
田中九八持

金廿四両三分二朱ト錢百廿文

中林九兵衛持
野坂吉六様

右者去未年正月中被仰出候日掛錢、市中之ものヨリ相納候、今般御割返被
下置、私共立会之上、逸々相渡候處、一統難有奉請取候、則御請印仕候、
別帳十九添、此段奉申上候、以上、

申ノ正月廿六日

村山伝兵衛
櫻庭梅太郎
張江又八

右之書付帳面五冊添上ル、

村山重左衛門

一、大工頭七郎兵衛、彦之丞連印書付を以、今般法幢寺御普請付、他所大工
案内之者御取寄可被遊哉之旨奉承知候、依之奉願上候茂恐多奉存候得共、
是迄寺社建立之節他所大工取寄、當所大工取交り普請仕候儀も御座候得共、
全當所大工斗リニ而普請仕候寺社も所々ニ御座候間、世話棟梁之もの江茂
申談候處、此度之御普請當所大工共江被仰付被下置度奉願上候、然上者大
工共晴レニも相成候間、精々入念聊手抜無之早我取候様可仕旨大工共一同
奉願上候趣願書老通り、外ニ工数作料書老通江御普請掛り町年寄三名ニテ
作料江老割増被下度旨書添、蠣崎四郎左衛門殿江差上候、

一、津輕御家來中此度工藤忠兵衛方ニ滯留中賄方等之入用出役方^カ相拵候間、
書上候様被申付候付、如何仕可然哉之旨、忠兵衛伺出候間、御奉行所へ申
上候處、三上兵司上下三人、栗原慶助、足輕四人、同心三人、右拾老人者
是迄之通此方ニ而被下置候間、出役江其旨申立書出スニ不及候、尤、昨日

此方より引渡候長の七船水主五人、外ニ出役召連四人之ものは迄船中江差置候得共、昨日忠兵衛方へ差置候由、右九人分者賄等出役江書出し不苦旨被仰付候間、其段忠兵衛へ申達候。

一、東西場所々壱ヶ所付幕串百本ツ、相備置候様被仰出、昨日蠣崎四郎左衛門殿より村山重左衛門へ御達御座候間、今朝御用達・請負人一同呼出し申達候、尤、本幕串ニ無之候而も宜候間、野たるき様之もの七尺程ニいたし、上江幕を引掛候處を釘ニ而も打付、下タハ土江差込候様ニけづり会所々江備置候様申達候、右御請書者追出來次第印形為致候積り、

一、津軽家中三上兵司・栗原慶助、風順次第出帆付、桜庭梅太郎継肩衣着用旅宿迄暇乞三罷出候。

正月廿八日、今日御礼後於 上御台子之間御収納出情付、御褒美被下置候旨、御月番蠣崎將監殿より被仰渡候、左之通、

御肩衣一ツ宛 村山伝兵衛・桜庭梅太郎・張江又八・村山重左衛門
金武百疋ツ、名主加藤專右衛門・宮川半右衛門・田中九八・

中林九兵衛・野坂吉六

但、町年寄者御敷居之内迄罷出候、名主ハ御敷居之外迄罷出候、肩衣者染浅之肩衣着用致候、序ニ 内御役所へ御礼申上候。

一、津軽家中三上兵司方へ先日村山伝兵衛着届罷越候節、津軽之長の七船組水主五人、是迄旅人宿江御預ケ中之旅籠其外入用品代相払申度候間、書付いたし吳候様申聞候付、御奉行所御吟味役所江申上候處、右賄等者此方ニ而被下候間、其段津軽家江挨拶ニ及候様被仰付候間、今日村山伝兵衛假乞ながら罷越、前段之挨拶ニ及候積り、

二月二日、クナシリ・リイシリ・レフンシリ三ヶ所当年限季明付、明酉年より

向卯年迄引続七ヶ年御請負仕度、尤、クナシリ者元御運上金ニテ、外武ヶ所之義者近年相應之漁事仕候間、此度限り金百両為御冥加奉上納度趣願書差出候間、奥印いたし、新井田周治殿江差上候、尤、藤野喜兵衛より願出候、

一、フルウ御場所引続請負被仰付度旨願書、尤、此度限り金五拾両為御冥加差上度旨共願書差上候、

一、旧冬市中御備米仕法申上候節為御称名主五人江被下置候御紋付麻上下御注文ニ相成候處、出来付御下ケ相成候間、内御役所へ請取三名主先ニ遣し可申様、蠣崎四郎左衛門殿より御達、

一、高嶋場所之義、明酉年より卯年迄七ヶ年請負被仰付候付、為御冥加金百両此度限り上納仕度旨願之通、同様西川准兵衛江被仰付候、秋味之儀者五百石以上積取候節百石付金廿両ツ、切廻ニ相成候節、右廿両之四ツ割三ツ分上納可仕候、右請書新井田周治殿被仰渡候、

一、マシケ并浜マシケ両御場所、是迄之御運上金を以引続請負被仰付度旨、伊達林右衛門願上候、尤、為御冥加金武百両献上仕候趣共願書差上候、

二月六日、リイシリ・レフンシリ・クナシリ年限季明付、跡年季願之通り被仰付、尤、御冥加金百両之義者法幢寺御普請掛り被仰付格別之義ニ候間、右獻上不及、其儀共工藤喜兵衛へ相達、

一、市中之もの鮓漁業御判願之儀、是者問屋取次ニ而沖ノロへ直願候へとも、當年より沖ノロ江名主より之願書相認メ問屋へ相廻ス、夫より沖ノロへ相願候積り、右者市中備米付鮓百束より三束ツ、取立候義者誰々鮓取候哉名主ニ而不存候而者不相成候間、御判願名主へ申出、夫より沖ノロ願候様仕度相伺候處、伺之通御問済被仰付候、蠣崎四郎左衛門殿より御達、

一、異船^(ヤシ)並怪敷船見懸候ハ、早速注進可申上趣、東地請負切替之節請書

し無之橋舟者網船共取上ヶ可申候、猶又、鮒取御判所持無之候者ハ同様網船取上ヶ可申事、

一、市中備米付鮒百束二三束ツヽ取上ヶニ相成候付、右取調三名主并町代相廻候間、其時之直段を以代金ニ而町御役所江持參相納可申事、

一、材木屋之もの人數御定被下置候付、類商売之もの堅く不相成并挽物等之儀も材木屋扱之事ニ可有之候、切組家藏とも同様之事ニ候、

一、附船人數御取極被仰付候付、類商売堅く不相成候事、

申二月

右之通市中江御触出ス被成下度旨、先番重左衛門江名主ル申出候段申繼有之候間、新井田周治殿江申上候処、御聞届相成候、尤、船手之儀も有之候間、沖ノ口下代江為心得之申遣候様被仰付候、

一月十二日、旅人宿甚太郎義、御取調之儀有之御尋被遊候処、申立方粗語いたし候付揚家被仰付候間、旅人扱方之義者旅人宿喜右衛門へ被仰付候間、

其旨申達候様、工藤茂五郎殿御達付、旅人宿喜右衛門申聞候、猶又、為心之榮太郎へも申聞候、

二月十三日、当九日夜九ツ時頃、乙部村初鮒少々郡來候付、旧例の通、上ノ國古差添忠四郎鮒五十疋入四箱江差付御印鑑ニテ昨夕方當着いたし候間、

御小書院江五十疋入壺箱、外ニ御家老中・御用人中・町御奉行衆・江差奉行衆・町御吟味役衆壺軒ツヽ町方を以相廻候、尤、是迄無之儀者候へとも、御勘定所御例頭御目付吟味役沖ノ口藤田駒木根一席へ人數丈ケツヽ町方ニ為持、初鮒故新井田周治殿古被仰付相廻候、尤、逸々名主の方ニ扣有之候事、

二月十四日、昨夜中、白神村横澗と申所ニテ少々初鮒郡來候付、今朝注進有

之候、

二月十六日、御手元金是迄三拾両ニ付御益金壹歩ツヽ上納仕来候得共、内御役所御積金者金廿五両ニ付壺歩ツヽ上納為致相混紛敷候間、以来者御手元金之義者金廿五両壺分ニ上納為致候様、御勘定奉行岡本時藏殿古桜庭梅太郎へ御達有之候、

一、年々蝦夷地東西勤番中通行之節人馬賃錢相払致通行仕来候得共、当年古勤番中江右駄賃御渡相成不申候間、其場所ニおるて不相払通行いたし候条付旨、昨日蠣崎四郎左衛門殿御達有之、尚又、右駄賃の義者追而賄其外売上物代等書上候節同様駄賃も書上御払可請之旨共御達有之候間、請負人一同手代呼出ス申付ル、尤、駄賃帳者勤番中持參為相記候義者可心得旨共相達、

二月十九日、江差在休木戸・五勝手村迄當十一日夜四ツ時鮒群集候趣相應に網掛り有之由、吉村彦兵衛・村上弥惣兵衛古至來、御役人様方へ御配り鮒十七箇添御印鑑付繼來候、左ニ、御家老様六人江五十疋入壺箇ツヽ町御奉行御兩人同壺箇ツヽ江差御奉行御兩人右同断、町御吟味役四人江右同

断、メ十四箇、町年寄五十疋入式箇、名主壺箇、

二月廿一日、御幕串之儀、壺ヶ場所百本ツヽ相備置可申義兼而被仰付候得共、今般御沙汰直リニ相成、松明・草鞋相備候ケ所割振可相廻趣被仰付候、尤、右之御備向別紙心得向之御書取有之、則、御用達・請負人江も相渡為相心得申候、壺ヶ所者百本、二ヶ所之場所者五拾本ツヽ、三ヶ所者三拾三本程ツヽ割振可申候、若五ヶ所七ヶ所多之場所者壺ヶ所ニ廿五本ツヽ可相廻置候趣共申付候、

一、長崎俵物煎海鼠・白干鮑之儀、近來出方相減候付、拔荷蜜壳等無之出進候様、去未十二月廿二日於江戸表御勝手御掛り 御老中様(主)御書付を以御達之趣、今日御用達・請負人・問屋始、博知石町、生府町、惣社堂町、伝治沢町、寅向町右町代并其外御當所付村々名主御呼出スの上、於御座鋪新井田周治殿ヨリ委細被仰渡候、猶又、右付御請書御統渡之上、一同印形被仰付、右書面類長崎掛り村山伝兵衛方ニ留置候、

一、宮ノ歌村字ヲチコ沢与申所前浜今朝六ツ時頃鮓薄群來之趣(主)住進二候、白府村字ヲ、ミ崎与申所前浜ヲチコ沢前浜迄厚群來之模様ニ候由申來候、尤、此間中カ今以時化廻りニ付兩村共思惑の通り取揚兼候趣御座候、

一、市中備米御藏四間十間之土蔵毫ヶ所、四間八間之板蔵毫ヶ所、当年二ヶ所相建候付、右土蔵之屋根瓦秋田路ニ而瓦師有之出來候間、御注文被仰付度旨、横町紀の國屋半左衛門兼而願出候付、直段積り書上候所左二、

四間十間之土蔵毫ヶ所（但、片屋根分、片間六丈四尺、梁間毫丈五尺五分）、兩屋根ニテ凡五十三坪八分三厘、此處江ひら瓦・化粧かわら逸々別帳ニ上・中・下三段直積り、

上々百九拾四貫六百三十毫文 此金廿八両弐分毫朱ト錢四百六文
下々百六拾三貫七拾六文 此金廿四両毫朱ト錢三百五十五文

右積書を以御番新井田周治殿江相窺候処、蠣崎四郎左衛門殿与御談之上二而中直段之瓦可然旨被仰付候間、同役談之上、名主田中九八立会之上、紀伊国屋半左衛門呼出ス申渡候、追而請書差出候積り、尤、右者至着之直段、海上者向持二御座候、

一、右御備米之藏地最早雪消二相成候間、追々地扱仕度候付、御用透之節地

所御見分御取究被下置度趣申上置候、

一月廿四日、今夜中寅向町沖合少々鮓群集候、

一、前浜并在々共鮓漁御扶持家ニテ致鮓取候分、御百姓同様冲ノ口(主)御判取之、其上市中御備米付百束付三束ツ、取立の分是も無相違可差出分、席々江被仰付其筋へ御達有之、名主共相心得済見廻り、右三分方之鮓役取建可申趣、新井田周治殿ヨリ御達付、名主一同江相達候、

一月廿六日、昨日カ今朝迄之内、福嶋村(主)白神迄相応之鮓群來申候、

一、ヒクニ一件付、請負人沢田屋久兵衛儀者改慎被仰渡候、

一、前同断之義付、唐津内町弥兵衛義家屋敷御引上ケ、当人義者松前構被仰付候、尤、家屋敷之義者改而母江被下置候段被仰付候、

一、馬形町角兵衛儀、弥兵衛親るいニ而取斗方不宜候間、風呂株家屋敷御引上ケ松前御構被仰渡候、尤、右風呂家株家屋敷之儀者改而妻子江被下置候旨仰渡候、

一、ヒクニニ而取調子候古組御足輕松江五郎右衛門不行届之儀付、新組御足軽へ御操下ケ被仰付候、伴五郎八儀も古組ニテ相勤居候得共、是又同様御操下ケ被仰付候、右之趣、御目附御立会、御用番蠣崎四郎左衛門殿ヨリ被仰渡候、尤、御一同出席、町年寄・名主懇茂寵出申候、

二月廿七日、昨夜中荒谷村辺鮓群來申候、

一、藤野喜兵衛御呼出し、蠣崎四郎左衛門殿(主)御直ニ御申渡被仰付候趣、左之通り子モロ場所出產鮓塩引之儀義者獻上并別段御用其外御配り等之御入用有之候ニ付、是迄同所カ江戸表へ直轄毫番(主)五番迄ニ船々塩鮓弐百八十尺宛積入候内、八十尺者箱入いたし為差登來候処、右ニ而者員数不相揃江戸表おぬて獻上御差支相成候間、前書弐百八拾尺之内、獻上并別段御用ニ

而差上候百四拾尺者箱入いたし、同断御扣百四拾尺者筵二而箇立、外ニ御配等之分六百尺、都合八百八拾尺宛以来直帆之船々江壹艘每ニ積入為差登可申旨、今般改而被仰出候間、此旨相達候。

三月二日、子モロカ江戸表江獻上鮓為差登候分箱入候得共御扣百四拾尺者筵包仕候而為差登候趣、兼而申付候、然處、右筵包ニ而者塩も流れ毛色も損じ候間、船々之内積込候而者如何可有之哉之旨藤野喜兵衛方申出候、然處、右筵包之義者江戸表方御注文ニ候間、矢張御扣鮓者筵包可為差登様、藤野江可申付趣、新井田周治殿方御達付、則藤野喜兵衛手代時四郎罷出候付、申付候、

三月四日、土用入当所前浜群來鮓之儀、二月朔日ひかん入候処、其後鮓取共占御祈祷いたし神闘候得共、右日取ニも群來模様無之而已ニ今日土用入相成候間、此上者何卒御憐愍を以御上様カ七社江御祈祷被仰付被下置度旨、鮓取占向々名主へ願出候趣申立候間、新井田周治殿江申上候処、早速御披露被成下、御閑届相成候、依之社頭白鳥形部御呼出し之上、右之趣御吟味役新井田嘉藤太殿被仰渡候、御初穂之儀者内御役所占御渡之積り、

一、鮓漁中外漁決して不相成旨兼而御触出し御座候処、此節生魚も相見得候間、若心得違ニ而外漁致候もの有之候而者不相成候間、猶又、嚴敷申付候様被仰付候付、名主一同江申聞候、鮓大漁御祈祷之義者八幡宮江七社勧請之上、社家集り祈祷修行致積り、

一、小松前沖ノ口御役所下タ有之同町番太郎屋家之儀御用有之為取扱候積り兼々被仰出御座候付、右近辺ニ湯殿沢町番太郎屋敷与申もの前々カ水帳江も相認メ有之候間、湯殿沢越前屋政吉南角用地江同町番太郎相移、小松前浜二而湯殿沢番太郎立退候跡江小松前番太郎差置候様仕度、名主宮川半

右衛門申出候間、新井田周治殿江御窺申上候処、差支も有之間敷候旨被仰付候付、書面を以申上候様半右衛門江達置候、

一、小松前町番家之義、是迄冲ノ口御役所前ニ有之候得共、同所之儀先度伊達林右衛門占拝借願も御聞済相成居候間、右番家者小松前本間屋辰三郎脇通り浜江下リ小路入口之処馬行側迄三間も有之手広候間、右之処番家引移可然哉之旨相伺候処、御差支ニも相成間敷旨被仰聞候、是又書面ニ而申上候様、名主半右衛門江申聞候、

三月五日、前浜初鮓今晚八半時過占群來、明方占網入いたし候由、寅向冲占惣社堂冲迄一円、尤、薄群來、

一、荒谷村冲今暮七ツ時過占鮓群來候段注進有之候、

一、群來鮓御見分として御奉行所御吟味役衆、町年寄、名主、書役、町方共罷出候、右御序ニ御備米之御藏所御見分御座候、尤、枝ヶ崎町烟屋七左衛門下タ浜辺御空地江四間二十間之土蔵壹棟相建候積り、生府町浜側西ノ方町はつれ江四間八間之板蔵壹棟相建候積り、御取極メ相成候、

一、山田屋文右衛門書付を以、ユウフツ御場所季明付、御冥加として金百両上納仕候間、跡年季被仰付度旨願書差上候、

三月六日、阿吽寺書付を以、天神之本社五尺四方に拝殿式間三間、右本尊天神之像并本社拝殿共零落いたし候付、御普請御願申度候得共、此度限り自分入用ニ而修覆仕度、尤、是迄者征屋根御座候得共、今度瓦屋根ニ仕度旨願書兼而差出ス有之、昨日御奉行所へ差上候、

一、阿吽寺書付を以、同寺持來リ之半鐘復候間^(マコ)響不宜勤行之用ヘニも相成兼、隨而同寺大鐘先住快盛代 信広公御奥様為 御菩提御建立之旨記縁^(ハ)ニ茂御座候得共、往古焼失仕候而其後大鐘無御座候、依之當時看主寛山

志願付、右大鐘再建仕度候間、願之通り被仰付度旨、兼而願書差上候處、
先年之儀御奉行所より御尋有之、阿吽寺より記縁等書拔入御覽候得共難相分り
儀二付、右願書御取用被成かたく旨御奉行所限り御下ヶ相成候間、同寺役
僧江右之旨申聞、願書・記縁書拔巻冊、外書面半切江相認メ候分毫通不残
相下ケ候、

三月七日、市中備米付、市中并在々共取立方金子之儀者年々以来共三月十五
日限り五月十五日限り而半金ツヽ為相納候方可然旨、兼而名主一同申談候
処、右二而可有之趣付、今日御奉行御揃之上、此段御伺申上候所、夫二而
宜旨被仰聞候間、此段名主一同へも相達申候、

一、藤野喜兵衛手船常昌丸、昨秋敦賀江漂着致候節、取扱申候船道役平井伊
兵衛・毛利右衛門右兩人之義者御当所ニ而問屋頭取様之由、附添才件久左
衛門・小太夫・治兵衛ニ有之候旨、兼而御尋付、同人方より此旨申立候間、
蠣崎四郎左衛門殿書面ニ而申上候、

一、市中御備米当年三千俵買入分、追々買上ケ之度毎何米何程入申義其時々
御用ノ間江申上候様、今朝蠣崎四郎左衛門殿より御達有之、同勤一同江達ス、
一、小松前町番太郎、同町本間屋辰三郎東川岸相建候事、

一、沖ノ口下タニ是迄住居致居湯殿沢町番太郎義、同町丁代政吉南憐角へ引
移候事、

一、同断小松前町番太郎家内住居者湯殿沢町番太郎引移候跡江住居候事、
右三ヶ條、先番宮川半右衛門より書面差上置候處、御聞済相成候旨御達、
一、松前三郎兵衛様無程御渡り相成候節ハ御休所問屋会所御借上ケ之趣被仰
出候間、工藤忠兵衛手代呼出ス申付置候、尤、御通筋之義者福嶋屋新右衛
門小路より御馬出ス、夫より赤御門此節御普請付御櫓下タ坂御門より御入之積り、

其節御通筋除掃方之義、宮川半右衛門江申聞置候、

一、富永八十八・柴田兵右衛門両人之儀、松前三郎兵衛様近日御渡り之節
引船掛け被仰付候趣届出、明日蠣崎四郎左衛門殿申上候積り、
一、名主・町代共一同より前浜初鮓群來候後、鮓并小魚るい沢山ニ見得候へと
も兼テ鮓漁業中外漁事不相成旨被仰出奉畏候、隨而奉願上候茂奉恐入候得
共、近年米井諸品高直付小前之もの共難渋仕候間、ほつけ釣り配繩御免被
仰付被下置度、外漁之義者是迄之通り堅相守可申、何卒願之通り被仰付被
下置候様願上候趣願書江奥印いたし、蠣崎四郎左衛門殿へ差上候、

一、ほつけ立釣り配繩之儀、市中端々漁師共相願候付、名主・町代より願書出
候間、御聞済相成候段御用番より御達付、則名主一同江相達、鮓見掛け石黒
善吉へも相達、

一、小松前番太郎儀、居小家沖ノ口浜手ニ住居罷在候處、
御上り場相成候付見苦敷取扱被仰付候付、是迄湯殿沢町番太郎へかし置御

空地拵借之處へ引移候積り、依居小家早速取扱可申之處、鮓時分ニ而人も
無之候付、五月迄御差延之義奉願上候處、願之通御聞済被仰付候、則宮川
半右衛門へ相達、

三月十七日、前浜鮓漁無之付、生府前浜邊仮家出来、蛭子大明神勧請いたし、
七社之社人相招御神樂仕、右模様ニ寄弥前浜漁事無之候ハ、西在江追鮓ニ
相廻り候ものも可有之、尚又、外漁事も御免願仕度、鮓取一同願出候段、
名主より申出候、尤、御初穂の義者御用達・請負人・問屋・小宿一同より差出
吳候積り、依之御奉行所へも御届申上候、
一、光善寺書付を以、本寺京都知恩院開山勢歛源智上人六百回忌大法会付、
今般書付を以申来、為報恩同寺始檀中より不限多少香料差送り申度、依之先

例二者無之、殊御時節柄願上候茂恐入奉存候得共、尊靈様方御回向御香料為聊共御施物御寄附被仰付度旨願書差上置候處、先例無之事故難被仰付、

願書御下ヶ相成候段御達付、同寺役僧へ申達、願書相下ヶ候、

三月十九日、枝ヶ崎町畠屋七左衛門、工藤忠兵衛下タ浜地所江追々土藏三ヶ所相建申度、御用達・請負人一同申談之上、蠣崎四郎左衛門殿江相伺候處、其積二而宜候得共、半二郎拝借地番太郎地ニ相成居候所者追々取扱候様に不致候而者不宜候間、此旨相心得取斗候様被仰問候、

一、法花寺境内之内、西ノ方町通り空地相成居候地所凡南北五間表口也、裏行南方ニ而東西四間半凡同北之方ニて六間半程、無念流一同々自分限り持寄を以其地所へ稽古場相建申度付願出候旨、四郎左衛門殿より御斬付、同寺へ申談候処、御用ニも御座候間、無質ニ而御用達可申候、尤、品ニ寄追而替地申上候義も有之候半々、其砌者宜奉願上候段、寺并且中惣代三国屋治郎兵衛申出候間、蠣崎四郎左衛門殿へ申上置候、

一、市中備米十間ニ四間之土蔵之内、積下り船昨夜着舟、則木品之内、三間半斗（巾六寸、角毫尺）二本、屋根板（巾九寸、厚サ一寸三分）三百五十枚、登り木式間ノ八寸四十八本、桁二間ノ七寸廿本、右宿利兵衛、十三ノ福松乗ニ而参り候間、沖ノロ江御廻ス申立之上遣候、

三月廿二日、生府御備蔵建所兼絵図、今朝蠣崎四郎左衛門殿差上置候、

一、昨日前書之通御聞落相成、尤、板蔵之ニも候間、くれ屋根いたし、早速相建候様、蠣崎四郎左衛門殿御達、同勤中へ通達いたし置候、

一、市中小前之もの一同為凌鮓始納中ニ御座候へとも、此節鱗、ほつけ之類沢山三相見得候間、さし網并やす入御免被仰付度旨、町代・名主共より書面差出候間、奥印いたし、小林三左衛門殿へ差上候、尤、御用番蠣崎四郎左

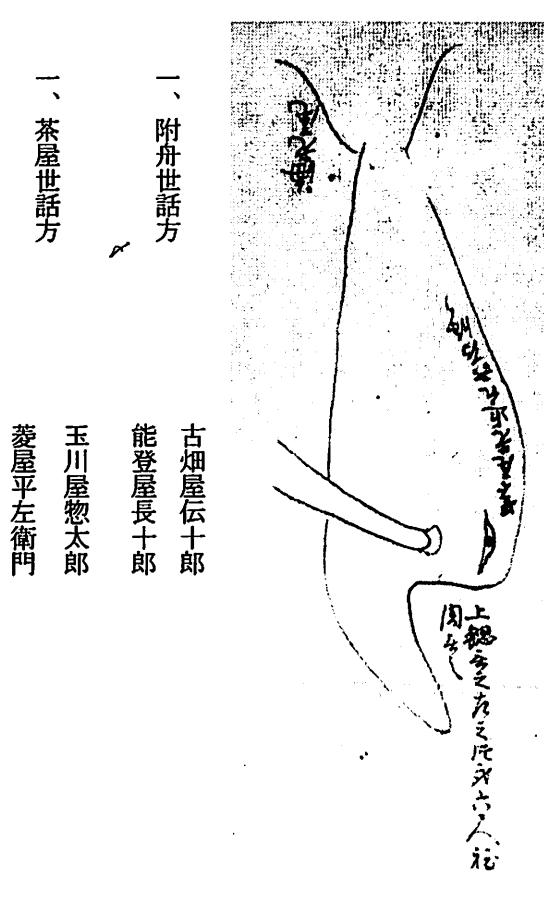
衛門殿今朝 御代香ニ而御用部家相詰居候間、御悲番ニ左衛門殿へ差上候、

一、白山明神の御神体修覆并遷宮供料共、此度限り佐藤加茂左右衛門殿被致寄附度趣、尤、御神事之節者 御代參被仰付被下置度趣共、木村山城より願書差上候、尚又、白山社是迄度々修覆等有之候而御代參并供料等被下置旧記之写老冊差上候、

一、今井八九郎井木村兼太郎、東地アツケシ嶋々、子モロ嶋々、クナシリ迄図取御用付御印鑑願出、則相渡ス、

三月廿五日、清部村小浜と申所へ六尋余り之鯨寄り候趣住進有之、在方掛り田中半右衛門出役内見分致候、同廿六日、見分桜庭梅太郎被仰付候、尤、見分相済候半々鯨者同村へ被下候趣共被仰付候、

[左図有]



右伺之上、御聞済相成候、尤、御用番小林三左衛門殿、蟻崎四郎左衛門殿御烈座三而、御奉行限り御聞済被仰付候、則双方呼出ス、尤、月行司壱人ツ、相添候、仲間取締堅相守りへく様、名主田中九八・中林九兵衛立会二而被仰渡候、

一、箱館在富川村名主多右衛門印鑑式枚、立石野御番所・根森御番所両方へ可遺旨、箱館御奉行小林三左衛門殿より御渡付、在方掛り石黒善吉江相渡

候、立石野行者別段同人江相願候、

一、場所々鰯場名代、海鼠引名代、雜魚名代、其外とも名代可有之哉、凡何百石位の船相立來候哉、小林三左衛門殿より御尋付、御用達并請負人一同江申付書上可仕儀申付候、尤、何百石船の立方、是ハ古來る其名代江船都合次第大小之船相立罷在候趣申上置候、

一、白山明神修覆并供料共願之通心願の者へ被仰付、尚又、御代參の義も願の通被仰付候、

一、桜庭梅太郎昨日清部村へ罷越見分致候鯨之儀、今日見分書差上左二、

見分書

西在清部村字小浜と申所へ寄鯨有之御訴申上候付、私見分被仰付相越

見分仕候處、六尋余之鯨ニ而渚近く流居候を見當り、同村御百姓并御當所カタ追鮓參居候馬形東中町源藏、神明町万右衛門始鮓取雇之もの共

船を乗出ス加勢いたし引寄候趣ニ御座候、依之右鯨同村江被下置候旨申達候處、一同難有仕合奉存候段申出候、則別紙御請書差上候間、鯨の鯨絵図共相添、此段奉申上候、

申三月廿六日

桜庭梅太郎

右見分書江清部村カタ之訴書并御請書、鯨絵図とも相添、御番小林三左衛門

殿差上候、

一、御船叶丸、昨年越後新潟港ニ而造船出来新造相成、当月廿五日昼九ツ時出帆、昨廿七日暮七ツ時過に無事着いたし候間、則御番小林三左衛門殿申上候、積入物越後米千俵程、

但、元升四斗三升入候得共、時節後レ相成川浮函相成、当春迄繁居候間、格別欠米相立候様子之旨善太夫申出候、尤、天野米と申候よし、式

千俵買入、

右之通、今朝御船頭善太夫届出候間、申上置候、

一、御船叶丸、今度 松前三郎兵衛様御迎ニ三廻江出帆被仰付候間、御船頭善太夫江申達候、尤、明廿九日カタ風待ニ申渡候、新造ニ而罷下り候故、間尺御改者三廻カタ帰帆之上被仰付候積り、

一、同船江注文いたし当御役所御収納金入置候御軍カシ一押、御金箱四ツ、御奉行所御泊替り之節御夜具入之長持毫押、越後新潟カタ此度積下り

四月二日、鰯井鱈網、炮突迄漁事仕度旨、町代一同、名主一同カタ御免被仰付度旨、尤、鮓取外漁師共一同之願付奥印いたし、蟻崎四郎左衛門殿江差上候、

一、炭薪改備米江役金組入候ニ付、在方ニ而鮓役も相改取立候間、同様ニ被仰付度段御沙汰被下置度旨申上候、

四月五日、法幢寺御普請付、市中カタ寄附仕度旨兼而御聞済相成候分、四ヶ年割いたし、壱ヶ年分來五月月中旬カタ六月中旬迄不殘為相納候様、蟻崎四郎左衛門殿カタ村山重左衛門江御達、其旨名主田中九八江申聞置候、

一、阿吽寺御寄附米之内、廿俵前押借仕度旨書付を以先番ニ願上候處、此節米直段格別之高直ニも無之由、尚又、追々下り船有之入米も可有之候間、

手限ニ而工夫いたし可然旨、蟻 四郎左衛門殿ヨリ書面御下ヶ付役僧呼出

し相下ケ候、

一、小松前之番家、先日伺済相成、川岸本間屋辰三郎東角へ為引移候処、小路巾余り手狭ニ相成、非常之節者一同迷惑ニも相成可申、尚又、見付不宜候付、浜通藏所斗リニ而冬分占春先迄者甚不用心候間、新橋通り小松前町浜西川准兵衛藏所ノ西江又候為引移度旨、名主宮川半右衛門占鷹絵図添書面差出候間、奥印いたし、蟻 四郎左衛門殿へ差上候、

一、法幢寺占焼木九本伐取、當時宗円寺江住居致居候へとも手狭付、繼足普請ニ相用申度旨、願之通被仰付、其旨相達、

一、市中御積米付炭薪占取立之分、石黒善吉江炭薪見廻付、伺之上、同人江申談遣候、尤、是迄取立御役通可仕候外ニ焚用与名付過分之薪等切出ス有

之候分者追而御評儀之上、御沙汰可被下旨御達有之、

一、御用番小林三左衛門殿占御達、御船叶丸新造之年柄故当壱ヶ年者御役所持ニ可被成、右付、三厩占帰帆次第秋味前夏船兩度も西地之内江廻ス方請負人可申談旨、尤、其場所柄ニ寄迷惑不致様相談可致候趣とも御申聞候、

四月十日、御積米藏御普請付、桃百三十坪分箱館町年寄江願遣し、則連名之書状差出ス、いりこ之上乗高田弁蔵江相渡候、

一、大白山善光寺普請付、金四百両之内金百両者從 御上様占御寄附、残金三百両之内、金百五十両者御城下持金八拾両、江指持金七拾両者箱館持、都合三百両寄附、去未年閏七月取究メ書上候内、旧冬江差の分金八拾両に当所の内廿両、都合金百両相渡候処、尚又、当夏金百両善光寺へ相渡、殘金百両者普請替出来之上相渡候積り候間、当夏相渡候分百両者当所占為差出候様仕度旨、小林三左衛門殿占御談御座候、尤、百両出兼候半々可然割

合いたし為差出候様被仰付候間、同役へ通達いたし候、

一、当御役所拝岸江樹木植付可申旨、兼而御奉行所占被仰付御座候間、張江又八立山占壱丈余り松相連、今日占植付候、仍御奉行所へ申上候、

四月十二日、当御役所御畠内江松ノ木植付、是ハ張江又八建山占相連申候事故、御代錢者戴不申候得共、右松十五本植付壱本付扣之ため早切三本ツ、結付、都合早切四十五本并繩とも買上候分代錢御払ニ相成候様、御番蟻崎四郎左衛門殿江申上候処、除金占御払候様被仰付候間、御吟味役工藤茂五郎殿江も申上置候、追而早切繩代とも書上候半々

〔端書〕「天保七申年七」

〔端書〕「天保七申年八」
除金占相払候事、

一、御船叶丸、当年西地之内江乗廻方請負人之内江申談候様、兼而先番之節被仰付御座候ニ付、今日藤野喜兵衛・伊達屋庄兵衛・栖原屋庄兵衛右三人相招申談候処、叶丸三厩占帰帆次第壱番ニ者北蝦夷地、二番ニ者ソウヤ・リイシリ之内相廻申度取極候間、其段蟻崎四郎左衛門殿江村山重左衛門罷出申上候、

一、炭屋八治郎江尾山太左衛門殿占金談懸合一件、尾山占願出に相成、村山重左衛門扱三而内談いたし、依之炭屋老母追々養子相究メ候節相続金百両、昨日岡田半兵衛・宮川増蔵兩家江預ケ証文連印ニ而一紙いたし取之、炭屋祖母江重左衛門占直々相渡ス、尤、入用之節者何時ニ而も年中壱割之利足差加へ相渡積り証札ニ有之候、

一、炭屋一件、江州之民助欠落之以前取扱候帳面類左之通、〈長帳〉大福帳 壱、〈同〉万覚帳壹、〈同〉当座帳壹、〈長帳〉書出帳壹、〈切帳〉大宝

恵壱、見録帳壹、人馬駄賃帳壹、外ニ仕切帳二、京都〈高宮屋出・山崎屋

出〉、都合帳面九冊、

メ百廿人

右之通御改錢免除、其余稼方差遣候節者役錢取立申候、以上

申四月

右之通中林九兵衛取調差出ス、九冊共繩からけいたし、御土蔵江入置候様、
村山重左衛門・九兵衛へ申聞候、

一、大臼山善光寺普請付、寄附金当所金百五十両之内、旧冬金廿両小林三左
衛門殿相納、残百三拾金之内、当年五月金六十五両相納候様可仕旨、同役
談之上、今朝小林三左衛門殿江申上候、尤、右之趣委細書付いたし、御用
達□・請負人〇行司、□西川准兵衛・岡田半兵衛、〇万屋専左衛門・関東
屋喜四郎、右四軒江談置、來五月六十五両之分、御用達・請負人より差出候
積り、

一、御船叶丸、三廻より帰帆次第、壹番者北蝦夷地、武番者ソウヤ・リイシリ
之内相廻候様昨日申上候處、御用之間江被仰上、何れも手船數之家柄故迷
惑三可存候間、御船廻方之義者御免被仰付候旨御達有之、則藤野喜兵衛・
伊達屋庄兵衛・栖原屋庄兵衛右三人呼寄申達候、

四月十五日、昨日蠣崎民部殿、松前三郎兵衛様共無滞御渡着、尤、上下着

用桜庭梅太郎、名主半右衛門・九八、右三人者

松前三郎兵衛様へ御出迎罷出候、外民部様方へ一同罷出候

一、西蝦夷地海鼠引御免稼方人数、左之通、

但、御旧領より御料引繼如此御座候、スツ、二人、ヲタスツ二人、イソ

ヤ二人、フルウ二人、シャコタン二人、ヒクニ二人、フルヒラ一人、
アツタ二人、上下ヨイチ三人、イワナイ五人、ヲタルナイ五人、シ

ヤリ五人、ル、モツヘイ・トマ、イニ而拾五人、ソウヤ・モンヘツ

ニ而廿人、北蝦夷地拾五人、

右鼠半切紙江相認メ、蠣崎四郎左衛門殿江差出候、
一、海鼠引人數百廿人分積米付壹人より三朱ツ、取立候分、右者旧來より御役迄
差免有之候間、此分も差免遣し候様、三左衛門殿より御達付、追而銘々江下
ケ遣し候事、

一、蠣崎民部殿御用付江戸表江出役被仰付、來月四日出立の旨、小林三左衛
門殿御達、藤田陸郎殿同断、

一、御紋付黒紹祫御片衣四扇、右者旧冬御収納取立出精三付、村山伝兵衛、
桜庭梅太郎、張江又八、村山重左衛門四人拝領被仰付候分、此度御下ケ相
成候、

一、市中御備米の分、板藏四間八間いたし當夏壹棟切組申遣度、蠣崎四郎左
衛門殿江申上候、御問済、尤、地所の義ハ何れ生府町之内相建申度候ニ付、
追而図書を以申上候積り、依之右板藏津輕十三ノ長七江切組申付候、來六
月中、七月上旬迄に至着いたし候様申渡候、

四月廿六日、根森村沢おるて目谷観平召使居候下及部惣太義、當二月鮓漁業
中狐打候ニ付、御城下并同村御構被仰渡候、

一、名主五人連名書付を以、法幢寺御普請付五人ニ而金千疋寄附仕度旨願書
差出候間、奥書いたし、小林三左衛門殿へ差上候、尤、藤野喜兵衛も奥印
いたし、

一、茂草村百姓辰五郎樺龜治郎、同村冲合ニ而脰脇脇拾ひ取候間差出候付、
金三百疋御目録被下候趣被仰出候、右金子内御役所より請取可申様、小林三

左衛門殿御達、則請取、在方石黒善吉相渡ス、

五月四日、市中御備米付、生府壱番板藏四間二八間ニ出来上り、昨日小林三左衛門殿、御吟味役蠣崎重郎左衛門殿、町年寄村山伝兵衛・桜庭梅太郎、名主加藤専右衛門・野坂吉六、御用達惣代月行司岩田金蔵、請負人月行司沢田屋久兵衛、右一統相越、御見分相済候、尤、表通り庇之義者今一両日内出来揚り之積り、

一、市中備米御藏地入用馬行之釘代、生府御藏戸前金物窓筋鉄代、金具屋治右衛門より書上、
高金壱朱ト錢式百文、名主九八立会相渡候、

一、藤野喜兵衛儀、法幢寺御普請付町年寄格被仰付有之候付、町年寄之廉者御札御改の節者御用の間江罷出、御札申上仕来候得共、此節江指法幢寺材木等も相廻居候へ者取込の儀も可有之二付、明五日御札御断付而者町御役所限り罷出、御札申上候様被仰出候旨、小林三左衛門殿御達、則喜兵衛

へ相達、

一、蠣崎民部様、藤田陸郎殿、石塚吉藏殿、鎌田武右衛門、今朝御出立御座候、町年寄繼上下、名主麻上下ニ而御見送り、

五月八日、近年江差姥神本社拝殿共不残類焼付、此度再建有之候間、御寄附之儀社人より奉願上候處、金壱枚被仰付候、尤、本社者老間四方三而大坂表江切組世話人有之、此節不残出来罷下り候處、代金百五拾両ニ仕上り申候由、尤、内金五拾両程大坂ニ而寄附之もの有之由承り候間、為念の認メ置候、

五月十一日、越後柏崎藏米千俵、同百七拾俵、右二口阿部屋利兵衛宿船積來候間御買上被下度旨願書、同役談之上、市中備米ニ買上度趣付、御用達行司伊達屋庄兵衛・岩田金蔵、請負人行司福嶋屋新右衛門・沢田屋久兵衛呼

上付米を以相談為致候處、米性も宜候間直段者市中ならハ七匁四分位ニ也可有之哉、御買上米なれハ元船生府江相廻、猶又、御升の違も有之候間、七匁五分迄御買上ヶ相成可然旨申立候、依之利兵衛を以船頭江七匁四分ニ掛合候處、七匁五分被成下度旨願出、小林三左衛門殿付米差上、利兵衛より書上も差上候處、御披露之上、伺之通七匁五分御買上ヶ被仰付候、尤、米船上ヶ藏入之節、内御吟味役立会被仰出候趣御達御座候、依之利兵衛呼上ヶ御買上ヶ之義申達候、今日元船生府へ相廻、明朝より浜上ヶ之積り、御升之るい内御役所より押借いたし相用候積り、人足者市中ニ而者日々法幢寺御普請材木相運居候ニ付、右御米揚も是迄之通大工共人足申付候積り、是迄御米人足江者星賄被下候付、此度も賄いたし候積り、御米藏積上ヶハ丁持六人程相雇候積り、浜手江出役相詰候、小家者問屋ニ而相掛ケ候積り、御幕者内御役所より拝借いたし候積り、此度ハ市中備米始而御買上ヶ之事故、市中惣代ニ町代不残差出候積り、右何れも手配方當番名主中林九兵衛申達候、

五月十二日、枝ヶ崎町工藤忠兵衛居宅之下浜辺市中御備米藏地ニ窓済之上、先達而地拵ニ為取掛罷在候處、其後右地所御用之儀有之候間、土蔵者博知石町山田屋福松居宅西手之広小路江相建候積リニ相成候得共、枝ヶ崎浜蔵地者地拵ニ掛り居候内、右御沙汰付、地普請者其僕日雇相掛け置候處、此度右地拵皆出来ニ相成候趣、名主中林九兵衛届出候、其段小林三左衛門殿江申上候、

一、北蝦夷地御交易ニ御用ひ被遊候鍋大小廿五枚申付候様、小林三左衛門殿より去五日被仰付、図書御渡付、名主九兵衛を以泊川町鍛冶四郎兵衛江鑄方申渡候、図書左之通り、

[左圖有]

右者市中備米壹番蔵江積入仕候間、此段御届申上候、以上、
申五月十二日

町年寄
御用達
名主
請負人

但、半紙江相認メ、小林三左衛門殿江差上候、

五月廿日、愛宿社殿零落付御普請願之通被仰付候三付、御見分として御奉行

小林三左衛門殿、御吟味役嫗崎重郎右衛門殿、町年寄村山伝兵衛・桜庭梅太郎、名主中林九兵衛、書役兩人、町方頭取老人、町方御先キ兩人、御作事ら大場忠左衛門・佐藤豊七、下役杉村孫壯、大工頭老人、御目附今井善兵衛殿、右一同罷越御見分いたし候、

一、白石片倉小十郎殿祈願所白鳥明神社人代下社家三戸益人罷下り、來七月迄逼留届、佐々木大和占御届書差上候、

一、諸士并御徒士備米買入方左之通、

米六十三俵 中書院一同四十式軒 壱軒付壹俵半ツ、

米 中ノ間御先手組一同

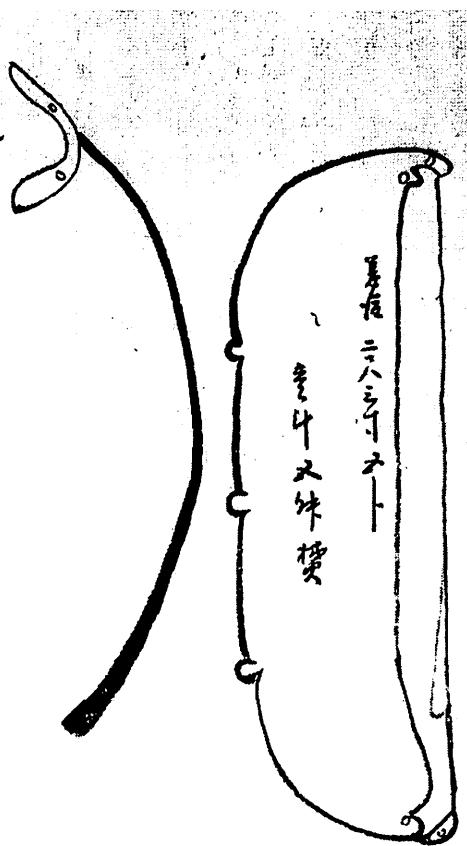
金百三両三分ト式貲五百三十文、此金高丈ケ俵數買入可申事、
尤、少々過金有之、壹俵代無之候節者其分者相返ス可申事、

米 新組・古組御徒士、御通辞共一同

金廿三両一同占寄り有之候へとも俵數ニ寄代金少々不足有之候
節者一同占此方へ相渡候積リ、

覚

一、越後米九百九拾九俵 改升四斗壹升壹合五勺入
一、同 百七拾俵 改升四斗九合入、



右之趣、蠣崎四郎左衛門殿より買入方可致旨被仰付候、

一、叶丸之儀、岡田半兵衛江先達而御預ヶ被仰付候間、同船為登道具并板藏生府町ニ立置候併御用之間より御沙汰付、内御役所御勘定所より右藏とも御預ヶ被仰付候間、品書者御奉行所御日記ニ委細認メ有之候間、別段預り書等同人より差出不申候而も宜旨、小林三左衛門殿より被仰聞候間、此段認メ置申候、

五月廿四日、社人佐々木大和書付を以、馬形宮拝殿普請中社内江小家掛ケ為用心之留主居之もの差置候間、此段御届申上候趣之書面、小林三左衛門殿江差上候、

一、守隨方秤之義、手前ニ勝手次第錘縮共取替候義ハ勿論怪敷秤等不相用

申間敷、又西三十三ヶ国之秤者不相用様御触面出ス、定例の通、御用達、問屋、小宿、請負人江触書御差出ス相成候、
一、越後村上米四百俵京屋平八より七匁五分二壳上度趣願出、御用達・名主・請負人江相談之處、先日より少々米相庭引下ケ候間、七匁三分迄可然旨申出候付、此段書付ニ而附米相添伺上候、尤、御家中積米之廉江御買入仕度旨申上候處、御評儀之上御買入方御達相成候、

五月廿六日、西館稻荷拝殿大破付、曲馬興行仕候而右助情を以普請仕度趣、尤、城下・江差・箱館ニ而晴天十日宛之願書、佐々木権太夫并氏子中より則二通願書出ル、

一、善光寺寄附金之内、金六十五両御用達・請負人行司呼上ケ申付遣候、尤、六月五日小林三左衛門殿箱館江御出立候間、其前二日頃迄取集可差出趣申付遣候、

一、馬形宮社地ニ料理屋様之小家相見得候付、急段引取方、佐々木大和呼上

ケ申達候、右小家住居之もの者中町弥惣八与申者之由、右者吟味役所へ伺の上被仰付候、

一、佐々木大和書付を以、馬形宮社地の内江普請番小家相懸度願書御下ケニ相成候、此後番小家相掛ケ申度候半々丸小家か亦者極手軽キ小家延張などに可致趣共申達候、

一、西館佐々木権太夫并湯殿沢町宇兵衛同様曲馬興行、願の通り被仰付候、

一、金千両藤野喜兵衛、金六百両伊達林右衛門、金五百両栖原屋庄兵衛、金六百両山田屋文右衛門、^レ金三千七百両

右者当七月五日江戸下谷御家敷江為御替被仰出候分、当六月朔日御下ケ金可有之哉、依而五月廿九日迄為替手形添状とも可差出様相違、

一、町代一同より法幢寺御普請付、金千五百疋寄附仕度趣願書差出候間、奥印いたし、

一、御朱印地

武州多摩郡

中埜八幡宮

神主

中埜豊前介

明石主膳

家来壱人

運平

右者去ル巳年武州陸奥二ヶ国御免勅化被仰付候付、昨廿八日至着仕候付、昨夜之處ハ箱館宿伊兵衛へ申付候様、名主半右衛門相達、今朝蠣 四郎左衛門殿へ右之趣申上置候、為着届今日田中九八旅宿迄差遣し候、

一、禅寺焼場の儀、此節御差留ニ相成、御用透二者御奉行所御見立被成候積

り御座候得共日々葬式有之、度々法幢寺より願出候付、右焼場地所御見立候迄當分之内法幢寺焼場二而禪寺四ヶ寺之分者為燒候而不苦候旨、蟻四郎

左衛門殿被仰下候間、法幢寺役僧旭音呼上ヶ申達候、尚又、法幢寺焼場の道筋此節御普請付材木沢山有之、通路不相成候間、龍雲院寺内より焼場へ通路致ス候趣、為心得龍雲院役僧呼上ヶ相達候。

六月朔日、町代一同より法幢寺へ寄附金千五疋^(マツ)、願の通り被仰付候、尤、納

方之義者當申年より向亥年迄四ヶ年割合、尤、當年之分者此節より七月十五日迄内御役所へ相納候様、以御書取被仰付候間、名主吉六江相達、

一、廿九日蔵入ニ相成候中書院より御通辭迄高米武百九十一俵井丁持式人賃錢共委細相認メ候間、御番四郎左衛門殿差上候處、席々江為御見被成候旨承

り候、尤、別段御用之間江書面御覽二入不申様ニ承知仕候、

六月二日、當正月廿一日着、二月九日出帆いたし候津軽家三上兵司上下三人、栗原慶助、足輕三人、同心四人、以上拾老人、小泊ノ長之七ヒクニ一件付請取方ニ差越候間、工藤忠兵衛方ニ而逼留中賄入用高メ百三貫五百廿三文、一、仙台白石 白鳥明神社人山家豊前介より書状、佐々木大和持參いたし、則蟻崎四郎左衛門殿差上候、

一、中野八幡宮朱印地社人中野豊前介外老人より切書ニテ町年寄名前ニテ今

明日中二右之私宅江罷出御礼申度申參り候間、其伴蟻四郎左衛門殿へ差出置候、右両様何れ御用ノ間江被仰上候旨、御咄御座候、

六月四日、白鳥形部書付を以、吉岡村に安置仕候八幡宮往古者 御上様より御建立ニ御座候處、先年御料之節御手入有之候後、此節及大破候間、御時節柄奉恐入候得共、多少不限御下ヶ金被下置候半々其余者此度限り村中之寄附を以取繕申度趣願書、蟻崎四郎左衛門殿差上候、

一、仙台白石 八幡宮之御守札之儀、明朝差上候様、蟻四郎左衛門殿御達有之候付、佐々木大和へ申達、

一、武州多滿郡御朱印地中野八幡宮神主中野豊前之介、右社殿零落付於江戸表御免勸化被仰付候テ此度当所為巡行罷下り、去月廿八日三廻より至着致候節、差掛り箱館宿越前屋伊兵衛方旅宿為致候へとも、同人方へも箱館より罷登滯留之ものも有之付、右社人上下三人者昨日より江指大西屋文右衛門方へ引移候、着以来名主田中九八度々旅宿江見舞ニ遣し様子為承候、旅宿料之儀者 御上様ヨリ被下置候旨、蟻崎四郎左衛門殿より御達、三度ツ、賄之外酒肴も内々差出候事故、老人付金壹朱ツ、賄料可遣旨、名主を以文右衛門へ申付候、右社人より名主九八を以今朝御神札木札壹枚、紙札壹枚差出候間、蟻四郎左衛門殿差上候處、御披露相成候、

一、仙台白石白鳥明神之神主山家豊前之介より當方御奉行衆へ書状を以、罷下り候下社家三戸益人より今朝御神札壹枚箱入ニいたし差上候處、為御初穂金三百疋被下置候、猶又、市中在于勸化之義者去巳年市中類焼の上、米価引続今以高直之時節候へ者勸化の義者見合可申、依之別段金五百疋被下置候趣、蟻崎四郎左衛門殿より佐々木大和江委細被仰付、右金包同人江御渡、夫より三戸益人江申談候積り、

一、江戸表より黒ばく与申石に似寄候小石数二十相尋候而可差出旨、御小書院より被仰付候、

一、吉岡村八幡宮及大破、此度限り村内ニ而普請之義者願之通被仰付候、尤、白銀二枚被下置候、

一、金千五百両、内訳金七百五拾兩藤野喜兵衛、金七百五十兩西川准兵衛、岡田半兵衛、右者御入用之儀御座候付、書面之通り御借上ヶ被仰出候、尤、

唯今急之儀ニも無之候間、兼而相心得罷在候様可申達旨、蠣崎四郎左衛門

殿御達付、喜兵衛・准兵衛・半兵衛右三人江申達候、

一、御免勸化武州中埜八幡宮社人先達而罷越候處、時節柄市中在々巡行致候半々一同迷惑ニ可存、依之去々午年罷越候御免勸化甲州御嶽山之振合を以立替金いたし、巡行者致間敷被仰出候、尤、金高者成丈相減取極メ候様、

蠣崎四郎左衛門殿より被仰出候、最初者村山伝兵衛・桜庭梅太郎繼肩衣ニ而一通り着届ケとして社人旅宿へ相越、其後去ル九日、張江又八・村山重左

衛門、前同様罷越候節立替金之儀先方より嘶合有之候由、尤、其已前名主九八を以立替金三十両いたし度申向候へとも中々承知無之、六十金ニ取極メ吳候様申居候趣御座候得共、猶又、宮川半右衛門・田中九八を以金高相減候様昨日先方へ談合為致候處、立替金六十両より減方不相成、勿論御嶽山之節者立替金八十五両之由承り居候へとも、当年者前浜漁事も無之不景氣之旨向地ニ而承知いたし相越候故、御嶽山より相減六十金ニ而取究度与申事候、乍去夫ニ而者御都合不宜候半々巡行いたし候様被成下度趣、社人共申問候由、半右衛門・九八より今日申立候、依之同役申談事候處、六十金に取極候方可然付、明朝御奉行所へ相伺候積り、

一、市中備米、村上米（升四斗四升入）武百俵、直段七匁七分、宿阿部や利兵衛、越後建村米（元升四四入）五百俵、直段七匁五分、宿京屋平八、右米申上候處御聞届付、天氣次第生府老番蔵入之積り問屋申付候、猶、名主へも申達候、

六月十二日、中書院積米六十三俵代金三十五両老朱ト武百拾老文、外二丁持

せん百八文、氏家六郎左衛門殿、蠣崎織人殿持參受取、

一、竹屋彦左衛門書付を以、生駒鉢三郎様家中斎藤上苗上下武人用事有之、

去八日罷越、来ル廿日頃迄滞留中引請仕候趣、御届書差上候、

一、御免勸化立替金六十両の義、昨日名主半右衛門・九八申出候趣俱々蠣崎四郎左衛門殿申上候處、御用之間江伺之上、右六十金ニ取極メ候様被仰出候間、右名主を以今日先方社人江挨拶の上取究候積り、

一、北蝦夷地之儀ニ付、伊達林右衛門出府中ニテ代庄兵衛病身付手代松五郎、栖原屋庄兵衛代甚吉、中町九兵衛右三人御呼出し之上被仰出候御書取、

町奉行中江

北蝦夷地之儀者重キ御趣意有之、御用達伊達林右衛門・栖原故六郎兵衛江御預ケ被成候處、當時之庄兵衛儀者御用達之身分ニモ無之候付而者最初より御趣意違ひニ相成、其上右場所御用有之候付、今後御引上

ケ被成、以来

御直差支^(四)ニ被仰出候、尤、当年出産之荷物者庄兵衛へ相渡、來西年正月元日より御直差支^(四)相成候間、其旨庄兵衛江可被申渡候、

申六月

伊達林右衛門

北蝦夷地之儀者重キ御趣意有之、其方并栖原故六郎兵衛江御預ケ被成候處、當時之庄兵衛儀者御用達之身分ニモ無之、其上右半方御用有之、庄兵衛右御引上ケ被成、來西正月元日より御直差配ニ被成候積り、尤、其方江者是迄之通半方被成御預ケ候間、諸事御直差配之差支ニ不相成様入念相勤候様被仰出候、

町奉行中江

中町百姓

九兵衛

今度北蝦夷地之内半方御直差配被成候付、右九兵衛御雇入被成差配方
被仰付候、右付、苗字帶刀御免被成候間、其旨同人江可申渡候、

申六月

町奉行中江

今度北蝦夷地御直差配被成候付、追々会所御取立被成候間、其節者手
代三、四人も雇入不申候而者差支可申候間、九兵衛存寄次第人物を撰
ミ申立候様、九兵衛へ可被申渡事、

右之趣於御座鋪御番蟻崎四郎左衛門殿被仰渡候、御吟味役工藤茂五郎殿御
立会被成候、

一、九兵衛苗字相尋候處、小川九兵衛与申候趣申出候間、其段申上置候、

六月十四日、加賀様より米壹万石齋るいニ而交易、正院村七右衛門と申もの、
年々罷下り心得居候間、取組候様仕度、江戸表より申参り候付、御奉行所より
御用達・請負人一同へ申聞、無腹臓申談の上可申立旨被仰出候間、両行司
江此段申付写相渡候、

一、市中備米、京屋平八より買入左二、

○ 越後村米四百拾六俵 改升四二壱五入 直段七匁五分

(是ハ阿部屋利兵衛より買入

越後村上米百九十俵 改升三九八八五入 直段七匁七分

右之通二口、昨十四日生府堺番蔵入いたし候、尤、御役所より吟味役藤林重

治殿・佐藤吉左衛門殿、町年寄四人、名主半右衛門・九八、町代嘉兵衛・
仁右衛門出役無滞相済、

六月十六日、茶屋一同より先日願書を以、當時至り茶屋同様渡世いたし隠売女
差置候ものも有之哉二相聞ひ候間、御調被下度書面差出有之候得共、此度

者右書面願下ケ仕度、茶屋世話役申出候段名主九八申立候間、同役談事之
上、右願書九八江下ケ遣候、

一、法幢寺去冬焼失之後宗円寺ニ罷在候處、法衣其外秘用品所持無之、當惑

仕候付、注文仕候處、追々相下り候得共、代方私方必至と難渋仕候間、御
金百両拝備被仰付被下置度、尤、来酉年より向午年迄十ヶ年割合、年々金拾
両ツ、上納仕度趣願書差上、御聞済ニ相成、近藤吉左衛門殿、法幢寺役僧
江御達有之候、

一、北蝦夷地半方伊達林右衛門江是迄之通御預ケ被仰付候付、請書為差出候
様、近藤吉左衛門殿御達、

六月廿日、中埜八幡宮御免勸化之儀、御当所・江指・箱館并市中々諸寺院、
尚又社家共、三ヶ所ニ而都合六十両ニ而立替仕切に相極候、則金六十両取
集之内、御用達中より当座借上ケ、名主宮川半右衛門・田中九八を以書附相
添、中埜八幡宮(社役人)中野豊前之介相渡、右書付認メ方左二、

半紙	御免	軒別取集神納帳	上書之写
	勸化		

奥州松前

松前隆之助

一、金拾七両 福山市中 家数貳千式百九十八軒

一、金四両 福山付在々 家数千百廿五軒

一、金三両 同町在 諸寺社

一、金九両 江差市中 家数千式百四十五軒

- 右地所御引上ヶ相成、追而代り地被下置候積り、其旨御用部家ニ而新井田周治殿タケシマ御剪紙被遣候、
- 一、金七両 江差附在々 家數式千三百軒
- 一、金武両 同町在 諸寺社
- 一、金九両 箱館市中 家數千式百六十軒
- 一、金七両 同附在々 家數式千百七十軒
- 一、金武両 箱館町在 諸寺社
- 都合金六十両 但、本紙者都合書無之候、
- 天保七丙申年六月 取集惣代
- 松前町年寄四人印
- 名主五人印
- 一、勝軍地藏堂ニ変死有之候付敷板取替候義、阿吽寺手限りニ而仕度旨申出
- 候、右御聞済被仰付候、仍清メ御祈祷修行付金百疋御初穂被下置候、則覚定江相渡、
- 一、法幢寺御普請木浜タハ配り人足昼賄焚出し御用達中相済候付、請負人中二而廿四日タツヨウ可致趣、行司沢田屋久兵衛ヨリ申談候、
- 一、こま廻興行、今日タク相始候儀御聞届付、町方頭取高橋順平江相達、
- 一、武州多摩郡中埜八幡宮御免勅化為取集神主中野豊前之介、社役人明石主膳罷越候付、当所・江指・箱館惣市中之分金六十両立替相成、金子相渡、
- 今日御用ノ間タク御初穂金三百疋御渡、則水引包、右御用部家ニ而新井田周治殿タケシマ差廻、田中九八江相渡、
- 一、生府町化粧川西手ニおるて此度市中備米板藏相建候付、地面相調候処、前田歛治抱地ニ而當時栖原屋庄兵衛へ貸置候由、庄兵衛相用居候西手荒地ニ候間、手入いたし今明年板藏相建、余者庄兵衛相用居候処も年季明相成候上、明後年相建候積り、依之今日村山重左衛門タケシマ申立候処、前田歛治タケシマ
- 一、株拾五万抱 壱包付貳文三分ツ、代三百四十五貫文 此半金廿五両毫分一朱ト三百七十五文
- 一、法幢寺御普請材木江差廻り之分運ひ人足昼賄被下候付、是迄御用達之内藤野喜兵衛除キ外六人ニ而三日宛十五日相賄候へとも、此後焚出し世話之義請負人江申付候處、明廿四日タツヨウ日數十日限り御請申上候、月行司沢田屋久兵衛罷出申上候、尤、人足老人玄米五合宛之定、尤、昼斗り一賄ニ而、
- 一、出羽庄内湯殿山鉄門海タカハシ弟子金海、右之行者宗用付、當所宿種倉屋七右衛門、加茂ノ善五郎船乗、当月廿一日到着仕、爰元滯留中引受仕、尤、拙寺隨身仕候間、此段御聞済被下置度旨、阿吽寺タケシマ書面差出候、
- 一、中書院中ノ間御先手組御徒士タケシマ御通辭まで積米之儀、市中備米藏江預り代金請取候分丁持錢共通三冊江當御役所御印ニテ相認メ、席々江名主九兵衛を以差遣候様申付候、
- 一、小川九兵衛儀、御用達格被仰付候、尤、北蝦夷地半方之儀者請負同様ニ相心得、仕入代品共手限りニ而手配可仕、万一差支候節者御下ヶ金も可有之、会所之義者追而地所見立可申候、尤、伊達林右衛門江諸事申談、且、明西年タケシマ金五百両増金いたし上納、藏地所者枝ヶ崎町浜空地の外追々見立可申上候、委細被仰渡候御書付者兩人江毫通ツ、御渡有之候、但、九兵衛義麻上下ニ而罷出候、林右衛門代庄兵衛尤羽織袴ニテ罷出候、

右之趣、新井田周治殿より被仰渡、伝兵衛・又人罷出候。

御用達惣代

六月廿八日、栖原屋庄兵衛手船通吉丸沖船頭平吉儀、追而御用之儀有之候間、

蝦夷地並他所江茂不差出、船乗も不為致、當所へ差置可申旨被仰付候、猶

亦、ルヽモツヘ支配人福松儀、御用有之候間為呼登候様被仰出候、右兩様

御番新井田周治殿より達御座候旨、昨夕方村山重左衛門より通達有之候間、

今朝栖原屋庄兵衛呼寄相達候。

右之通半紙江相認メ差出候間、新井田周治殿江差上候。

一、加州米壹万石与当所出產鮓類与交易年々取組申度能州正院七右衛門申立、
加州御留主居より江戸御屋敷江御間合相成候ニ付、否哉の義被仰遣候間、右
取組方如何ニ有之哉の旨、先日御用達・請負人江御尋御座候處、一統申談
之上、書面を以御答申上候、左二、

口上書

一、小川九兵衛義書付を以、今般不存寄御用達格被仰付冥加難有仕合奉存候、
依之奉願上候茂恐入奉存候得共、御席之砌、御目見御礼被仰付度趣願書
奥書之上差上候、

一、御免勸化武州中埜八幡宮木札先日差上候付、御初穂金三百疋被下置候處、
社人中埜豊前之介より請取書名主九八持參差出候間、今日差上候。

加州様御蔵米御當所出產之鮓類与御交易之儀、能州正院ノ七右衛門與
申者申立御座候由、江戸表古御書面御座候趣被仰聞奉承知候、隨而右
御米御取組被遊思召御座候而私共へ御尋ニ付奉申上候、右御米之義者

是迄年々諸廻船多少積下り候得者過分之儀ニも無御座候、一体加州御
書相添差出候付、奥印いたし差上候。

米之儀者升五斗余ニ御座候へ者平日遣ひ勝手不宜、其上土用中ふけ米
相成候米底も有之候、且又、蝦夷地仕入差下し候而も田米ニ仕候節ハ
同様減石相立迷惑奉存候、何れ定式御取組相成候御儀も御座候而者御
當所産物売買も何となく手狭ニ相成候姿ニ御座候得共、御取組之義、
私共義者熟談仕兼候間、乍恐此段奉申上候、以上、

申六月

請負人惣代

沢田屋久兵衛

福嶋屋新右衛門

町御役所

岩田金蔵
伊達林右衛門代
庄兵衛

余市水産博物館研究報告別冊

平成25年3月31日 発行

編集・発行 余市水産博物館

〒046-0011 北海道余市郡余市町入舟町 21

TEL & FAX 0135-22-6187